

枚方市議会定例会議案書
(令和6年9月定例会議会)

目 次

報告第 9 号	令和 5 年度枚方市土地開発公社の経営状況について	…	1
報告第 10 号	令和 5 年度公益財団法人枚方市スポーツ協会の経営状況について	…	11
報告第 11 号	債権の放棄について	…	28
報告第 12 号	令和 5 年度枚方市基金の運用状況について	…	31
報告第 13 号	令和 5 年度大阪府枚方市水道事業会計継続費の精算報告について	…	35
報告第 14 号	令和 5 年度大阪府枚方市下水道事業会計継続費の精算報告について	…	39
報告第 15 号	令和 5 年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	…	42
報告第 16 号	専決事項の報告について	…	43
	専決第 3 号 損害賠償の額を定めることについて	…	44
	専決第 4 号 損害賠償の額を定めることについて	…	46
	専決第 5 号 損害賠償の額を定めることについて	…	48
	専決第 6 号 損害賠償の額を定めることについて	…	50
認定第 1 号	令和 5 年度大阪府枚方市一般会計歳入歳出決算の認定について	…	52
認定第 2 号	令和 5 年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	…	53
認定第 3 号	令和 5 年度大阪府枚方市自動車駐車場特別会計歳入歳出決算の認定について	…	54
認定第 4 号	令和 5 年度大阪府枚方市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	…	55
認定第 5 号	令和 5 年度大阪府枚方市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	…	56
認定第 6 号	令和 5 年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	…	57
認定第 7 号	令和 5 年度大阪府枚方市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出決算の認定について	…	58
認定第 8 号	令和 5 年度大阪府枚方市水道事業会計決算の認定について	…	59
認定第 9 号	令和 5 年度大阪府枚方市病院事業会計決算の認定について	…	60
認定第 10 号	令和 5 年度大阪府枚方市下水道事業会計決算の認定について	…	61
議案第 24 号	令和 6 年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第 4 号）	…	63
議案第 25 号	令和 6 年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	…	180
議案第 26 号	令和 6 年度大阪府枚方市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	…	200
議案第 27 号	令和 6 年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	…	218
議案第 28 号	令和 6 年度大阪府枚方市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第 2 号）	…	235
議案第 29 号	令和 6 年度大阪府枚方市水道事業会計補正予算（第 1 号）	…	242
議案第 30 号	令和 6 年度大阪府枚方市病院事業会計補正予算（第 1 号）	…	255
議案第 31 号	令和 6 年度大阪府枚方市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	…	264
議案第 32 号	東部大阪都市計画村野駅西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について	…	284
議案第 33 号	東部大阪都市計画茄子作地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について	…	289

議案第 34 号	枚方市国民健康保険条例の一部改正について	… 293
議案第 35 号	枚方市基金条例の一部改正について	… 297
議案第 36 号	枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	… 300
議案第 37 号	枚方市看護師修学資金貸与条例等の一部改正について	… 304
議案第 38 号	財産（幼児療育園跡地活用事業用地）の交換について	… 314
議案第 39 号	財産（消防団ポンプ車両）の取得について	… 316
議案第 40 号	枚方市総合文化芸術センターの指定管理者の指定について	… 318
議案第 41 号	大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について	… 325
議案第 42 号	大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について	… 328
議案第 43 号	和解及び損害賠償の額を定めることについて	… 331
議案第 44 号	和解及び損害賠償の額を定めることについて	… 332
議案第 45 号	和解及び損害賠償の額を定めることについて	… 333
議案第 46 号	和解及び損害賠償の額を定めることについて	… 334
議案第 47 号	和解及び損害賠償の額を定めることについて	… 335
議案第 48 号	和解及び損害賠償の額を定めることについて	… 336
議案第 49 号	令和 5 年度大阪府枚方市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	… 337
議案第 50 号	令和 5 年度大阪府枚方市病院事業会計未処分利益剰余金の処分について	… 338
議案第 51 号	令和 5 年度大阪府枚方市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	… 339

報告第 9 号

令和 5 年度枚方市土地開発公社の経営状況について

令和 5 年度枚方市土地開発公社の経営状況を説明する書類を作成したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により議会に提出する。

令和 6 年（2024 年）8 月 30 日提出

枚方市長 伏 見 隆

令和5年度枚方市土地開発公社事業報告書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

1 公有用地取得事業

区分	取得面積 (㎡)	用地費等の金額(円)	利息 (円)	計 (円)
道路施設用地	433.98	154,882,398	20,705,670	175,588,068
枚方藤阪線用地	—	—	1,376,028	1,376,028
中振交野線用地	21.81	4,197,130	6,000,431	10,197,561
牧野長尾線用地	1.07	126,860	871,031	997,891
長尾春日線用地	—	—	7,038,386	7,038,386
長尾杉線用地	411.10	150,558,408	5,419,794	155,978,202
公園施設用地	—	—	11,069,763	11,069,763
中振中央公園用地	—	—	11,069,763	11,069,763
その他施設用地	2,707.73	33,266,593	56,715	33,323,308
東部清掃工場用地	2,707.73	33,266,593	56,715	33,323,308
合計 (7事業用地)	3,141.71	188,148,991	31,832,148	219,981,139

(注) 用地費等の金額は、用地費、補償費、直接経費及び管理費の合計です。

2 公有用地処分事業

区分	売却面積 (㎡)	売却原価 (円)	売却収益 (円)
道路施設用地	1,247.13	689,595,692	695,964,277
中振交野線用地	23.84	22,822,684	23,049,621
牧野長尾線用地	179.09	205,001,587	206,587,104
長尾杉線用地	1,044.20	461,771,421	466,327,552
公園施設用地	1,376.78	288,627,537	290,124,234
中振中央公園用地	1,376.78	288,627,537	290,124,234
その他施設用地	2,707.73	35,477,172	35,831,375
東部清掃工場用地	2,707.73	35,477,172	35,831,375
合計 (5事業用地)	5,331.64	1,013,700,401	1,021,919,886

(注) 売却原価は、用地費、補償費、直接経費、管理費及び利息の合計です。

令和5年度枚方市土地開発公社損益計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

単位:円

1	事業収益		
	(1) 公有地取得事業収益		1,021,919,886
2	事業原価		
	(1) 公有地取得事業原価		<u>1,013,700,401</u>
	事業総利益		8,219,485
3	販売費及び一般管理費		<u>2,705,173</u>
	事業利益		5,514,312
4	事業外収益		
	(1) 受取利息	50	
	(2) 雑収益	<u>2,500</u>	<u>2,550</u>
	当期純利益		<u>5,516,862</u>

付 表

販売費及び一般管理費

(単位:円)

節	
1	人件費 1,596,645
	(1) 報酬 1,582,819
	(2) 給料 —
	(3) 手当 —
	(4) 法定福利費 13,826
2	経費 1,108,528
	(1) 賃金 —
	(2) 旅費 14,810
	(3) 需用費 50,280
	(4) 役務費 77,905
	(5) 委託料 59,620
	(6) 使用料・賃借料 126,913
	(7) 負担金補助及び交付金 37,400
	(8) 公租公課 20,000
	(9) 減価償却費 721,600
	計 2,705,173

令和5年度枚方市土地開発公社貸借対照表

(令和6年3月31日現在)

単位:円

資 産 の 部

1	流動資産		
	(1) 現金及び預金	25,495,643	
	(2) 公有用地	<u>3,805,287,896</u>	
	流動資産合計		3,830,783,539
2	固定資産		
	(1) 有形固定資産		
	ア 工具、器具及び備品	359,675	
	減価償却累計額	<u>359,673</u>	<u>2</u>
	有形固定資産合計		2
	(2) 無形固定資産		
	ア その他の無形固定資産	<u>1,443,200</u>	
	無形固定資産合計	1,443,200	
	(3) 投資その他の資産		
	ア 長期定期預金	<u>5,000,000</u>	
	投資その他の資産合計	5,000,000	
	固定資産合計		<u>6,443,202</u>
	資産合計		<u><u>3,837,226,741</u></u>

負 債 の 部

1	流動負債		
	(1) 短期借入金	3,624,000,000	
	(2) 未払金	17,798,436	
	(3) 未払費用	109,711	
	(4) 預り金	14,207	
	(5) 前受収益	<u>2,500</u>	
	流動負債合計		3,641,924,854
2	固定負債		
	(1) 長期借入金	0	
	固定負債合計		<u>0</u>
	負債合計		<u><u>3,641,924,854</u></u>

資 本 の 部

1	資本金		
	(1) 基本財産	<u>5,000,000</u>	
	資本金合計		5,000,000
2	準備金		
	(1) 前期繰越準備金	184,785,025	
	(2) 当期純利益	<u>5,516,862</u>	
	準備金合計		<u>190,301,887</u>
	資本合計		<u><u>195,301,887</u></u>
	負債資本合計		<u><u>3,837,226,741</u></u>

キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

単位:円

I 事業活動によるキャッシュ・フロー

公有地取得事業及び開発事業用地取得事業収入	1,021,919,886
土地造成事業収入	0
その他事業収入	2,500
補助金等収入	0
公有地取得事業及び開発事業用地取得事業支出	△ 496,689,712
土地造成事業支出	0
取得に係る支出	0
管理に係る支出	0
その他事業支出	0
人件費支出	△ 1,599,257
その他の業務支出	△ 388,740
小計	523,244,677
利息の受取額	50
利息の支払額	0
事業活動によるキャッシュ・フロー計	523,244,727 A

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資有価証券の取得による支出	0
投資有価証券の売却による収入	0
有形固定資産の取得による支出	0
有形固定資産の売却による収入	0
無形固定資産の取得による支出	0
無形固定資産の売却による収入	0
投資活動によるキャッシュ・フロー計	0 B

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

短期借入による収入	3,624,000,000
短期借入金の返済による支出	△ 4,600,000,000
長期借入による収入	0
長期借入金の返済による支出	△ 450,000,000
公社債の発行による収入	0
公社債の償還による支出	0
金銭出資の受入れによる収入	0
財務活動によるキャッシュ・フロー計	△ 1,426,000,000 C

IV 現金及び現金同等物増加額(又は減少額) △ 902,755,273 D 現金 (A+B+C)

V 現金及び現金同等物期首残高 928,250,916 E 前年度末現金

VI 現金及び現金同等物期末残高 25,495,643 本年度末現金 (D+E)

令和5年度枚方市土地開発公社財産目録

(令和6年3月31日現在)

資 産 の 部

1 流動資産 3,830,783,539 円

(1) 現金及び預金 25,495,643 円

種類	金額 (円)	預入先	備考
普通預金	25,495,643	りそな銀行	

(2) 公有用地 3,805,287,896 円

区 分	保有面積(m ²)	用地費等の金額(円)	利息 (円)	計 (円)	取得年度
道路施設用地	9,191.08	1,957,451,615	553,622,105	2,511,073,720	
枚方藤阪線用地	168.81	238,701,200	3,329,223	242,030,423	平成18年度外
中振交野線用地	1,629.11	540,630,302	281,357,341	821,987,643	平成4年度外
牧野長尾線用地	1.07	126,860	569	127,429	令和5年度外
長尾春日線用地	6,377.67	712,794,067	264,724,990	977,519,057	平成4年度外
長尾杉線用地	1,014.42	465,199,186	4,209,982	469,409,168	令和2年度外
公園施設用地	8,045.14	913,906,700	380,307,476	1,294,214,176	
中振中央公園用地	8,045.14	913,906,700	380,307,476	1,294,214,176	平成3年度外
合計 (6事業用地)	17,236.22	2,871,358,315	933,929,581	3,805,287,896	

(注1) 用地費等の金額は、用地費、補償費、直接経費及び管理費の合計額です。

(注2) 用地費等の金額及び利息の合計額が簿価額です。

2 固定資産	6,443,202 円
(1) 有形固定資産	2 円
ア 工具、器具及び備品	2 円

(単位:円)

種類	数量	単価	取得価額	残存価額	減価償却対象価額	前期末減価償却累計額	当期減価償却額	当期末減価償却累計額	当期末残高	備考
応接セット	1	104,000	104,000	1	103,999	103,999	0	103,999	1	昭和56年5月7日取得
文書細断機	1	255,675	255,675	1	255,674	255,674	0	255,674	1	平成11年3月1日取得
合計			359,675	2	359,673	359,673	0	359,673	2	

(注)減価償却は間接法による定額法によります。

(2) 無形固定資産	1,443,200 円
ア その他の無形固定資産	1,443,200 円

種類	金額(円)	減価償却額	前期末減価償却累計額	当期減価償却額	当期末残高	備考
土地管理システム(改良)	3,608,000	2,164,800	1,443,200	721,600	1,443,200	令和2年9月11日取得
合計	3,608,000	2,164,800	1,443,200	721,600	1,443,200	

(注)減価償却は直接法による定額償却によります。

(3) 投資その他の資産	5,000,000 円
ア 長期定期預金	5,000,000 円

種類	金額 (円)	預入先	備考
2年満期定期預金	5,000,000	りそな銀行	基本財産(S48. 1. 22設立出資金)
合計	5,000,000		

資産合計 3,837,226,741 円

負債の部

1 流動負債	3,641,924,854 円
(1) 短期借入金	3,624,000,000 円

借入先	借入金額 (円)	備考
りそな銀行(注1)	2,600,000,000	証書借入
NTT・TCリース㈱(注1)	300,000,000	〃
りそな銀行(注2)	724,000,000	〃
合計	3,624,000,000	

(注1) りそな銀行を幹事金融機関としたシンジケートローンで、利率(毎月払い)は1ヵ月TIBOR+スプレッド^{*}0.40%、その他手数料(当初一括払い)としてアレンジャフィー0.3520%、エージェンティー0.0330%及び弁護士費用(利率換算0.00379%)となっており、決算期実効利率は、0.84334%となっています。

(注2) りそな銀行の利率は1ヵ月TIBOR+スプレッド0.40%となっています。

(2) 未払金	17,798,436 円
ア 事業未払金	17,798,436 円

科目	金額 (円)	備考
公有用地		
用地費	4,637,616	長尾杉線用地
補償費	13,160,820	長尾杉線用地
合計	17,798,436	

(3) 未払費用 109,711 円

科目			金額 (円)	備考
販売費及び一般管理費	人件費	報酬	101,365	3月分短時間勤務職員報酬
	経費	役務費	8,346	3月分電話料、コピー料金
合 計			109,711	

(4) 預り金 14,207 円

種類	金額 (円)	備考
諸預り金	14,207	所得税、府・市民税特別徴収分

(5) 前受収益 2,500 円

種類	金額 (円)	賃貸契約期間	備考
保有地賃貸に係る未経過使用料	2,500	令和4年4月1日～令和7年3月31日	中振交野線用地(関電)
合 計	2,500		

負債合計 3,641,924,854 円

監査意見書

枚方市土地開発公社定款第24条の規定により、理事長提出の令和5年度決算に係る事業報告書、損益計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書及び財産目録に基づき、関係帳簿並びに証書類監査の結果、その計数は正確であり、業務執行についても適正であると認めます。

なお、長期保有地については、公社の経営健全化を図る観点から、枚方市と事業用地の買戻し促進の協議を引き続き進められるよう申し添えます。

令和6年（2024年）5月16日

枚方市土地開発公社

監事 服 部 秀 人

監事 西 岡 孝

枚方市土地開発公社

理事長 土 佐 泰 豊 殿

令和5年度公益財団法人枚方市スポーツ協会の経営状況について

令和5年度公益財団法人枚方市スポーツ協会の経営状況を説明する書類を作成したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により議会に提出する。

令和6年（2024年）8月30日提出

枚方市長 伏 見 隆

令和5年度 事業報告

公益目的事業

《市民スポーツ普及啓発事業》

1. スポーツ大会事業

(1)総合体育大会等の運営及び選手派遣(枚方市からの受託事業)

①枚方市春季・秋季総合体育大会

春季秋季総合体育大会 総合開会式	開催日	開催場所	参加者数
	4/2	KTM河本工業総合体育館 メインアリーナ	361名

種目	主管団体	春季大会			秋季大会		
		開催日	会場	参加者数	開催日	会場	参加者数
陸上競技	陸上競技協会	5/21	たまゆら陸上競技場	785 名	9/24	たまゆら陸上競技場	801 名
軟式野球	軟式野球連盟	2/12～5/21	市内各グラウンド	1,320 名	9/3～12/3	市内各グラウンド	1,640 名
ソフトテニス	ソフトテニス連盟	6/4・6	伊加賀テニスコート パナソニックテニスコート	108 名	9/17	伊加賀テニスコート パナソニックテニスコート	118 名
卓球	卓球連盟	5/21	KTM河本工業総合体育館	271 名	10/15	KTM河本工業総合体育館	215 名
柔道	柔道連盟	5/14	KTM河本工業総合体育館	19 名	9/10	KTM河本工業総合体育館	29 名
バレーボール (家庭婦人)	バレーボール連盟	4/12	KTM河本工業総合体育館	240 名	10/11	KTM河本工業総合体育館	330 名
バレーボール (一般)		4/16		200 名	9/24		200 名
スキー	スキー協会	－	－	－	2/25	ハチ高原スキー場	46 名
完歩ツアー	野外活動協会	4/23	流れ橋周辺	125 名	11/3	大川河川敷から大阪城周辺	87 名
剣道	剣道連盟	6/4	KTM河本工業総合体育館	174 名	11/19	KTM河本工業総合体育館	376 名
サッカー	サッカー連盟	5/21～9/17	市内各グラウンド	120 名	10/15～12/17	市内各グラウンド	240 名
水泳	水泳協会	－	－	－	9/3	王仁公園プール	53 名
ラグビー	ラグビー連盟	－	－	－	－	－	－
テニス	テニス協会	4/9・23・ 5/14・21・28・ 6/11	パナソニック・春日・伊加賀・ 王仁公園テニスコート	404 名	10/1	伊加賀・王仁公園テニスコート	80 名
少林寺拳法	少林寺拳法協会	5/3	KTM河本工業総合体育館	64 名	11/5	KTM河本工業総合体育館	61 名
ソフトボール	ソフトボール協会	4/2～7/30	伊加賀運動広場・東部スタジアム	735 名	8/27～3/10	伊加賀運動広場・東部スタジアム	795 名
空手道	空手道連盟	5/5	KTM河本工業総合体育館	405 名	12/3	KTM河本工業総合体育館	270 名
バドミントン	バドミントン連盟	5/14・28	KTM河本工業総合体育館	309 名	10/22・29	KTM河本工業総合体育館	484 名
相撲	相撲連盟	5/14	王仁公園相撲場	128 名	11/12	王仁公園相撲場	88 名
バスケットボール(一般男女)	バスケットボール協会	5/7・21・ 6/4・11	KTM河本工業総合体育館	96 名	10/8・15	KTM河本工業総合体育館	70 名
バスケットボール(ミニ)		5/13・20・27		200 名	10/21・28 11/3		240 名
カヌー	カヌー協会	5/28	淀川(御幸橋～枚方大橋)	10 名	9/17～18	山陰海岸 円山川	12 名
ゲートボール	ゲートボール協会	4/13	たまゆら陸上競技場	46 名	9/14	たまゆら陸上競技場	44 名
弓道	弓道連盟	6/25	渚市民体育館	42 名	11/26	渚市民体育館	40 名
スポーツチャンバラ	スポーツチャンバラ協会	6/18	KTM河本工業総合体育館	193 名	8/27	KTM河本工業総合体育館	116 名
グラウンド・ゴルフ	グラウンド・ゴルフ連合会	4/22	伊加賀運動広場	294 名	9/23	伊加賀運動広場	254 名
ドッジボール	ドッジボール協会	6/11	KTM河本工業総合体育館	156 名	12/24	KTM河本工業総合体育館	126 名
ソフトバレーボール	ソフトバレーボール協会	7/2	KTM河本工業総合体育館	174 名	11/12	KTM河本工業総合体育館	192 名
インディアカ	インディアカ協会	6/4	渚市民体育館	90 名	11/5	渚市民体育館	96 名
		小 計		6,708 名	小 計		7,103 名
					合 計		13,811 名

②第73回北河内地区総合体育大会・第77回大阪府総合体育大会

種目	種別	北河内地区総合体育大会			大阪府総合体育大会		
		■派遣人数 338人			■派遣人数 221人		
		開催日	会場	成績	開催日	会場	成績
軟式野球	一 般 の 部	6/25・7/9	ひらかた東部スタジアム	第 3 位	8/20・ 9/3・17	深北緑地軟式野球場 寝屋川公園第2野球場	地区予選敗退
	一 般 2 部	6/18・7/2	深北緑地軟式野球場	準 優 勝	8/20・27・ 9/10	寝屋川公園第2野球場 深北緑地軟式野球場	地区予選敗退
ソフトボール	一 般 男 子	6/18・25	交野市立総合体育施設	第 3 位	8/27・ 9/3・10	交野市立総合体育施設	地区予選敗退
	第 3 位			地区予選敗退			
	男 子 2 部	6/11・7/2	大枝公園多目的球技場	優 勝	8/27・ 9/3・10	大東市立龍間運動広場	1回戦敗退
	女 子 2 部			不 参 加			不 参 加
サッカー	一 般 男 子	6/18・25・ 7/9	大枝公園多目的球技場	優 勝	8/27・ 9/3・10	大枝公園多目的球技場	優 勝
バレーボール	一 般 男 子	6/25	大東市立市民体育館	不 参 加	8/27	大東市立市民体育館	不 参 加
	一 般 女 子			不 参 加	8/20		不 参 加
	女 子 2 部	6/18	交野市立総合体育施設	第 3 位	8/27	四條畷市立市民総合体育館	地区予選敗退
バスケットボール	一 般 男 子	7/2・9	寝屋川市民体育館	準 優 勝	8/27・9/3	八尾市立総合体育館	地区予選敗退
	一 般 女 子			優 勝			1回戦敗退
卓球	一 般 男 子	6/25	四條畷市立 市民総合体育館	第 3 位	8/27	KTM河本工業総合体育館	地区予選敗退
	一 般 女 子			準 優 勝			準 優 勝
	男 子 2 部			準 優 勝			準 優 勝
	女 子 2 部			第 5 位			地区予選敗退
バドミントン	一 般 男 子	6/25	KTM河本工業総合体育館	第 3 位	8/27	東大阪市立総合体育館 大アリーナ	地区予選敗退
	一 般 女 子			第 3 位			地区予選敗退
	男 子 2 部			優 勝			第 3 位
	女 子 2 部			準 優 勝			第 3 位
テニス	一 般 男 子	6/11・7/2	寝屋川公園テニスコート	第 3 位	9/3・10	柏原市立片山庭球場	準 優 勝
	一 般 女 子		深北緑地テニスコート	優 勝		サンヒルススポーツセンター	優 勝
ソフトテニス	一 般 男 子	6/11・7/2	寝屋川公園テニスコート	第 3 位	8/27・ 9/10	寝屋川公園テニスコート	第 3 位
	一 般 女 子		深北緑地テニスコート	第 3 位		門真市立テニスコート	1回戦敗退
柔道	一 般 男 子	—	—	—	8/27	八尾市立総合体育館	不 参 加
	一 般 女 子						
剣道	一 般 の 部	—	—	—	8/27	東大阪市立東体育館	2回戦敗退
弓道	一 般 男 子	—	—	—	9/3	ゆうゆうセンター弓道場 (保健福祉総合センター)	第 4 位
	一 般 女 子						第 7 位
成 績	男 子 総 合	優 勝		62. 0点	第2位		79. 0点
	女 子 総 合	第3位		47. 0点	第5位		44. 5点
	男 女 総 合	優 勝		113. 0点	第3位		123. 5点
(参考)		優勝	枚方市	113. 0点	優勝	堺市	161. 5点
男 女 総 合 順 位		準優勝	寝屋川市	109. 5点	準優勝	豊中市	156. 0点
		第3位	大東市	102. 0点	第3位	枚方市	123. 5点

③第73回北河内地区駅伝競走大会

期日＝令和6年2月4日(日) 会場＝淀川河川公園枚方地区周回コース 天候＝晴 派遣人数＝60名

競技種目	一般男子	一般女子	中学男子	中学女子
Aチーム	第1位	第1位	第1位	第2位
Bチーム	第2位	—	第3位	—
Cチーム	—	—	第5位	—

(参考) 各種目上位順位

競技種目	一般男子	一般女子	中学男子	中学女子
第1位	枚方市A	枚方市	枚方市A	守口市A
第2位	枚方市B	交野市	大東市A	枚方市
第3位	交野市A	—	枚方市B	大東市A

④第73回大阪府市町村対抗駅伝競走大会

期日＝令和6年2月18日(日) 会場＝服部緑地陸上競技場・服部緑地周回コース 派遣人数＝53名

競技種目	一般男子	一般女子	中学男子	中学女子
Aチーム	第4位	第6位	第8位	第16位

(参考) 各種目上位順位

競技種目	一般男子	一般女子	中学男子	中学女子
第1位	吹田市A	吹田市A	茨木市A	茨木市A
第2位	茨木市	豊中市	豊中市A	池田市A
第3位	豊中市A	茨木市	泉佐野市A	豊中市A

⑤枚方市長杯争奪軟式野球大会、三島・北河内地区対抗柔道大会、枚方市駅伝競走大会、枚方ラグビーカーニバル、

枚方市小学生スポーツcarnival、RUGBY WORLD CUP2023パブリックビューイング

大会名	開催日	開催場所	参加者数
枚方市長杯争奪軟式野球大会	5/14～8/20	市内各グラウンド	一般 56チーム(1,120名)、学童 14チーム、 ジュニア 11チーム(計 500名)
三島・北河内地区対抗柔道大会	11/3	高槻市スポーツセンター	役員・一般 7名・小中学生 4名
枚方市駅伝競走大会	12/10	淀川河川公園枚方地区	一般男子 12チーム、一般女子 5チーム、 中学男子 13チーム、中学女子 4チーム(計 275名)
2023枚方ラグビーカーニバル	6/18	たまゆら陸上競技場	参加者500名(体験会34名、講習会302名、 交流会21名、招待試合143名)
枚方市小学生スポーツcarnival	11/4	たまゆら陸上競技場	小学5.6年 81名、小学3.4年 113名、 小学1.2年 114名(計 308名)
RUGBY WORLD CUP2023 パブリックビューイング	9/10	ニッパパーク岡東中央	ラグビーワールドカップ2023大会 予選プール日本戦 日本対チリ戦 観戦者数 300名

(2)競技大会開催事業

①主催事業

事業名	開催日	開催場所	参加者数
第47回「新春走ろうかい」-ひらかたハーフマラソン-	1/8	淀川左岸河川敷コース	2,741名
オンラインの部同時開催	1/1～1/14	淀川左岸河川敷コース・モデルコース他	79組(86名)
ひらかた市民オリンピック	10/9	たまゆら陸上競技場	306名

(3)枚方市こども夢基金活用事業

①HIRAKATA SPORT EXPO

開催日:6月3日(土) 場所:たまゆら陸上競技場

時間:午前10時～午後3時30分

内容:教室プログラム＝ラグビー体験(近鉄ライナーズ)・バレーボール体験(パナソニック パンサーズ)

かけっこ教室(HKSCアドバイザー)・スケートボード体験(PALM・デモンストレーション田淵利来)

体験プログラム＝卓球(日本ペイントマレッツ)・ハンドボール(大阪ラヴィッツ)・バドミントン他

参加者:教室プログラム＝事前申込者 253名、当日参加者 193名 体験プログラム＝延べ1,873名

②スポーツチャレンジフェスタ

開催日:11月25日(土) 場所:淀川河川公園・枚方地区 バスケットボールコート

時間:(1部)10時～12時 (2部)14時30分～16時30分 (エキシビジョンマッチ) 13時～14時 SOME CITY×デフバスケット

内容:デフバスケットボール・3on3、デモンストレーション＝車いすバスケ体験、スポーツ体験

事前申込者:第1部 33名、第2部 12名

当日参加者:第1部 27名、第2部 26名・エキシビジョン70名・スポーツ体験239名

(4)友好都市交流事業

①第27回四万十市・枚方市交歓親善試合

開催日:9月30日(土)～10月1日(日)

場所:KTM河本工業総合体育館・ひらかた東部スタジアム

誠信建設工業伊加賀スポーツセンター運動広場・渚市民体育館 スカイアリーナ

交流種目:軟式野球・バレーボール(家庭婦人)・卓球・ソフトボール・弓道

②歓迎会

場所:SPA&HOTEL水春 松井山手

参加者数:四万十市選手団(役員含む) 61名

枚方市関係 3名

枚方市選手団(役職員含む) 35名 総勢 99名

2. スポーツ啓発事業

(1)スポーツ教室事業

①健康スポーツ事業

事業名	開催日(回数)	開催場所	参加者数
楽10体操 定期講習会	287回	KTM河本工業総合体育館・渚市民体育館 伊加賀スポーツセンター体育館・イズミヤ	延べ5,301名
朝活教室	4クール 96回	サブリ村野 会議室(203号室)	延べ1,108名
ボディバランスチェック体験			
1)からだのゆがみチェック	1/24	KTM河本工業総合体育館	10名
2)体組成計測定	1/31	渚市民体育館	10名
オンラインスポーツ動画配信	通年	当協会YouTubeチャンネル38動画 (チャンネル登録者数 615人)	総再生回数 約105,390回
	3/15～3/29	コアトレヨガ	参加 5名

②オーダーメイドプログラム(健康パッケージ提供事業)

事業名	開催日(回数)		開催場所	参加者数
オーダーメイドプログラム	地域団体	103回	枚方体操クラブ	延べ1,412名
	企業団体	91回	日本精線株式会社・河本工業株式会社	延べ1,239名

③枚方市内企業へ健康経営の取り組み

事業内容	開催日等	開催場所	参加者数
健康経営セミナー	3/21 14時30分～16時30分	枚方市総合文化芸術センター ひらしんイベントホール (会場およびオンライン配信)	(事前申し込み) 会場18名・オンライン117名 (当日) 会場15名・オンライン137名 (視聴回数 31回)
健康経営企業相談	・OS(株)・アクサ生命・日本経済新聞社・住友生命・(株)初田製作所・三洋ホームズ(株)・(株)クボタ ・Apro's税理士事務所・関西リサイクルシステムズ(株)・坂本精器(株)・コマツ・(株)貫山建設 等		

④その他スポーツ事業

事業名	開催日	開催場所	参加者数
ボディシェイプ、ピラティス、ハワイアンフラ他	通年	KTM河本工業総合体育館・ヨミハン大津ビル他	延べ3,639名

(2)高齢者健康スポーツ教室事業(枚方市からの受託事業)

事業名	開催日	開催場所	参加者数(内容)
ひらかた健活フェスタ	10/4	淀川河川公園アクアシアター	1,307名(ライブ配信1名)
ひらかた元気 くらわんか体操	通年	生涯学習市民センター等	マスター教室 延べ402名
	通年	オンライン	高齢者のためのオンライン教室 延べ824名
	通年	地域集会所等	体験出前講座 4団体(延べ78名)
	通年	生涯学習市民センター等	普及リーダー養成講座 延べ163名
	2/20	総合文化芸術センター別館	普及リーダーフォローアップ講習会 37名
	通年	市内集会所他	継続支援講座 10団体(延べ108名)
	3/5	ラポールひらかた	実践グループ交流会 11団体(16名)

(3)スポーツサポーターズバンク事業

※()内はオンライン参加数

事業名	開催日	開催場所(団体)	参加者数
楽10インストラクター養成講座	5/24	川口脳神経外科リハビリクリニック	1名
	12/2	サブリ村野交流室	2名
「コケる」を徹底解剖！転倒予防のための運動指導基礎知識	8/6	渚市民体育館及びオンライン	38名(9名)
楽10インストラクターフォローアップ講習会	12/2	サブリ村野交流室	3名
発育発達期から青年期を支えるスポーツ・運動指導者講習会	1/20	渚市民体育館及びオンライン	17名(2名)
指導者研修(役職員含む)「学校部活動の地域移行・連携の現状と課題について」 大阪教育大学附属高等学校平野校舎 保健体育科 教諭 NPO法人しまもとバンブークラブ 理事 松田 雅彦氏	2/25	①オンライン開催(Zoom) ②サブリ村野交流室 ③YouTubeチャンネル	① 17名 ② 15名 ③視聴回数 88回
指導者派遣	通年	JA北河内、総合文化芸術センター、公済病院他	70回

(4)障害者社会参加促進事業(スポーツ講習会)(枚方市からの受託事業)

事業内容	開催日	開催場所	参加者数
①モルック&サウンドテーブルテニス体験会	7/9	渚市民体育館	22名
②eスポーツ体験会	9/10	ラポールひらかた	19名
③車いすテニス体験会	3/24	渚市民体育館	14名
④バスケットボール&デフバスケットボール体験会(枚方市手話普及イベント)	1/27	渚市民体育館	45名

(5)賑わい創出事業

①ひらかた街ぶらロゲイニング

日時:3月17日(日) 午前10時～午後3時 場所:ニッペパーク岡東中央

内容:子どもから大人まで楽しみながら枚方のスポットを巡り、ゲーム感覚でスポーツに興味関心を持ちながら、枚方の新しい魅力・発見を街歩きで見つけて健康づくりができるイベント。公園内では体験種目の実施。

参加者: 事前申し込み 一般16チーム49名、ファミリー13チーム37名

当日参加者 一般12チーム43名、ファミリー12チーム35名

②親子わくわくパークフェスタ

日時:3月17日(日) 午前10時～午後3時30分 場所:ニッペパーク岡東中央

内容:公園で気軽にいろんなスポーツにチャレンジできる場所を提供することで、親子でスポーツを楽しんでもらい、スポーツに興味や関心を持ってもらえるイベント

参加者:延べ731名

(6)他団体との協力事業(障害者・高齢者・子ども・健常者等とのコミュニティスポーツ事業)

事業名	開催日	開催場所	参加者数
淀川河川公園ふれあいマラソン大会 みんな集まれ!レク・スポフェスタに参画	11/12	淀川河川公園 枚方地区	359名
トリプルバドミントン交流大会(みんなの学校 とれぶりんか) ※共催	2/11	渚市民体育館	81名

(7)スポーツ情報提供事業

スポーツ図書 ・ビデオ貸出事業	①渚市民体育館	■ビデオ・DVD貸出	8本	■図書貸出	2冊
	②KTM河本工業総合体育館	■ビデオ・DVD貸出	5本	■図書貸出	0冊
	③たまゆら陸上競技場	■ビデオ・DVD貸出	6本	■図書貸出	0冊

(8)スポーツ振興特別事業

①加盟団体スポーツ教室

種目団体名	教室等事業名	開催日	日数
枚方市陸上競技協会	2023ジュニア陸上競技クリニック	12/2	1
枚方市軟式野球連盟	審判講習会	5/21	1
枚方市ソフトテニス連盟	初心者ソフトテニス教室	9/13～11/15	10
枚方市卓球連盟	中学生卓球講習会	8/9	1
枚方市柔道連盟	柔道体験教室	6/11	1
枚方市バレーボール連盟	チーム審判指導講習会	3/2	1
枚方スキー協会	ハチ高原日帰りスキー講習会	2/24	1
枚方市野外活動協会	自然観察教室	中止	-
枚方市剣道連盟	枚方練成会	7/23・12/10・3/17	3
枚方市サッカー連盟	審判講習会	3/16	1
枚方市水泳協会	学童スイミングクラブ	7/24～26	3
枚方市ラグビー連盟	ラグビー指導者講習会	中止	-
枚方市テニス協会	車いすテニス教室	4/1～3/31	12
枚方市少林寺拳法協会	少林寺拳法教室	11/19	1
枚方市ソフトボール協会	中学生ソフトボール教室	3/9	1
枚方市空手道連盟	組手チャンピオンセミナー	2/11	1
枚方市バドミントン連盟	中・上級者バドミントン講習会&交流会	2/18	1
枚方市相撲連盟	相撲教室	4/30・10/22・11/5	3
枚方市バスケットボール協会	指導者・審判・オフィシャル講習会	4/2・3/20	2
枚方市カヌー協会	木津川カヌーツーリング	7/23	1
枚方市ゲートボール協会	審判員技能研修会・親睦大会	6/8・29・10/19・11/9	4
枚方市弓道連盟	弓道錬成教室	4/15～3/16	12
枚方市スポーツチャンバラ協会	スポーツチャンバラ体験会	4/15・22・5/20・27・6/17・18・24	7
枚方市グラウンド・ゴルフ連合会	グラウンド・ゴルフ教室	5/13・6/3・10/14・11/11	4
枚方市ドッジボール協会	ボールは友だちフェスタ(ドッジボール教室)	5/21・11/19	2
枚方市ソフトバレーボール協会	審判講習会	5/14	1
枚方市インディアカ協会	インディアカ教室	4/22・7/1・9/30・2/17	4

②事務局職員等講習会参加事業

項 目	実施時期	参加人数
健康経営関係のオンラインセミナー	通年	2名
スポーツ庁事業関係のオンラインセミナー	通年	2名
学校部活動地域移行に関するオンラインセミナー	通年	1名

3. スポーツ施設活用事業

(1)指定管理者制度に伴う施設管理運営

①渚市民体育館管理事業(指定管理事業)

●利用者数 ◎団体使用 4,383件 81,980名 ◎個人使用 38,688名

②総合スポーツセンター管理事業(指定管理事業)

●利用者数	■総合体育館	◎団体使用	5,342件	131,670名	◎個人使用	48,749名
	■陸上競技場	◎団体使用	248件	36,588名	◎個人使用	17,565名
	■藤阪テニスコート	◎申込件数	3,482件			
	■春日テニスコート	◎申込件数	7,302件			
	■藤阪東町テニスコート	◎申込件数	2,297件			

(2)枚方市内民間企業スポーツ施設開放事業(枚方市からの受託事業)

企 業 名	施 設 名	開放件数	申込件数
日本精線(株)	テニスコート	564	559
パナソニック スポーツ(株)	体育館	2	2
	別館	0	0
	テニスコート	3,038	519
	グラウンド	18	18
コマツ大阪工場	テニスコート	752	720

4. その他協力事業

事業名	開催日	備考
第24回「枚方市民チャリティゴルフ大会」	9/4	実行委員会に参画、実行委員会事務局
健康医療都市ひらかたコンソーシアム	通年	西邨会長＝委員
枚方市スポーツ推進審議会	通年	西邨会長＝委員
枚方フェスティバル協議会	通年	服部副会長＝監査
枚方市社会教育委員	通年	服部副会長＝委員
市民憲章を推進する会	通年	弓手副会長＝運営委員
枚方市社会福祉協議会	通年	弓手副会長＝評議員

《総合型地域スポーツクラブの運営・支援事業》

1. 入会状況(令和6年3月31日現在)

◎レギュラー 164名 ◎中学生以下 189名 ◎ファミリー 10名 合計 363名

収益事業

《利用者の利便性向上事業》

1. 物品販売による施設利用者の利便性向上事業: スポーツ関係品の販売等
2. ひらかたキングフィッシャーズスポーツクラブオリジナルグッズの作成・販売事業

その他の事業

《スポーツ施設のスポーツ事業》

1. その他施設事業

事業名	開催日	開催場所	延べ参加者数
はじめてのトレイルランニング教室	12/10	枚方市野外活動センター他	3名
サッカースクール、グラウンド・ゴルフDAY他	通年	都市公園有料施設他	3,492名

正味財産増減計算書
(令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月31日まで)

(単位:円)

科 目	令和5年度	令和4年度	差 異
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
公益目的事業	343,234,624	333,211,402	10,023,222
市民スポーツ普及啓発事業	315,955,538	309,901,195	6,054,343
スポーツ大会事業収益	24,841,241	22,387,680	2,453,561
受取総合体育大会等事業運営費	33,020,000	32,376,100	643,900
受取枚方市小学生スポーツcarnival運営費	3,364,840	2,063,754	1,301,086
受取枚方ラグビーカーニバル運営費	1,077,000	1,009,000	68,000
受取ラグビーパブリックビューイング運営費	3,586,000	0	3,586,000
スポーツ啓発事業収益	8,008,014	6,561,412	1,446,602
受取補助金	34,966,596	33,940,563	1,026,033
受取高齢者スポーツ事業運営費	4,332,600	4,410,200	▲ 77,600
受取こども夢基金事業運営費	2,623,954	3,465,894	▲ 841,940
受取障がい者スポーツ事業運営費	878,000	378,000	500,000
スポーツ施設管理運営収益	194,580,694	198,703,346	▲ 4,122,652
渚市民体育館収益	66,617,908	68,071,541	▲ 1,453,633
総合スポーツセンター収益	127,962,786	130,631,805	▲ 2,669,019
枚方市民間施設開放事業費	4,111,000	4,015,000	96,000
基本財産運用益	12,500	12,500	0
諸収益	176,696	7,746	168,950
受取負担金	270,000	270,000	0
受取寄付金	106,403	300,000	▲ 193,597
総合型地域スポーツクラブ育成事業収益	27,279,086	23,310,207	3,968,879
収益事業	4,501,523	5,113,432	▲ 611,909
利用者の利便性向上事業	4,501,523	5,113,432	▲ 611,909
スポーツ施設管理運営収益(公益目的事業)	2,886,290	2,413,248	473,042
総合型地域スポーツクラブ育成事業収益	1,449,580	891,500	558,080
スポーツ施設管理運営収益(その他事業)	0	1,738,020	▲ 1,738,020
協会事業収益	165,653	70,664	94,989
その他の事業	15,736,923	46,543,241	▲ 30,806,318
受取委託金	0	34,205,500	▲ 34,205,500
受取野外活動センター事業運営費	0	25,793,500	▲ 25,793,500
受取ひらかた東部スタジアム管理運営費	0	8,412,000	▲ 8,412,000
スポーツ施設管理運営収益	0	9,712,541	▲ 9,712,541
都市公園有料施設管理運営費収益	0	9,711,874	▲ 9,711,874
諸収益	0	667	▲ 667
その他事業収益	4,470,975	675,200	3,795,775
事業参加料収益	4,470,975	675,200	3,795,775
受取助成金	11,265,948	1,950,000	9,315,948
受取助成金	11,265,948	1,950,000	9,315,948
法人会計	8,837,510	9,116,029	▲ 278,519
経常収益計	372,310,580	393,984,104	▲ 21,673,524

(単位:円)

科 目	令和5年度	令和4年度	差 異
(2) 経常費用			
公益目的事業	361,451,604	354,189,524	7,262,080
市民スポーツ普及啓発事業	332,608,198	325,849,441	6,758,757
総合体育大会等運営費	31,254,001	31,824,920	▲ 570,919
枚方市小学生スポーツcarnival	2,982,870	2,061,248	921,622
枚方ラグビーカーニバル大会	973,123	877,592	95,531
ラグビーパブリックビューイング運営費	2,030,998	0	2,030,998
スポーツ大会等事業費	36,921,872	30,615,934	6,305,938
スポーツ啓発事業費	53,656,935	41,846,259	11,810,676
協会事務費	11,360,828	3,462,599	7,898,229
スポーツ教室等事業費	6,662,098	3,828,153	2,833,945
サポーターズバンク事業費	7,066,257	7,263,745	▲ 197,488
活動補助事業費	876,542	801,720	74,822
委託事業費	1,993,901	3,413,909	▲ 1,420,008
スポーツ振興特別事業費	1,368,532	1,350,820	17,712
健康スポーツ事業費	18,045,703	14,533,754	3,511,949
市民スポーツ応援サポート事業費	3,349,899	3,625,504	▲ 275,605
地域・競技スポーツコンサルティング事業費	2,933,175	3,566,055	▲ 632,880
高齢者スポーツ事業運営費	3,349,202	4,239,235	▲ 890,033
障がい者スポーツ事業運営費	616,908	292,384	324,524
渚市民体育館	69,526,065	75,447,354	▲ 5,921,289
総合スポーツセンター	127,550,679	134,598,735	▲ 7,048,056
枚方市民間施設開放事業費	3,745,545	4,045,780	▲ 300,235
総合型地域スポーツクラブ育成事業	28,843,406	28,340,083	503,323
収益事業費	2,101,548	3,861,117	▲ 1,759,569
利用者の利便性向上事業	2,101,548	3,861,117	▲ 1,759,569
その他の事業	13,915,880	50,676,353	▲ 36,760,473
スポーツ施設管理運営事業	4,635,837	41,225,399	▲ 36,589,562
都市公園有料施設管理運営費	0	8,415,000	▲ 8,415,000
野外活動センター	0	23,399,944	▲ 23,399,944
ひらかた東部スタジアム管理運営費	0	8,412,000	▲ 8,412,000
その他施設事業費	4,635,837	998,455	3,637,382
一般管理費	9,280,043	9,450,954	▲ 170,911
経常費用計	377,469,032	408,726,994	▲ 31,257,962
当期経常増減額	▲ 5,158,452	▲ 14,742,890	9,584,438

(単位:円)

科 目	令和5年度	令和4年度	差 異
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	17,980	0	17,980
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	17,980	0	17,980
税引前当期一般正味財産増減額	▲ 5,140,472	▲ 14,742,890	9,602,418
法人税等	70,000	70,000	0
当期一般正味財産増減額	▲ 5,210,472	▲ 14,812,890	9,602,418
一般正味財産期首残高	33,440,032	48,252,922	▲ 14,812,890
一般正味財産期末残高	28,229,560	33,440,032	▲ 5,210,472
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	2,000,000	2,000,000	0
指定正味財産期末残高	2,000,000	2,000,000	0
III 正味財産期末残高	30,229,560	35,440,032	▲ 5,210,472

貸借対照表
令和6年3月31日現在

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引等消去	合 計
I 資産の部					
1. 流動資産					
現金	1,158,052	261,809	0		1,419,861
つり銭①	532,500	20,000	0		552,500
つり銭②	105,980	136,300	0		242,280
現金①	274,776	88,999	0		363,775
現金②	27,854	0	0		27,854
現金③	196,942	16,510	0		213,452
現金⑦	20,000	0	0		20,000
預金	8,760,795	18,642,437	2,888,923		30,292,155
普通預金りそな銀行①	4,503,085	8,536,535	1,219,848		14,259,468
普通預金りそな銀行②	0	3,251,812	0		3,251,812
普通預金りそな銀行③	3	0	0		3
普通預金北河内農協①	1,503,923	4,862,126	1,669,075		8,035,124
普通預金北河内農協②	0	384,276	0		384,276
普通預金北河内農協③	0	265,053	0		265,053
普通預金北河内農協④	0	5	0		5
普通預金枚方信用金庫	254,450	1,342,630	0		1,597,080
定期預金北河内農協②	2,499,334	0	0		2,499,334
未収金	33,665,417	1,235,881	0		34,901,298
前払金	970,900	0	0		970,900
仮払金	176,766	0	0		176,766
立替金	227,558	26,465	0		254,023
商品	0	273,906	0		273,906
内部会計勘定	1,113,508	3,814,659	△4,928,167	0	—
公益目的事業①	△1,162,891	22,394,128	0	△21,231,237	—
公益目的事業②	0	△2,196,756	0	2,196,756	—
公益目的事業共通	1,162,891	△21,310,880	0	20,147,989	—
収益事業	3,645,969	△2,079,143	△1,139,064	△427,762	—
その他事業	△2,532,461	2,079,143	△3,789,103	4,242,421	—
法人会計	0	4,928,167	0	△4,928,167	—
流動資産合計	46,072,996	24,255,157	△2,039,244		68,288,909
2. 固定資産					
(1) 基本財産					
投資有価証券	2,500,000	0	0		2,500,000
基本財産合計	2,500,000	0	0		2,500,000
(2) 特定資産					
職員退職給付引当資産	53,960,217	24,194,099	6,219,662		84,373,978
特定資産合計	53,960,217	24,194,099	6,219,662		84,373,978
(3) その他固定資産					
車両運搬具	3	1	0		4
什器備品	7	2	0		9
その他固定資産合計	10	3	0		13
固定資産合計	56,460,227	24,194,102	6,219,662		86,873,991
資産合計	102,533,223	48,449,259	4,180,418		155,162,900
II 負債の部					
1. 流動負債					
未払金	23,599,702	564,090	313,558		24,477,350
未払消費税等	965,795	307,448	2,157		1,275,400
未払法人税等	0	70,000	0		70,000
前受金	2,069,180	414,440	0		2,483,620
預り金	62,827	0	0		62,827
仮受金	102,686	0	0		102,686
賞与引当金	4,598,000	177,000	153,000		4,928,000
流動負債合計	31,398,190	1,532,978	468,715		33,399,883
2. 固定負債					
職員退職給付引当金	59,164,512	25,997,551	6,371,394		91,533,457
固定負債合計	59,164,512	25,997,551	6,371,394		91,533,457
負債合計	90,562,702	27,530,529	6,840,109		124,933,340
III 正味財産の部					
1. 指定正味財産					
寄付金	2,000,000	0	0		2,000,000
指定正味財産合計	2,000,000	0	0		2,000,000
(うち基本財産への充当額)	(2,000,000)	(0)	(0)		(2,000,000)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)		(0)
2. 一般正味財産					
(うち基本財産への充当額)	(9,970,521)	(20,918,730)	(△2,659,691)		(28,229,560)
(うち特定資産への充当額)	(500,000)	(0)	(0)		(500,000)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)		(0)
正味財産合計	11,970,521	20,918,730	△2,659,691		30,229,560
負債及び正味財産合計	102,533,223	48,449,259	4,180,418		155,162,900

財産目録

令和6年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金 額
(流動資産)	現金			1,419,861
	つり銭①	手元保管	各施設券売機つり銭として	552,500
	つり銭②	手元保管	各施設使用料還付金として	242,280
	現金①	手元保管(協会事務局)	運転資金として	363,775
	現金②	手元保管(渚市民体育館)	運転資金として	27,854
	現金③	手元保管(総合SC)	運転資金として	213,452
	現金⑦	手元保管(HKSC事務局)	運転資金として	20,000
	預金			30,292,155
	普通預金りそな銀行①	りそな銀行 枚方支店	運転資金として	14,259,468
	普通預金りそな銀行②	りそな銀行 枚方支店	運転資金として	3,251,812
	普通預金りそな銀行③	りそな銀行 枚方支店	運転資金として	3
	普通預金北河内農協①	JA北河内 菅原支店	運転資金として	8,035,124
	普通預金北河内農協②	JA北河内 菅原支店	運転資金として	384,276
	普通預金北河内農協③	JA北河内 菅原支店	運転資金として	265,053
	普通預金北河内農協④	JA北河内 菅原支店	運転資金として	5
	普通預金枚方信用金庫	枚方信用金庫 本店営業部	運転資金として	1,597,080
	定期預金北河内農協②	JA北河内 菅原支店	運転資金として	2,499,334
	未収金	委託料等に対する未収金	枚方市各種事業委託金等未収金	34,901,298
	前払金	保険料等に対する前払金	6年度各種保険料として	970,900
	仮払金	使用料賃借料等に対する仮払金	HKSC事業指定管理施設使用料等として	176,766
	立替金	使用料賃借料等に対する立替金	HKSC事業指定管理施設を除く使用料等として	254,023
	商品	附属明細書のとおり	販売用HKSCオリジナルグッズの在庫	273,906
流動資産合計				68,288,909
(固定資産)	基本財産			
	投資有価証券	野村証券 大阪支店	基本財産として(公益目的保有財産)	2,500,000
	特定資産			
	職員退職給付引当資産	JA北河内 菅原支店 枚方信用金庫 本店営業部 大和証券 茨木支店	職員8名に対する退職金の支払いとして	84,373,978
	その他固定資産			
	車両運搬具	渚市民体育館等	共用財産、うち公益目的事業の用に75%、収益事業及び管理目的に25%を使用している	4
	什器備品	総合SC・渚市民体育館等	公益目的保有財産	9
固定資産合計				86,873,991
資産合計				155,162,900
(流動負債)	未払金	附属明細書のとおり	3月分職員手当・賃金等の未払い分	24,477,350
	未払消費税等		5年度確定消費税の未払い分	1,275,400
	未払法人税等		5年度確定法人税の未払い分	70,000
	前受金		6年度教室参加料等の前受金	2,483,620
	預り金		3月分賃金の所得税等	62,827
	仮受金		3月分他施設受領使用料等	102,686
	賞与引当金	附属明細書のとおり	6年度夏季一時金の支払いとして	4,928,000
流動負債合計				33,399,883
(固定負債)				
	職員退職給付引当金	附属明細書のとおり	職員8名に対する退職金の支払いとして	91,533,457
固定負債合計				91,533,457
負債合計				124,933,340
正味財産				30,229,560

財務諸表に対する注記

令和6年3月31日現在

法人全体

「公益法人会計基準」（平成20年4月11日 令和2年5月15日改正 内閣府公益認定等委員会）を採用している。

1 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

①固定資産の減価償却方法は、定額法で行っている。

(2) 消費税等の会計処理

①消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

(3) 引当金の計上基準

①賞与引当金については、職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込み額のうち当期に帰属する額を計上している。

(単位：円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	6,800,000	4,928,000	6,800,000	4,928,000

②退職給付引当金については、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき当期末において発生していると認められる額を計上している。

(単位：円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他	
職員退職給付引当金	124,756,330	5,528,110	38,750,983	0	91,533,457

(4) リース取引の処理方法

①ファイナンスリース取引

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

②オペレーティングリース取引

オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(5) 有価証券の評価基準及び評価方法

①満期保有目的の債券は購入時の取得価格によっている。なお、取得価格と債券金額との差額について重要性が乏しいため、償却原価法は採用していない。

(6) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

①棚卸資産の評価基準及び評価方法は個別法による原価法を採用している。なお、重要性が乏しいものについては、その買入時又は払出時に処理する方法を採用している。

2 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
投資有価証券	2,500,000	0	0	2,500,000
小 計	2,500,000	0	0	2,500,000
特定資産				
職員退職給付引当資産	117,596,851	5,528,110	38,750,983	84,373,978
周年記念事業積立資産	4,000,000	0	4,000,000	0
スポーツ教室積立資産	5,500,000	0	5,500,000	0
小 計	127,096,851	5,528,110	48,250,983	84,373,978
合 計	129,596,851	5,528,110	48,250,983	86,873,978

3 基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
投資有価証券	2,500,000	2,000,000	500,000	—
小 計	2,500,000	2,000,000	500,000	—
特定資産				
職員退職給付引当資産	84,373,978	0	0	84,373,978
周年記念事業積立資産	0	0	0	0
スポーツ教室積立資産	0	0	0	0
小 計	84,373,978	0	0	84,373,978
合 計	86,873,978	2,000,000	500,000	84,373,978

4 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
建物附属設備	25,915,488	25,915,488	0
車両運搬具	4,776,120	4,776,116	4
什器備品	13,170,489	13,170,480	9
ソフトウェア	2,182,320	2,182,320	0
合 計	46,044,417	46,044,404	13

5 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の 記載区分
補助金						
受取走ろうかい事業補助金	枚方市スポーツ振興課	0	8,564,636	8,564,636	0	一般正味財産
受取健康スポーツ事業補助金	枚方市スポーツ振興課	0	12,798,000	12,798,000	0	一般正味財産
受取市民オリンピック事業補助金	枚方市スポーツ振興課	0	1,580,537	1,580,537	0	一般正味財産
受取スポーツサポートバンク 事業補助金	枚方市スポーツ振興課	0	5,835,000	5,835,000	0	一般正味財産
受取市民スポーツ応援サポート 事業補助金	枚方市スポーツ振興課	0	3,295,899	3,295,899	0	一般正味財産
受取地域・競技スポーツ コンサルティング事業補助金	枚方市スポーツ振興課	0	2,892,524	2,892,524	0	一般正味財産
合 計		0	34,966,596	34,966,596	0	

6 リース取引関係

(1) 未経過リース料期末残高相当額

(単位：円)

未経過リース料期末残高相当額	車両運搬具(事務局)	ビジネスフォン (事務局)	デジタル印刷機 (事務局)
1年以内	49,572	158,796	175,560
1年超	0	330,825	29,260
合 計	49,572	489,621	204,820

7 満期保有目的の債券の内訳は次のとおりである。

(単位：円)

科 目	帳簿価格	時価	評価損益
第158回利付国債（野村證券）	2,500,000	2,369,275	▲ 130,725
合 計	2,500,000	2,369,275	▲ 130,725

令和6年5月31日

監査報告書

公益財団法人枚方市スポーツ協会

代表理事 西 邨 定 実 様

令和6年5月31日

監 事 村田 幹雄



私 監事は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法の概要

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益（正味財産増減）の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上

債権の放棄について

枚方市債権管理及び回収に関する条例（平成 2 9 年枚方市条例第 3 5 号）第 1 9 条の規定により、令和 5 年度において市の債権を放棄したので、同条例第 2 0 条の規定により議会に報告する。

令和 6 年（2 0 2 4 年）8 月 3 0 日提出

枚方市長 伏 見 隆

債権放棄調書

債権の名称：子ども医療助成返還金

所 管：市民生活部 医療助成・児童手当課

(旧) 市民生活部 医療助成課

放棄の事由	件数	金額
条例第 19 条第 4 号事由（徴収停止後の債務履行見込みなし）	2 件	4,432 円
合計	2 件	4,432 円

債権の名称：損害賠償請求権（ガラス修繕費）

所 管：総務部 総務管理課

(旧) 総務部 総務管理室 総務管理課

放棄の事由	件数	金額
条例第 19 条第 6 号事由（私債権の時効期間満了）	1 件	46,536 円
合計	1 件	46,536 円

債権の名称：くらしの資金貸付金

所 管：健康福祉部 健康福祉総合相談課

(旧) 健康福祉部 福祉事務所 健康福祉総合相談課

放棄の事由	件数	金額
条例第 19 条第 1 号事由（生活困窮）	1 件	52,000 円
条例第 19 条第 4 号事由（徴収停止後の債務履行見込みなし）	2 件	15,000 円
条例第 19 条第 6 号事由（私債権の時効期間満了）	10 件	1,102,000 円
合計	13 件	1,169,000 円

債権の名称：被保護者等緊急貸付金

所 管：健康福祉部 福祉事務所 生活福祉課

放棄の事由	件数	金額
条例第 19 条第 4 号事由（徴収停止後の債務履行見込みなし）	1 件	3,000 円
合計	1 件	3,000 円

債権の名称：水道料金

所 管：上下水道部 上下水道財務課

(旧) 上下水道部 上下水道総務室 営業料金課

放棄の事由	件数	金額
条例第 19 条第 2 号事由（破産免責）	10 件	17,413 円
条例第 19 条第 4 号事由（徴収停止後の債務履行見込みなし）	143 件	574,167 円
条例第 19 条第 6 号事由（私債権の時効期間満了）	506 件	2,124,511 円
合計	659 件	2,716,091 円

債権の名称：個人未収金（診療報酬）

所 管：市立ひらかた病院事務局 医事課

放棄の事由	件数	金額
条例第 19 条第 2 号事由（破産免責）	5 件	145,686 円
条例第 19 条第 4 号事由（徴収停止後の債務履行見込みなし）	340 件	1,160,951 円
条例第 19 条第 5 号事由（限定承認、相続放棄、相続人不存在）	2 件	148,357 円
合計	347 件	1,454,994 円

以上 6 債権 1,023 件 5,394,053 円 を令和 6 年 3 月 31 日付で放棄したもの。

令和5年度枚方市基金の運用状況について

令和5年度枚方市基金の運用状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第5項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて議会に提出する。

令和6年（2024年）8月30日提出

枚方市長 伏見 隆

(その1)

令和5年度枚方市くらしの資金貸付基金の運用状況調書

1. 基金の額 42, 523, 688 円

2. 基金の運用による年度間の増減移動

(単位:件・円)

区分	運 用 状 況				不納欠損		月末貸付累計	月末基金残額
	貸付額	件数	返済額	件数	金額	件数		
5年4月	0	0	86,000	4			8,361,353	34,162,335
5月	0	0	87,000	5			8,274,353	34,249,335
6月	0	0	8,000	2			8,266,353	34,257,335
7月	0	0	21,000	6			8,245,353	34,278,335
8月	0	0	230,000	16			8,015,353	34,508,335
9月	0	0	119,000	13			7,896,353	34,627,335
10月	0	0	166,000	10			7,730,353	34,793,335
11月	0	0	75,000	8			7,655,353	34,868,335
12月	0	0	20,000	3			7,635,353	34,888,335
6年1月	0	0	118,000	11			7,517,353	35,006,335
2月	0	0	5,000	1			7,512,353	35,011,335
3月	0	0	12,000	4	1,169,000	13	6,331,353	35,023,335
計	0	0	947,000	83	1,169,000	13		

令和5年度枚方市くらしの資金貸付基金の審査意見書

令和5年度枚方市くらしの資金貸付基金の審査意見は、令和5年度基金の運用状況に関する調書審査意見書に記載のため別冊参照。

(その2)

令和5年度枚方市土地開発基金の運用状況調書

1. 基金の額 715,450,000 円

2. 基金の運用による年度間の増減移動

(単位: 円)

区分	運 用 状 況		月末貸付累計	月末基金残額	備考
	貸付額	返済額			
5年4月	0	0	715,450,000	0	
5月	0	0	715,450,000	0	
6月	0	0	715,450,000	0	
7月	0	0	715,450,000	0	
8月	0	0	715,450,000	0	
9月	0	0	715,450,000	0	
10月	0	0	715,450,000	0	
11月	0	0	715,450,000	0	
12月	0	0	715,450,000	0	
6年1月	0	0	715,450,000	0	
2月	0	0	715,450,000	0	
3月	0	0	715,450,000	0	
計	0	0			

令和5年度枚方市土地開発基金の審査意見書

令和5年度枚方市土地開発基金の審査意見は、令和5年度基金の運用状況に関する調書審査意見書に記載のため別冊参照。

(その3)

令和5年度枚方市水洗便所等改造資金融資基金の運用状況調書

1. 基金の運用状況

(単位:円)

基金名	基金の額	預託額
枚方市水洗便所等改造資金融資基金	10,000,000	10,000,000

2. 融資の状況

(単位:件・円)

事業名	融資限度額	融資可能額	前年度末貸付残高	
			件数	融資額
水洗便所等改造資金助成事業	30,000,000	27,418,164	15	2,581,836

事業名	本年度融資額		本年度返済額		本年度末貸付残高	
	件数	融資額	件数	融資額	件数	融資額
水洗便所等改造資金助成事業	4	1,177,000	18	1,611,193	15	2,147,643

* 融資限度額は金融機関との契約による
* 令和5年度返済件数18件のうち、4件が完済となります。

令和5年度枚方市水洗便所等改造資金融資基金の審査意見書

令和5年度枚方市水洗便所等改造資金融資基金の審査意見は、令和5年度基金の運用状況に関する調書審査意見書に記載のため別冊参照。

報告第13号

令和5年度大阪府枚方市水道事業会計継続費の精算報告について

令和5年度大阪府枚方市水道事業会計継続費精算報告書が提出されたので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により議会に報告する。

令和6年（2024年）8月30日提出

枚方市長 伏見 隆

令和5年度大阪府枚方市水道事業

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					支 払 義 務 発 生 額
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳				
					企 業 債	国 府 補 助 金	他 会 計 出 資 金 等	損 益 勘 定 留 保 資 金	
資本的 支 出	建 設 改 良 費	津 田 低 区 配 水 場 耐 震 化 事 業	平成 29	25,000,000	-	-	-	25,000,000	-
			30	10,000,000	-	-	-	10,000,000	23,765,400
			令和 元	400,000,000	280,000,000	-	-	120,000,000	273,238,000
			2	440,000,000	396,000,000	-	-	44,000,000	298,742,000
			3	981,000,000	877,900,000	2,757,000	-	100,343,000	881,371,000
			4	575,000,000	491,000,000	28,371,000	-	55,629,000	509,012,600
			5	168,000,000	151,000,000	-	-	17,000,000	335,617,100
			計	2,599,000,000	2,195,900,000	31,128,000	-	371,972,000	2,321,746,100
資本的 支 出	建 設 改 良 費	都市計画道路 内里高野道線 整備関連事業	令和 2	108,000,000	97,000,000	-	-	11,000,000	54,112,300
			3	137,000,000	104,000,000	-	21,000,000	12,000,000	186,440,100
			4	156,000,000	140,000,000	-	-	16,000,000	20,141,000
			5	54,000,000	49,000,000	-	-	5,000,000	152,534,800
			計	455,000,000	390,000,000	-	21,000,000	44,000,000	413,228,200

会計継続費精算報告書

(単位：円)

実 績				比 較				
左 の 財 源 内 訳				年 割 額 と 支 払 義 務 発 生 額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
企 業 債	国 補 助 金	他 会 計 出 資 金 等	損 益 勘 定 留 保 資 金		企 業 債	国 補 助 金	他 会 計 出 資 金 等	損 益 勘 定 留 保 資 金
-	-	-	-	25,000,000	-	-	-	25,000,000
-	-	-	23,765,400	▲ 13,765,400	-	-	-	▲ 13,765,400
190,400,000	-	-	82,838,000	126,762,000	89,600,000	-	-	37,162,000
268,800,000	-	-	29,942,000	141,258,000	127,200,000	-	-	14,058,000
784,000,000	2,757,000	-	94,614,000	99,629,000	93,900,000	-	-	5,729,000
385,300,000	28,371,000	-	95,341,600	65,987,400	105,700,000	-	-	▲ 39,712,600
289,800,000	-	-	45,817,100	▲ 167,617,100	▲ 138,800,000	-	-	▲ 28,817,100
1,918,300,000	31,128,000	-	372,318,100	277,253,900	277,600,000	-	-	▲ 346,100
44,700,000	-	-	9,412,300	53,887,700	52,300,000	-	-	1,587,700
128,900,000	-	21,010,765	36,529,335	▲ 49,440,100	▲ 24,900,000	-	▲ 10,765	▲ 24,529,335
-	-	7,148,369	12,992,631	135,859,000	140,000,000	-	▲ 7,148,369	3,007,369
114,200,000	-	3,425,367	34,909,433	▲ 98,534,800	▲ 65,200,000	-	▲ 3,425,367	▲ 29,909,433
287,800,000	-	31,584,501	93,843,699	41,771,800	102,200,000	-	▲ 10,584,501	▲ 49,843,699

報告第14号

令和5年度大阪府枚方市下水道事業会計継続費の精算報告について

令和5年度大阪府枚方市下水道事業会計継続費精算報告書が提出されたので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により議会に報告する。

令和6年（2024年）8月30日提出

枚方市長 伏見 隆

令和5年度大阪府枚方市下水道事業

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					支 払 義 務 発 生 額
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳				
					企 業 債	国 府 補 助 金	他 会 計 出 資 金 等	損 益 勘 定 留 保 資 金	
資 本 的 支 出	整 事 業 費	楠 葉 排 水 道 害 被 害 総 合 業 区 下 水 浸 透 軽 減 事	平成 27	12,000,000	11,400,000	-	600,000	-	1,490,400
			28	73,000,000	21,700,000	20,700,000	30,600,000	-	56,176,632
			29	693,000,000	343,800,000	340,000,000	9,200,000	-	1,566,000
			30	1,160,500,000	626,700,000	528,500,000	5,300,000	-	797,996,800
			令和 元	757,170,000	442,600,000	296,500,000	18,070,000	-	1,028,824,937
			2	-	-	-	-	-	6,501,000
			3	160,000,000	-	80,000,000	80,000,000	-	756,195,200
			4	1,725,330,000	-	595,000,000	1,130,330,000	-	1,102,808,298
			5	-	-	-	-	-	495,581,660
			計	4,581,000,000	1,446,200,000	1,860,700,000	1,274,100,000	-	4,247,140,927

会計継続費精算報告書

(単位：円)

実 績				比 較				
左 の 財 源 内 訳				年 割 額 と 支 払 義 務 発 生 額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
企 業 債	国 府 補 助 金	他 会 計 出 資 金 等	損益勘定 留保資金		企 業 債	国 府 補 助 金	他 会 計 出 資 金 等	損益勘定 留保資金
-	-	1,490,400	-	10,509,600	11,400,000	-	▲ 890,400	-
21,700,000	22,800,000	11,676,632	-	16,823,368	-	▲ 2,100,000	18,923,368	-
-	-	1,566,000	-	691,434,000	343,800,000	340,000,000	7,634,000	-
393,800,000	388,500,000	15,696,800	-	362,503,200	232,900,000	140,000,000	▲ 10,396,800	-
535,900,000	480,000,000	12,924,937	-	▲ 271,654,937	▲ 93,300,000	▲ 183,500,000	5,145,063	-
-	-	6,501,000	-	▲ 6,501,000	-	-	▲ 6,501,000	-
296,500,000	376,500,000	83,195,200	-	▲ 596,195,200	▲ 296,500,000	▲ 296,500,000	▲ 3,195,200	-
-	447,166,000	655,642,298	-	622,521,702	-	147,834,000	474,687,702	-
-	147,000,000	348,581,660	-	▲ 495,581,660	-	▲ 147,000,000	▲ 348,581,660	-
1,247,900,000	1,861,966,000	1,137,274,927	-	333,859,073	198,300,000	▲ 1,266,000	136,825,073	-

令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和5年度健全化判断比率を、同法第22条第1項の規定により、令和5年度資金不足比率をそれぞれ、監査委員の意見（別冊）を付けて議会に報告する。

令和6年（2024年）8月30日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 健全化判断比率の状況

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	1.5	—

2. 資金不足比率の状況

（単位：％）

水道事業会計	病院事業会計	下水道事業会計
—	—	—

<参考>

早期健全化基準、財政再生基準及び経営健全化基準について

（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0	
財政再生基準	20.00	30.00	35.0		
経営健全化基準					20.0

専決事項の報告について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和6年（2024年）8月30日提出

枚方市長 伏 見 隆

記

1. 専決事項 損害賠償の額を定めることについて（4件）

専決第3号

損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分をする。

令和6年（2024年）7月4日専決

枚方市長 伏 見 隆

記

1. 賠償の額 金 139,970円

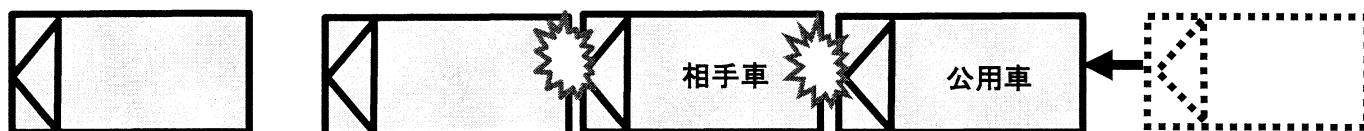
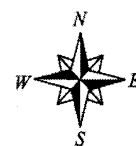
2. 賠償の相手方 富山県射水市在住者

3. 賠償事件の内容 令和6年3月1日午後5時26分ごろ、本市環境部職員が公用車（小型貨物車・大阪400ま9033）を運転し、京滋バイパスを大阪方面に走行中、京都府宇治市菟道新池にあるトンネルにて、渋滞により前方車両が停車したことに気付くのが遅れ、急ブレーキを掛けたが間に合わず、前方の富山県射水市在住者が運転する普通乗用車に追突し、同氏が負傷した事故である。

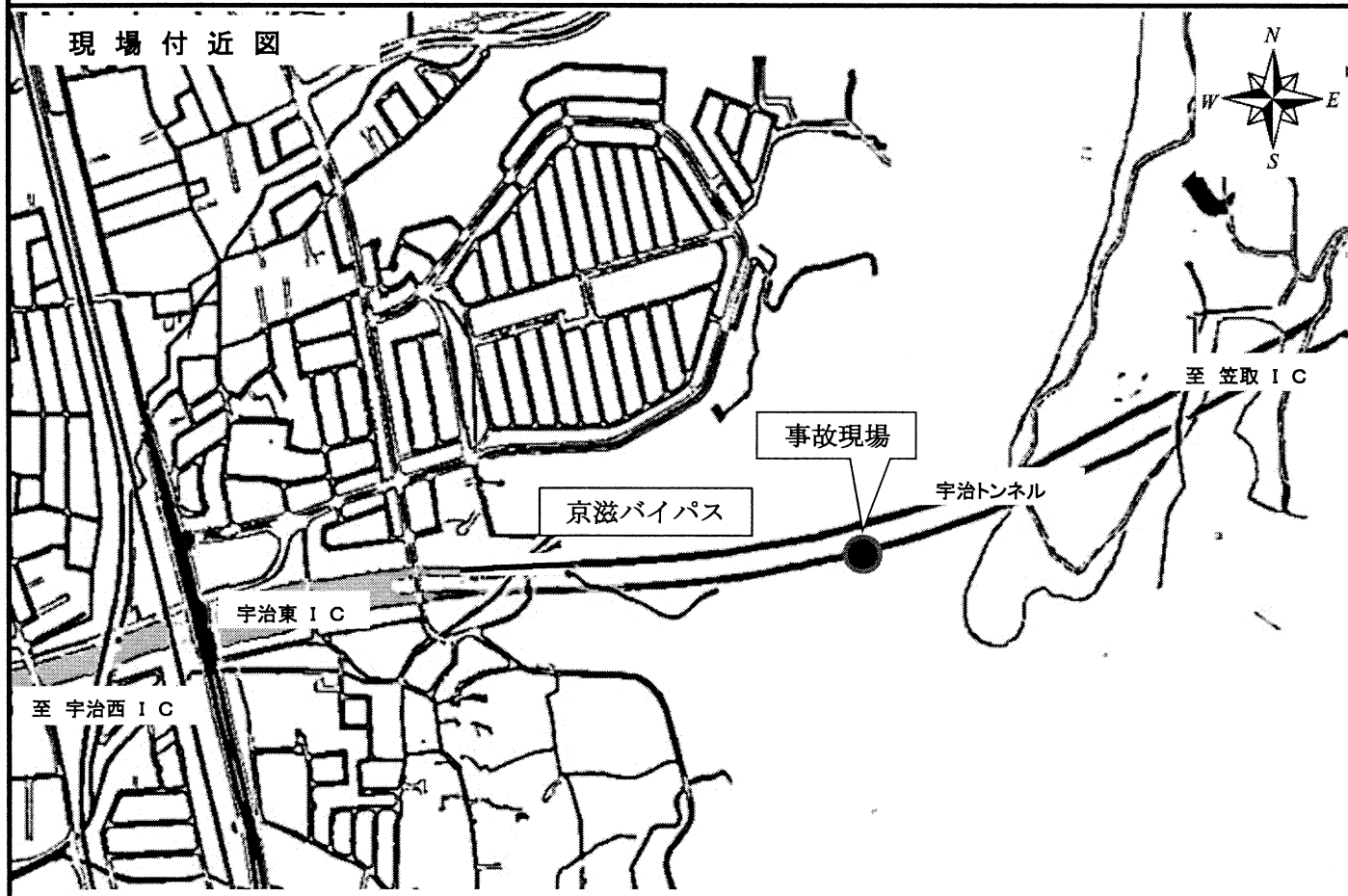
4. 和解の内容

- (1) 相手方が本件自動車事故により被った人身損害額は、139,970円である。
- (2) 本市は(1)のうち、医療機関に支払われた62,570円を除く77,400円を相手方指定の金融機関口座に振込支払う。
- (3) 相手方が(2)の人身損害額を全額受領した場合、相手方はその余の請求を放棄して、本市及び本市運転者に対し、今後、裁判上、裁判外問わず、何ら申し立て、請求、訴えの提起をしないことを確認する。

現場見取図



現場付近図



損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分をする。

令和6年（2024年）7月4日専決

枚方市長 伏 見 隆

記

1. 賠償の額 金 97,345円

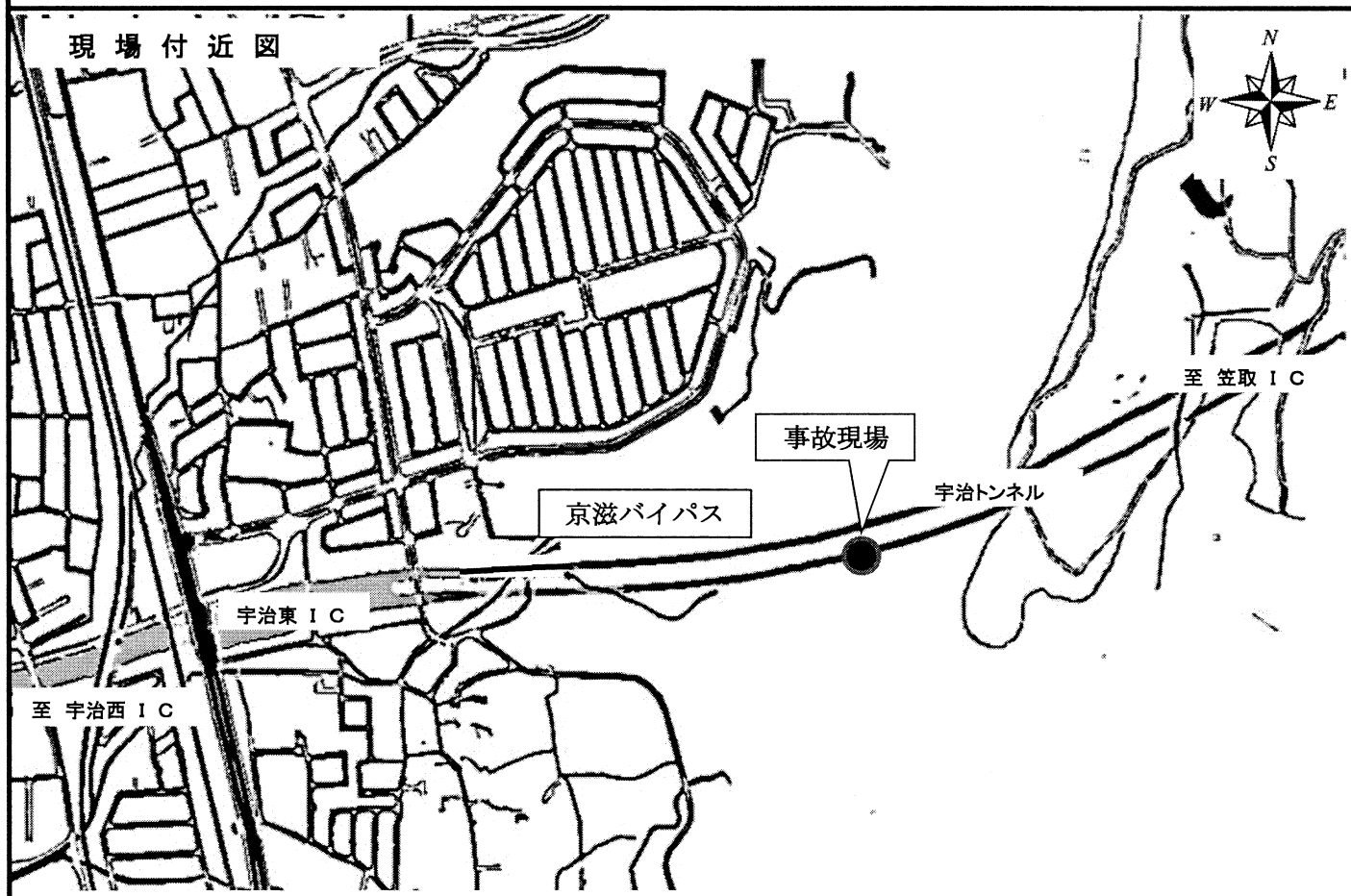
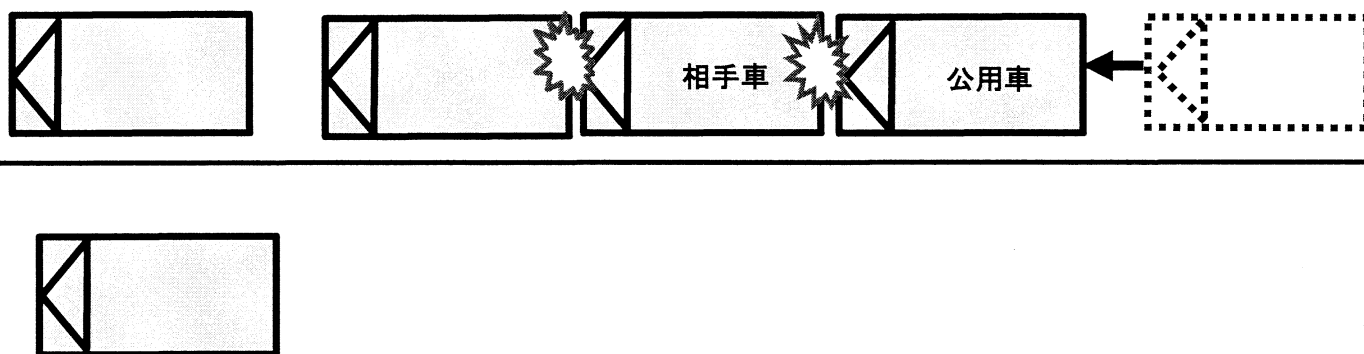
2. 賠償の相手方 富山県射水市在住者

3. 賠償事件の内容 令和6年3月1日午後5時26分ごろ、本市環境部職員が公用車（小型貨物車・大阪400ま9033）を運転し、京滋バイパスを大阪方面に走行中、京都府宇治市菟道新池にあるトンネルにて、渋滞により前方車両が停車したことに気付くのが遅れ、急ブレーキを掛けたが間に合わず、前方の普通乗用車に追突し、乗車していた富山県射水市在住者が負傷した事故である。

4. 和解の内容

- (1) 相手方が本件自動車事故により被った人身損害額は、97,345円である。
- (2) 本市は(1)のうち、医療機関に支払われた45,745円を除く51,600円を相手方指定の金融機関口座に振込支払う。
- (3) 相手方が(2)の人身損害額を全額受領した場合、相手方はその余の請求を放棄して、本市及び本市運転者に対し、今後、裁判上、裁判外問わず、何ら申し立て、請求、訴えの提起をしないことを確認する。

現場見取図



損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分をする。

令和6年（2024年）7月4日専決

枚方市長 伏見 隆

記

1. 賠償の額 金 68,533円

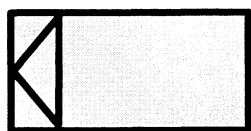
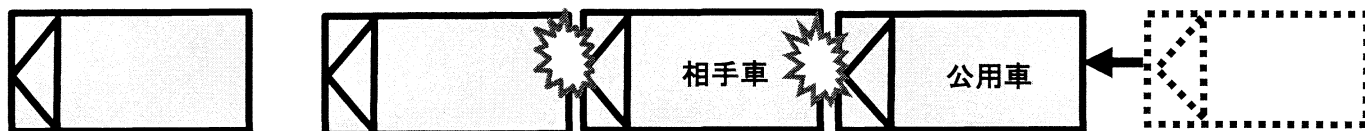
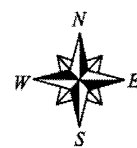
2. 賠償の相手方 富山県射水市在住者

3. 賠償事件の内容 令和6年3月1日午後5時26分ごろ、本市環境部職員が公用車（小型貨物車・大阪400ま9033）を運転し、京滋バイパスを大阪方面に走行中、京都府宇治市菟道新池にあるトンネルにて、渋滞により前方車両が停車したことに気付くのが遅れ、急ブレーキを掛けたが間に合わず、前方の普通乗用車に追突し、乗車していた富山県射水市在住者が負傷した事故である。

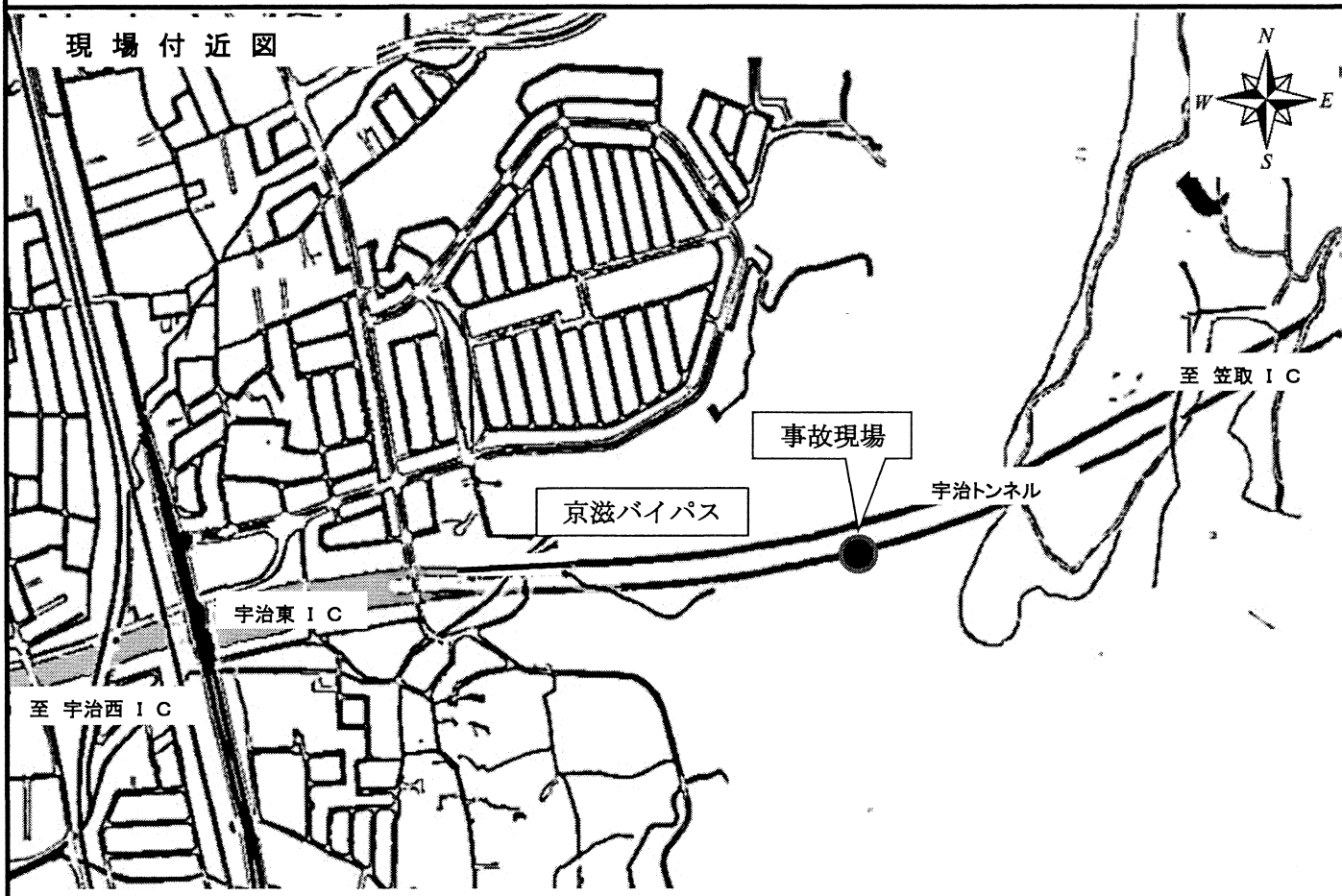
4. 和解の内容

- (1) 相手方が本件自動車事故により被った人身損害額は、68,533円である。
- (2) 本市は(1)のうち、医療機関に支払われた36,433円を除く32,100円を相手方指定の金融機関口座に振込支払う。
- (3) 相手方が(2)の人身損害額を全額受領した場合、相手方はその余の請求を放棄して、本市及び本市運転者に対し、今後、裁判上、裁判外問わず、何ら申し立て、請求、訴えの提起をしないことを確認する。

現場見取図



現場付近図



損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分をする。

令和6年（2024年）7月4日専決

枚方市長 伏 見 隆

記

1. 賠償の額 金 1,638,320円

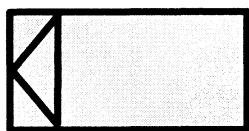
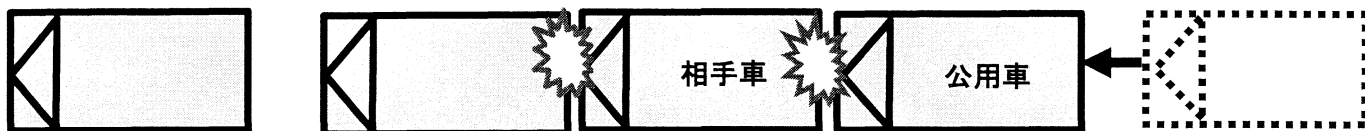
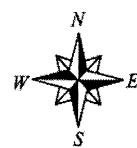
2. 賠償の相手方 富山県射水市在住者

3. 賠償事件の内容 令和6年3月1日午後5時26分ごろ、本市環境部職員が公用車（小型貨物車・大阪400ま9033）を運転し、京滋バイパスを大阪方面に走行中、京都府宇治市菟道新池にあるトンネルにて渋滞により前方車両が停車したことに気付くのが遅れ、急ブレーキを掛けるも間に合わず、前方の富山県射水市在住者が所有する普通乗用車に追突し、同車が損傷した事故である。

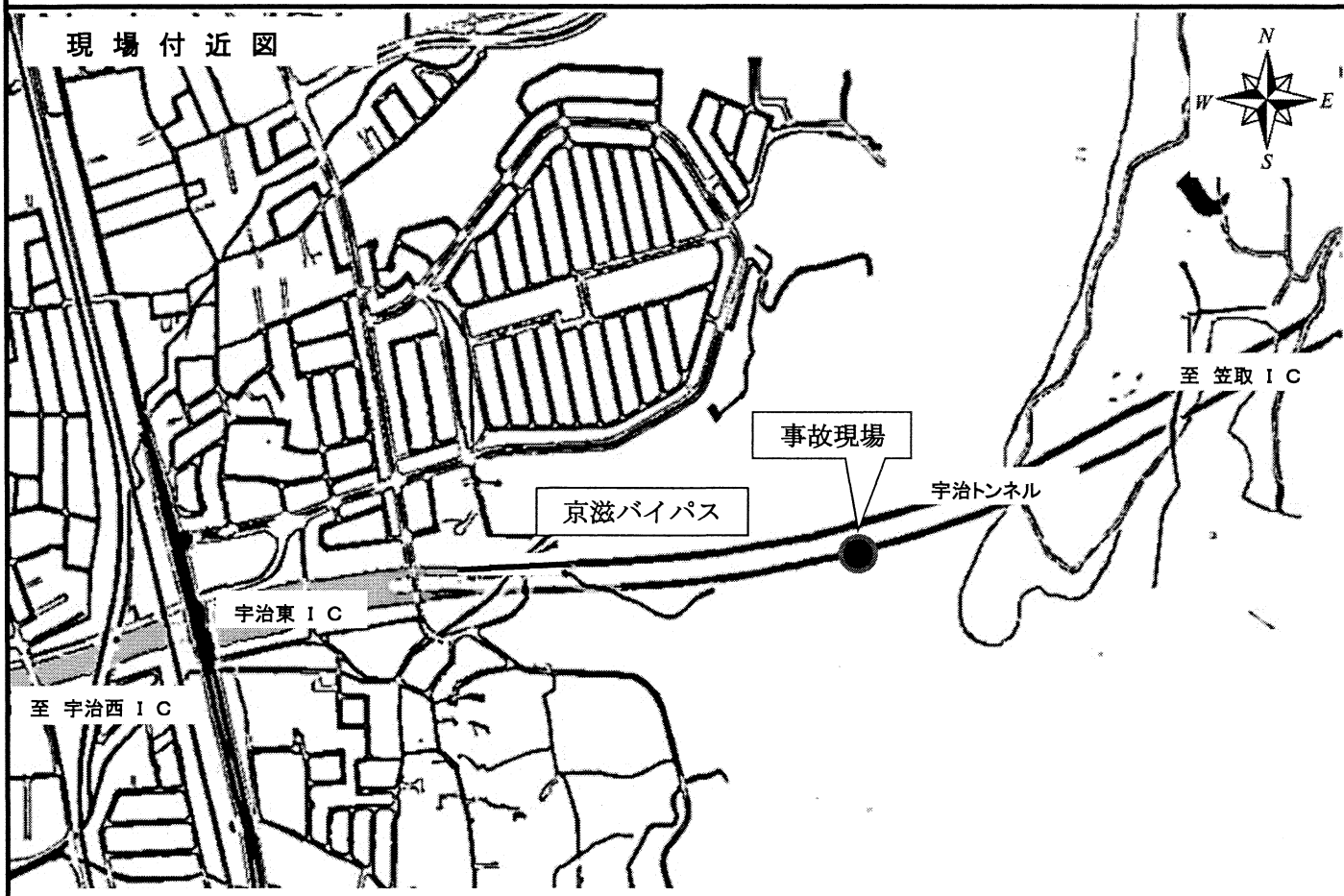
4. 和解の内容

- (1) 本市は相手方に自己責任額金1,638,320円を支払う。
- (2) 今後本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申し立てをしないことを誓約する。

現場見取図



現場付近図



認定第 1 号

令和 5 年度大阪府枚方市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度大阪府枚方市一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見（別冊）を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年（2 0 2 4 年）8 月 3 0 日提出

枚方市長 伏 見 隆

認定第 2 号

令和 5 年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見（別冊）を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年（2 0 2 4 年）8 月 3 0 日提出

枚方市長 伏 見 隆

認定第 3 号

令和 5 年度大阪府枚方市自動車駐車場特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度大阪府枚方市自動車駐車場特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見（別冊）を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年（2 0 2 4 年）8 月 3 0 日提出

枚方市長 伏 見 隆

認定第 4 号

令和 5 年度大阪府枚方市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度大阪府枚方市財産区特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見（別冊）を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年（2024 年）8 月 30 日提出

枚方市長 伏 見 隆

認定第 5 号

令和 5 年度大阪府枚方市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度大阪府枚方市介護保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見（別冊）を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年（2 0 2 4 年）8 月 3 0 日提出

枚方市長 伏 見 隆

認定第 6 号

令和 5 年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 5 年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見（別冊）を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年（2 0 2 4 年）8 月 3 0 日提出

枚方市長 伏 見 隆

認定第 7 号

令和 5 年度大阪府枚方市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度大阪府枚方市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見（別冊）を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年（2024 年）8 月 30 日提出

枚方市長 伏 見 隆

認定第 8 号

令和 5 年度大阪府枚方市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度大阪府枚方市水道事業会計決算を監査委員の意見（別冊）を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年（2024 年）8 月 30 日提出

枚方市長 伏 見 隆

認定第 9 号

令和 5 年度大阪府枚方市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度大阪府枚方市病院事業会計決算を監査委員の意見（別冊）を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年（2024 年）8 月 30 日提出

枚方市長 伏 見 隆

認定第 10 号

令和 5 年度大阪府枚方市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度大阪府枚方市下水道事業会計決算を監査委員の意見（別冊）を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年（2024 年）8 月 30 日提出

枚方市長 伏 見 隆

令和 6 年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 6 年度大阪府枚方市一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,123,736 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 163,064,881 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 6 年（2024 年）8 月 30 日提出

枚方市長 伏 見 隆

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11. 地方交付税		15,500,000	1,937,914	17,437,914
	(1) 地方交付税	15,500,000	1,937,914	17,437,914
15. 国庫支出金		38,413,316	▲28,737	38,384,579
	(2) 国庫補助金	9,654,150	▲33,725	9,620,425
	(3) 国庫委託金	88,596	4,988	93,584
16. 府支出金		14,874,172	3,809	14,877,981
	(2) 府補助金	2,409,220	3,809	2,413,029
17. 財産収入		109,190	2,324	111,514
	(2) 財産売却収入	47,014	2,324	49,338
18. 寄附金		443,222	30	443,252
	(1) 寄附金	443,222	30	443,252
19. 繰入金		6,576,397	▲178,760	6,397,637
	(1) 基金繰入金	6,453,798	▲178,760	6,275,038
20. 諸収入		2,820,524	2,104	2,822,628
	(5) 雑入	1,954,313	2,104	1,956,417
21. 市債		8,535,200	▲726,553	7,808,647
	(1) 市債	8,535,200	▲726,553	7,808,647
22. 繰越金		2,200,000	111,605	2,311,605
	(1) 繰越金	2,200,000	111,605	2,311,605
合 計		161,941,145	1,123,736	163,064,881

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 議 会 費		672,492	▲12,297	660,195
	(1) 議 会 費	672,492	▲12,297	660,195
2. 総 務 費		12,759,726	62,968	12,822,694
	(1) 総務管理費	9,569,690	108,792	9,678,482
	(2) 徴 税 費	1,738,415	▲66,941	1,671,474
	(3) 戸籍住民基本台帳費	1,233,625	33,723	1,267,348
	(4) 選 挙 費	82,497	▲7,510	74,987
	(5) 統計調査費	35,966	1,285	37,251
	(6) 監査委員費	99,533	▲6,381	93,152
3. 民 生 費		82,526,158	853,401	83,379,559
	(1) 社会福祉費	36,748,384	887,237	37,635,621
	(2) 児童福祉費	31,324,359	▲18,678	31,305,681
	(3) 生活保護費	14,452,615	▲15,158	14,437,457
4. 衛 生 費		15,514,609	▲295,299	15,219,310
	(1) 保健衛生費	8,181,451	▲48,921	8,132,530
	(2) 清 掃 費	7,333,158	▲246,378	7,086,780
5. 農林水産業費		195,725	▲2,992	192,733
	(1) 農 業 費	195,725	▲2,992	192,733
6. 商 工 費		349,613	5,319	354,932
	(1) 商 工 費	349,613	5,319	354,932
7. 土 木 費		14,810,270	188,604	14,998,874
	(1) 土木管理費	367,242	13,813	381,055
	(2) 道路橋梁費	3,474,875	▲34,548	3,440,327
	(4) 都市計画費	10,925,711	209,339	11,135,050
8. 消 防 費		4,823,263	▲5,694	4,817,569
	(1) 消 防 費	4,823,263	▲5,694	4,817,569
9. 教 育 費		15,730,042	41,174	15,771,216
	(1) 教育総務費	4,580,417	▲39,580	4,540,837
	(2) 小学校費	4,294,945	11,572	4,306,517
	(3) 中学校費	1,456,263	▲51,888	1,404,375
	(4) 幼稚園費	620,793	54,357	675,150
	(5) 社会教育費	1,761,232	▲14,613	1,746,619
	(6) 保健体育費	3,016,392	81,326	3,097,718
10. 公 債 費		11,654,741	52,400	11,707,141
	(1) 公 債 費	11,654,741	52,400	11,707,141
11. 諸支出金		553,096	2,187,562	2,740,658

(単位：千円)

[illegible]

第2表 債務負担行為補正

(単位:千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
広報業務経費	-	-	令和6年度から 令和7年度まで	118,346
大阪・関西万博関係事業	-	-	令和6年度から 令和7年度まで	14,262
システム標準化・共通化対応経費	令和6年度から 令和11年度まで	1,083,472	令和6年度から 令和11年度まで	1,091,078
旅券発給事務窓口対応業務委託	-	-	令和6年度から 令和9年度まで	98,562
郵送請求対応業務委託	-	-	令和6年度から 令和7年度まで	43,260
個人番号カード交付等関連事業	-	-	令和6年度から 令和8年度まで	147,603
戸籍振り仮名法改正対応事業	-	-	令和6年度から 令和8年度まで	244,699
市・府民税納税通知書等作成委託	令和6年度から 令和7年度まで	22,498	令和6年度から 令和8年度まで	44,996
軽自動車納税通知書等作成委託	-	-	令和6年度から 令和8年度まで	8,610
市税等封入封緘委託	-	-	令和6年度から 令和8年度まで	43,873
枚方市総合文化芸術センター指定管理料	-	-	令和6年度から 令和11年度まで	3,549,981
文化財管理用地草刈等委託	-	-	令和6年度から 令和7年度まで	30,906
淀川河川敷グラウンド草刈業務委託	-	-	令和6年度から 令和7年度まで	14,882
ひらかた健康便利帳等関連経費	-	-	令和6年度から 令和7年度まで	3,513
市有施設照明設備改良事業	-	-	令和6年度から 令和9年度まで	507,823
ごみ収集業務DX化推進事業	-	-	令和6年度から 令和8年度まで	8,096
資源物再資源化処理委託	-	-	令和6年度から 令和8年度まで	198,000
鳥害対策委託	-	-	令和6年度から 令和7年度まで	1,813
禁野小学校(旧中宮北小学校) 体育館空調設備整備事業	-	-	令和6年度から 令和7年度まで	21,600
学校給食調理業務委託	-	-	令和6年度から 令和9年度まで	407,744
中央図書館施設維持補修事業	-	-	令和6年度から 令和7年度まで	1,290
学校ICT機器等整備事業	-	-	令和6年度から 令和12年度まで	3,937,346
枚方市議会報配布委託	-	-	令和6年度から 令和7年度まで	8,348
電算システム等賃借料	令和6年度から 令和12年度まで	1,067,033	令和6年度から 令和12年度まで	1,082,157
合 計		(4,700,000) 23,869,566		(4,700,000) 33,325,351

()書は、金融機関等に対する債務保証

第 3 表 地 方 債 補 正

起債の目的	補正前						
	限度額	起債の方法	利率	償還の方			
				区分	償還期限	据置期間	償還の方法
総合福祉会館設備更新事業	125,200	普通貸借又は証券発行	8 % 以内	政府資金又は銀行その他資金	30年以内	10年以内	半年賦及び年賦元利均等、半年賦及び年賦元金均等又は満期一括償還
枚方市駅周辺地区市街地再開発事業	249,000						
雨水ポンプ場耐震化・改築事業	549,900						
高田11号線道路拡幅事業	12,000						
学校空調設備整備事業	826,700						
臨時財政対策債	1,800,000						
老朽ため池改修事業	-						
用排水施設等整備事業	-						
合 計	8,535,200						

(注) 借入れについては、翌年度に繰り越して借入れすることができる。

利率については、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直

(単位：千円)

	補 正 後							
法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
その他				区分	償還期限	据置期間	償還の方法	その他
市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる	133,300	普通貸借又は証券発行	8 % 以内	政府資金又は銀行その他資金	30 年以内	10 年以内	半年賦及び年賦元利均等、半年賦及び年賦元金均等又は満期一括償還	市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる
	304,700							
	794,400							
	12,600							
	837,500							
	743,147							
	300							
	10,300							
	7,808,647							

しを行った後においては、当該見直し後の利率。

凡 例

歳出の概要説明欄のうち、事務経費等の内訳については下記のとおり略している。

報 償 費 ……報	旅 費 ……旅	交 際 費 ……交	消 耗 品 費 ……消
燃 料 費 ……燃	食 糧 費 ……食	印刷製本費 ……印	光 熱 水 費 ……光
修 繕 料 ……修	賄 材 料 費 ……賄	飼 料 費 ……飼	医 薬 材 料 費 ……医
通信運搬費 ……通	広 告 料 ……広	手 数 料 ……手	筆 耕 翻 訳 料 ……筆
火災保険料、自動車損害保険料、その他保険料 ……保			
委 託 料 ……委	使用料及び賃借料 ……使	工事請負費 ……工	原 材 料 費 ……原
備品購入費 ……備	負 担 金 ……負	補 助 金 ……補	扶 助 費 ……扶
賠 償 金 ……賠	償 還 金 ……償	還付加算金 ……還加	還 付 金 ……還
投資及び出資金 ……投	公 課 費 ……公		

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
11. 地方交付税	15,500,000	1,937,914	17,437,914		
(項)					
(1) 地方交付税	15,500,000	1,937,914	17,437,914		
1. 地方交付税	15,500,000	1,937,914	17,437,914	1. 地方交付税	1,937,914
(款)					
15. 国庫支出金	38,413,316	▲28,737	38,384,579		
(項)					
(2) 国庫補助金	9,654,150	▲33,725	9,620,425		
1. 総務費国庫補助金	5,752,951	▲32,265	5,720,686	1. 総務費補助金	▲32,265
2. 民生費国庫補助金	1,656,551	61,779	1,718,330	1. 児童福祉費補助金	30,934
				2. 生活保護適正化等事業費補助金	1,050
				3. 障害者地域生活支援事業費等補助金	225
				4. 老人福祉費補助金	6,021
				6. 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	3,303
				34. 障害者総合支援事業費補助金	15,583
				39. 性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金	4,663
5. 土木費国庫補助金	1,050,724	▲63,239	987,485	1. 都市計画費補助金	▲63,239

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 普通交付税	1,937,914	1. 普通交付税	1,937,914
2. 個人番号カード交付事務費補助金	▲31,026	1. 個人番号カード交付事務費補助金	▲31,026
7. 困難な問題を抱える女性支援推進等事業費補助金	▲1,239	2. 困難な問題を抱える女性支援推進等事業費補助金	▲1,239
6. 子ども・子育て支援交付金	3,166	1. 児童福祉費補助金	30,934
14. 子ども・子育て支援事業費補助金	27,768	(1) 子ども・子育て支援交付金	3,166
1. 生活保護適正化等事業費補助金	1,050	(2) 子ども・子育て支援事業費補助金	27,768
2. 重層的支援体制整備事業交付金	225	2. 生活保護適正化等事業費補助金	1,050
3. 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	6,021	3. 重層的支援体制整備事業交付金	225
1. 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	3,303	4. 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	6,021
1. 障害者総合支援事業費補助金	15,583	5. 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	3,303
1. 性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金	4,663	6. 障害者総合支援事業費補助金	15,583
1. 社会資本整備総合交付金	▲63,239	7. 性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金	4,663
		1. 社会資本整備総合交付金	▲63,239
		(1) 枚方市駅周辺地区市街地再開発事業補助金	▲709

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(項)					
(3) 国庫委託金	88,596	4,988	93,584		
2. 民生費委託金	66,208	5,999	72,207	1. 社会福祉費委託金	5,999
4. 教育費委託金	10,812	▲1,011	9,801	1. 教育費委託金	▲1,011
(款)					
16. 府支出金	14,874,172	3,809	14,877,981		
(項)					
(2) 府補助金	2,409,220	3,809	2,413,029		
1. 総務費府補助金	24,253	500	24,753	1. 総務費補助金	500
2. 民生費府補助金	2,088,591	3,309	2,091,900	4. 児童福祉費補助金	3,197
				5. 障害者地域生活支援事業費等補助金	112
(款)					
17. 財産収入	109,190	2,324	111,514		
(項)					
(2) 財産売払収入	47,014	2,324	49,338		
1. 不動産売払収入	46,913	2,324	49,237	1. 土地売払収入	2,324
(款)					
18. 寄 附 金	443,222	30	443,252		
(項)					
(1) 寄 附 金	443,222	30	443,252		
7. 教育関係寄附金	16,109	30	16,139	1. 指定寄附金	30
(款)					
19. 繰 入 金	6,576,397	▲178,760	6,397,637		

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
		(2) 都市再生整備計画事業	▲62,530
1. 国民年金保険委託金	5,999	1. 国民年金保険委託金	5,999
2. 教職員メンタルヘルス対策事業委託金	▲1,011	1. 教職員メンタルヘルス対策事業委託金	▲1,011
37. 大阪府地域連携イベント開催支援事業補助金	500	1. 大阪府地域連携イベント開催支援事業補助金	500
3. 子ども・子育て支援交付金	3,166	1. 児童福祉費補助金	3,197
4. 新子育て支援交付金	31	(1) 子ども・子育て支援交付金	3,166
		(2) 新子育て支援交付金	31
2. 重層的支援体制整備事業交付金	112	2. 重層的支援体制整備事業交付金	112
1. 土地売却収入	2,324	1. 土地売却収入	2,324
1. 指定寄附金	30	1. 指定寄附金	30
		子どものために	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(項)					
(1) 基金繰入金	6,453,798	▲178,760	6,275,038		
1. 基金繰入金	6,453,798	▲178,760	6,275,038	1. 基金繰入金	▲178,760
(款)					
20. 諸 収 入	2,820,524	2,104	2,822,628		
(項)					
(5) 雑 入	1,954,313	2,104	1,956,417		
1. 雑 入	1,954,313	2,104	1,956,417	1. 雑 入	2,104
(款)					
21. 市 債	8,535,200	▲726,553	7,808,647		
(項)					
(1) 市 債	8,535,200	▲726,553	7,808,647		
2. 民 生 債	406,100	8,100	414,200	1. 民 生 債	8,100
4. 土 木 債	3,226,200	300,800	3,527,000	1. 都市計画事業債	300,200

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
4. こども夢基金繰入金	613	1. こども夢基金繰入金	613
8. 安心安全基金繰入金	▲10,600	2. 安心安全基金繰入金	▲10,600
10. 施設保全整備基金繰入金	▲183,503	3. 施設保全整備基金繰入金	▲183,503
12. 福祉基金繰入金	4,730	4. 福祉基金繰入金	4,730
18. まち・ひと・しごと創生基金繰入金	10,000	5. まち・ひと・しごと創生基金繰入金	10,000
58. 保育所給食費負担金	333	1. 保育所給食費負担金	333
62. 幼稚園給食費負担金	540	2. 幼稚園給食費負担金	540
68. その他雑入	194	3. その他雑入	194
82. サービス提供体制確保事業返還金	688	4. サービス提供体制確保事業返還金	688
95. 公的介護施設等整備事業返還金	349	5. 公的介護施設等整備事業返還金	349
1. 民 生 債	8,100	1. 民 生 債	8,100
		(1) 総合福祉会館設備更新事業	8,100
1. 都市計画事業債	300,200	1. 都市計画事業債	300,200
		(1) 枚方市駅周辺地区市街地再開発事業	55,700
		(2) 雨水ポンプ場耐震化・改築事業	244,500

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
				2. 土 木 債	600
6. 教 育 債	1,767,000	10,800	1,777,800	1. 教 育 債	10,800
7. 臨時財政対策債	1,800,000	▲1,056,853	743,147	1. 臨時財政対策債	▲1,056,853
16. 農林水産業債	-	10,600	10,600	1. 農林水産業債	10,600
(款) 22. 繰 越 金	2,200,000	111,605	2,311,605		
(項) (1) 繰 越 金	2,200,000	111,605	2,311,605		
1. 繰 越 金	2,200,000	111,605	2,311,605	1. 繰 越 金	111,605
歳 入 合 計	161,941,145	1,123,736	163,064,881		

(単位：千円)

細 節	
区 分	金 額
1. 土 木 債	600
1. 教 育 債	10,800
1. 臨時財政対策債	▲1,056,853
1. 農林水産業債	10,600
1. 前年度繰越金	111,605

概 要 説 明	
2. 土 木 債	600
(1) 高田 1 1 号線道路拡幅事業	600
1. 教 育 債	10,800
(1) 学校空調設備整備事業	10,800
1. 臨時財政対策債	▲1,056,853
1. 農林水産業債	10,600
(1) 老朽ため池改修事業	300
(2) 用排水施設等整備事業	10,300
1. 前年度繰越金	111,605

歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
1. 議 会 費	672,492	▲12,297	660,195	-	-	-	▲12,297
(項)							
(1) 議 会 費	672,492	▲12,297	660,195	-	-	-	▲12,297
1. 議 会 費	486,194	▲5,133	481,061	-	-	-	▲5,133
2. 事務局費	186,298	▲7,164	179,134	-	-	-	▲7,164

(単位：千円)

節	細 節
区 分	区 分
金 額	金 額
1. 報 酬 105	1. 議員報酬 105
4. 共 済 費 ▲5,238	7. 議員共済会負担金 ▲5,238
1. 報 酬 ▲232	3. 非常勤職員報酬 ▲232
2. 給 料 ▲3,779	2. 一般職給 ▲3,779
3. 職員手当等 ▲2,109	1. 扶養手当 ▲120 2. 地域手当 ▲327 3. 通勤手当 31 4. 管理職手当 600 10. 期末手当 ▲1,002 11. 勤勉手当 ▲919 14. 住居手当 ▲312 19. 児童手当等 ▲60
4. 共 済 費 ▲1,044	3. 共済組合負担金 ▲1,037 5. 雇用保険料 ▲7

概 要 説 明
1. 人 件 費 ▲5,133 (1) 市議会議員 ▲5,133 ア. 報 酬 105 イ. 共 済 費 ▲5,238
1. 人 件 費 ▲7,164 (1) パートタイム会計年度任用職員 ▲239 ア. 報 酬 ▲232 イ. 共 済 費 ▲7 (2) 一般職員 ▲6,925

[illegible]

(単位：千円)

節	細 節
区 分	区 分
金 額	金 額
1. 報 酬 26,518	3. 非常勤職員報酬 26,518
2. 給 料 ▲205,268	2. 一般職給 ▲205,268
3. 職員手当等 306,663	1. 扶養手当 ▲2,053 2. 地域手当 ▲20,779 3. 通勤手当 ▲8,334 4. 管理職手当 ▲510 7. 特殊勤務手当 28 8. 宿日直手当 ▲200 10. 期末手当 ▲37,768 11. 勤勉手当 ▲23,678 12. 退職手当 399,964 14. 住居手当 ▲10 16. 教員特別手当 ▲47 19. 児童手当等 50
4. 共 済 費 ▲66,359	3. 共済組合負担金 ▲61,312

概 要	説 明
1. 人 件 費	61,554
(1) 特 別 職	▲1,916
ア. 手 当	225
イ. 共 済 費	▲2,141
(2) パートタイム会計年度任用職員	27,561
ア. 報 酬	26,518
イ. 手 当	3,226
ウ. 共 済 費	▲2,183
(3) 一般職員	30,703
(4) 再任用職員	13,779
(5) 任期付常勤職員	▲8,573
2. 人事管理経費	6,490
(1) 人事給与・出退勤システム経費	6,490
委	6,490

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
7. 財政管理費	8,092	1,633	9,725	-	-	-	1,633
9. 庁舎管理費	854,843	▲87	854,756	-	-	-	▲87
12. 企 画 費	399,746	14,538	414,284	500	-	613	13,425
14. 男女共同参画推進事業費	36,325	▲2,313	34,012	▲1,239	-	-	▲1,074

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
	4. 災害補償基金負担金 ▲298 9. 公立学校共済組合負担金 ▲4,030 10. 厚生年金負担金 ▲719	
12. 委託料 6,490	1. 委託料 6,490	
22. 償還金利子及び割引料 1,633	1. 償 還 金 1,633	1. 国庫負担金等償還金 1,633
8. 旅 費 ▲87	1. 費用弁償 ▲87	1. 事務経費 ▲87 旅 ▲87
7. 報 償 費 132	1. 報 償 金 132	1. 大阪・関西万博関係事業経費 9,851 (1) 大阪・関西万博関係事業費 9,238 委 9,238 (2) 大阪・関西万博関係事業費（こども夢基金繰入金分） 613 報 132 通 150 保 30 委 232 使 69
8. 旅 費 87	1. 費用弁償 87	2. 企業版ふるさと納税等推進事業経費 4,600 委 4,600
11. 役 務 費 180	1. 通信運搬費 150 8. その他保険料 30	3. 事務経費 87 旅 87
12. 委託料 14,070	1. 委託料 14,070	
13. 使用料及び賃借料 69	1. 使用料及び賃借料 69	
1. 報 酬 ▲1,300	3. 非常勤職員報酬 ▲1,300	1. 人 件 費 ▲2,313 (1) パートタイム会計年度任用職員 ▲2,313 ア. 報 酬 ▲1,300 イ. 手 当 ▲677 ウ. 共 済 費 ▲336
3. 職員手当等 ▲677	10. 期末手当 ▲378 11. 勤勉手当 ▲299	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
15. 情報管理費	1,407,081	19,686	1,426,767	-	-	-	19,686
22. 文化振興費	919,596	2,357	921,953	-	-	-	2,357
24. 人権施策推進事業費	30,197	▲1,017	29,180	-	-	-	▲1,017
26. 生涯学習費	897,583	5,951	903,534	-	-	-	5,951

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
4. 共 済 費 ▲336	3. 共済組合負担金 ▲135 10. 厚生年金負担金 ▲201	
12. 委 託 料 18,488	1. 委 託 料 18,488	1. 情報システム等管理・運用経費 3,302 (1) 各種委託料 3,302 ア. セキュリティ対策ソフト入替作業委託料
17. 備品購入費 1,198	1. 庁用器具費 1,198	2. DX推進経費 16,384 委 15,186 備 1,198
4. 共 済 費 33	3. 共済組合負担金 16 10. 厚生年金負担金 17	1. 人 件 費 33 (1) パートタイム会計年度任用職員 33 ア. 共 済 費 33 2. 枚方宿地区賑わい創出基金積立金 2,324 (1) 本年度積立分 2,324
24. 積 立 金 2,324	1. 基金積立金 2,324	
1. 報 酬 ▲648	3. 非常勤職員報酬 ▲648	1. 人 件 費 ▲1,017 (1) 特別職非常勤職員 ▲75 ア. 報 酬 ▲75 (2) パートタイム会計年度任用職員 ▲942 ア. 報 酬 ▲573 イ. 手 当 ▲244 ウ. 共 済 費 ▲125
3. 職員手当等 ▲244	10. 期末手当 ▲244	
4. 共 済 費 ▲125	3. 共済組合負担金 ▲48 10. 厚生年金負担金 ▲77	
1. 報 酬 ▲1,069	3. 非常勤職員報酬 ▲1,069	1. 人 件 費 5,420 (1) パートタイム会計年度任用職員 ▲3,613 ア. 報 酬 ▲1,069 イ. 手 当 ▲2,046 ウ. 共 済 費 ▲498 (2) 一般職員 9,877 (3) 再任用職員 ▲844 2. 事務経費 531 旅 531
2. 給 料 5,531	2. 一般職給 5,531	
3. 職員手当等 1,050	1. 扶養手当 300 2. 地域手当 583	

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
	3. 通勤手当 ▲184 7. 特殊勤務手当 18 10. 期末手当 ▲46 11. 勤勉手当 259 19. 児童手当等 120	
4. 共 済 費 ▲92	3. 共済組合負担金 414 10. 厚生年金負担金 ▲506	
8. 旅 費 531	1. 費用弁償 531	
2. 給 料 ▲6,809	2. 一般職給 ▲6,809	1. 人 件 費 ▲16,082 (1) 特別職非常勤職員 10 ア. 共 済 費 10 (2) 一般職員 ▲2,037 (3) 再任用職員 ▲14,044 (4) 任期付常勤職員 ▲11
3. 職員手当等 ▲6,191	1. 扶養手当 ▲364 2. 地域手当 ▲865 3. 通勤手当 66 4. 管理職手当 ▲1,476 10. 期末手当 ▲2,056 11. 勤勉手当 ▲2,147 14. 住居手当 246	2. 法人市民税・軽自動車税・市たばこ税・事業所税の賦課経費 759 (1) 法人市民税ファイリングシステム改修委託料

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 徴 収 費	520,317	▲51,618	468,699	-	-	-	▲51,618

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
	19. 児童手当等 405	
4. 共 済 費 ▲3,082	3. 共済組合負担金 ▲2,365 10. 厚生年金負担金 ▲717	
12. 委 託 料 759	1. 委 託 料 759	
1. 報 酬 ▲3,581	3. 非常勤職員報酬 ▲3,581	1. 人 件 費 ▲49,526 (1) パートタイム会計年度任用職員 ▲4,570 ア. 報 酬 ▲3,581 イ. 手 当 ▲1,030 ウ. 共 済 費 41 (2) 一般職員 ▲46,759 (3) 再任用職員 1,803
2. 給 料 ▲22,027	2. 一般職給 ▲22,027	2. 債権回収対策事業経費 ▲1,836 印 ▲401 通 ▲978 手 ▲457
3. 職員手当等 ▲15,029	1. 扶養手当 30 2. 地域手当 ▲2,094 3. 通勤手当 ▲953 4. 管理職手当 953 7. 特殊勤務手当 ▲431 10. 期末手当 ▲5,934 11. 勤勉手当 ▲5,136 14. 住居手当 ▲1,344 19. 児童手当等 ▲120	3. 事務経費 ▲256 旅 ▲256
4. 共 済 費 ▲8,889	3. 共済組合負担金 ▲8,481	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(項)							
(3) 戸籍住民基本台帳費	1, 233, 625	33, 723	1, 267, 348	▲31, 026	-	-	64, 749
1. 戸籍住民基本台帳費	1, 228, 712	33, 723	1, 262, 435	▲31, 026	-	-	64, 749

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
	10. 厚生年金負担金 ▲408	
8. 旅 費 ▲256	1. 費用弁償 ▲256	
10. 需 用 費 ▲401	4. 印刷製本費 ▲401	
11. 役 務 費 ▲1,435	1. 通信運搬費 ▲978 4. 手 数 料 ▲457	
1. 報 酬 3,111	3. 非常勤職員報酬 3,111	1. 人 件 費 30,053 (1) パートタイム会計年度任用職員 2,525 ア. 報 酬 3,111 イ. 手 当 ▲1,155 ウ. 共 済 費 569 (2) 一般職員 16,243 (3) 再任用職員 11,245 (4) 任期付短時間職員 40
2. 給 料 17,998	2. 一般職給 17,998	2. 戸籍システム経費 3,428 (1) 戸籍システム事業費 3,428 委 3,428
3. 職員手当等 9,023	1. 扶養手当 485 2. 地域手当 1,820 3. 通勤手当 1,157 4. 管理職手当 ▲276 10. 期末手当 3,984 11. 勤勉手当 431 14. 住居手当 897 19. 児童手当等 525	3. 事務経費 242 旅 242

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(項)							
(4)選 挙 費	82,497	▲7,510	74,987	-	-	-	▲7,510
1.選挙管理委員会 費	81,325	▲7,510	73,815	-	-	-	▲7,510
(項)							
(5)統計調査費	35,966	1,285	37,251	-	-	-	1,285

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
4. 共 済 費 ▲79	3. 共済組合負担金 ▲708 10. 厚生年金負担金 629	
8. 旅 費 242	1. 費用弁償 242	
12. 委 託 料 3,428	1. 委 託 料 3,428	
2. 給 料 ▲4,099	2. 一般職給 ▲4,099	1. 人 件 費 ▲7,510 (1) 一般職員 ▲7,510
3. 職員手当等 ▲2,712	1. 扶養手当 ▲120 2. 地域手当 ▲420 3. 通勤手当 ▲25 4. 管理職手当 24 10. 期末手当 ▲960 11. 勤勉手当 ▲933 14. 住居手当 ▲333 19. 児童手当等 55	
4. 共 済 費 ▲699	3. 共済組合負担金 ▲699	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 統計調査総務費	24,433	1,285	25,718	-	-	-	1,285
(項)							
(6) 監査委員費	99,533	▲6,381	93,152	-	-	-	▲6,381
1. 監査委員費	99,533	▲6,381	93,152	-	-	-	▲6,381

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
2. 給 料 426	2. 一般職給 426	1. 人 件 費 1,285 (1) 一般職員 1,285
3. 職員手当等 619	1. 扶養手当 318 2. 地域手当 75 3. 通勤手当 31 10. 期末手当 169 11. 勤勉手当 78 14. 住居手当 ▲252 19. 児童手当等 200	
4. 共 済 費 240	3. 共済組合負担金 240	
2. 給 料 ▲3,344	2. 一般職給 ▲3,344	1. 人 件 費 ▲6,381 (1) 監査委員（常勤） ▲52 ア. 手 当 ▲38 イ. 共 済 費 ▲14 (2) 一般職員 ▲784 (3) 再任用職員 ▲5,545
3. 職員手当等 ▲2,238	2. 地域手当 ▲372 3. 通勤手当 ▲617 4. 管理職手当 1 10. 期末手当 ▲858 11. 勤勉手当 ▲786 14. 住居手当 264	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
3. 民 生 費	82,526,158	853,401	83,379,559	64,597	8,100	11,543	769,161
(項)							
(1) 社会福祉費	36,748,384	887,237	37,635,621	31,243	8,100	1,037	846,857
1. 社会福祉総務費	1,203,628	27,141	1,230,769	3,303	8,100	-	15,738

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
	19. 児童手当等 130	
4. 共 済 費 ▲799	3. 共済組合負担金 ▲799	
1. 報 酬 4	3. 非常勤職員報酬 4	1. 人 件 費 19,779 (1) パートタイム会計年度任用職員 56 ア. 報 酬 4 イ. 共 済 費 52 (2) 一般職員 25,236 (3) 再任用職員 ▲5,513
2. 給 料 9,757	2. 一般職給 9,757	2. 社会福祉法人等認可・指導監査事業経費 2,159 委 2,159
3. 職員手当等 7,988	1. 扶養手当 ▲168 2. 地域手当 1,020 3. 通勤手当 ▲680 4. 管理職手当 ▲1,130 10. 期末手当 5,296 11. 勤勉手当 2,623 14. 住居手当 952 19. 児童手当等 75	3. 国民健康保険・医療助成システム運用事業経費 85 委 85 4. 持続可能な権利擁護支援事業経費 4,404 委 4,404 5. 補聴器購入助成事業経費 750 補 750 6. 事務経費 ▲36 旅 ▲36
4. 共 済 費 2,030	3. 共済組合負担金 2,134 4. 災害補償基金負担金 ▲5	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 老人福祉費	1,309,667	37,211	1,346,878	6,021	-	1,037	30,153

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
	10. 厚生年金負担金 ▲99	
8. 旅 費 ▲36	1. 費用弁償 ▲36	
12. 委 託 料 6,648	1. 委 託 料 6,648	
18. 負担金補助及び 交付金 750	2. 補 助 金 750	
1. 報 酬 ▲1	3. 非常勤職員報酬 ▲1	1. 人 件 費 ▲5,759
2. 給 料 ▲2,012	2. 一般職給 ▲2,012	(1) パートタイム会計年度任用職員 ▲29
3. 職員手当等 ▲1,701	1. 扶養手当 144	ア. 報 酬 ▲1
	2. 地域手当 ▲222	イ. 手 当 ▲1
	3. 通勤手当 ▲124	ウ. 共 済 費 ▲27
	4. 管理職手当 ▲492	(2) 一般職員 ▲5,634
	7. 特殊勤務手当 20	(3) 再任用職員 ▲96
	10. 期末手当 92	2. 総合福祉センター管理運営経費 9,680
	11. 勤勉手当 ▲391	(1) 各種委託料 9,680
	14. 住居手当 ▲728	ア. グラウンド工作物等調査委託料
4. 共 済 費 ▲2,045	3. 共済組合負担金 ▲2,009	3. 国庫負担金等償還金 1,037
	5. 雇用保険料 ▲36	4. 公的介護施設等整備事業経費 6,021
		補 6,021
		5. 軽費老人ホーム事務費補助金 3,121
		6. 認知症施策推進事業経費 23,111
		印 4,675 通 3,690 委 14,746

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
4. 障害者福祉総務費	711,542	88,868	800,410	15,583	-	-	73,285

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
10. 需 用 費 4,675	4. 印刷製本費 4,675	
11. 役 務 費 3,690	1. 通信運搬費 3,690	
12. 委 託 料 24,426	1. 委 託 料 24,426	
18. 負担金補助及び 交付金 9,142	2. 補 助 金 9,142	
22. 償還金利子及び 割引料 1,037	1. 償 還 金 1,037	
1. 報 酬 ▲1,134	3. 非常勤職員報酬 ▲1,134	1. 人 件 費 11,805 (1) パートタイム会計年度任用職員 ▲2,124 ア. 報 酬 ▲1,134 イ. 手 当 ▲788 ウ. 共 済 費 ▲202
2. 給 料 4,056	2. 一般職給 4,056	(2) 一般職員 13,870 (3) 任期付短時間職員 59
3. 職員手当等 5,712	1. 扶養手当 78 2. 地域手当 551 3. 通勤手当 660 10. 期末手当 1,811 11. 勤勉手当 2,459 14. 住居手当 258 19. 児童手当等 ▲105	2. 国庫負担金等償還金 46,632 3. 重層的支援体制整備事業経費 17,393 (1) 地域活動支援センター事業費 17,393 賠 17,393 4. システム標準化・共通化対応経費 ▲7,606 委 ▲7,606 5. くすの木園跡地活用事業経費 4,940 委 4,940 6. 障害福祉分野のＩＣＴ導入モデル事業経費 726 補 726 7. 障害者就労施設の生産設備導入モデル事業経費 15,100 補 15,100 8. 事務経費 ▲122 旅 ▲122
4. 共 済 費 3,171	3. 共済組合負担金 3,281 10. 厚生年金負担金 ▲110	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
6. 障害者地域生活 支援費	888, 168	6, 900	895, 068	337	-	-	6, 563
8. 国民健康保険費	3, 897, 259	45, 295	3, 942, 554	-	-	-	45, 295
9. 国民年金費	193, 448	5, 999	199, 447	5, 999	-	-	-

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
8. 旅 費 ▲122	1. 費用弁償 ▲122	
12. 委 託 料 ▲2,666	1. 委 託 料 ▲2,666	
18. 負担金補助及び 交付金 15,826	2. 補 助 金 15,826	
21. 補償補填及び賠 償金 17,393	3. 賠 償 金 17,393	
22. 償還金利子及び 割引料 46,632	1. 償 還 金 46,632	
12. 委 託 料 6,900	1. 委 託 料 6,900	1. 重層的支援体制整備事業経費 6,900 (1) 地域活動支援センター事業費 委 6,900
27. 繰 出 金 45,295	1. 繰 出 金 45,295	1. 国民健康保険特別会計への繰出金 45,295 (1) 職員給与等分 32,452 (2) 事務費等分 12,843
1. 報 酬 ▲248	3. 非常勤職員報酬 ▲248	1. 人 件 費 5,757 (1) パートタイム会計年度任用職員 ▲188 ア. 報 酬 ▲248 イ. 手 当 ▲1 ウ. 共 済 費 61 (2) 一般職員 11,263 (3) 再任用職員 ▲5,318
2. 給 料 3,562	2. 一般職給 3,562	2. 国民年金システム管理経費 264 (1) システム改修委託料
3. 職員手当等 1,516	1. 扶養手当 ▲240 2. 地域手当 247 3. 通勤手当 416 4. 管理職手当 ▲828 5. 時間外勤務手当 ▲215	3. 事務経費 ▲22 旅 ▲22

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
10. 介護保険費	5,794,489	8,656	5,803,145	-	-	-	8,656
11. 後期高齢者医療費	5,914,724	667,167	6,581,891	-	-	-	667,167
(項)							
(2) 児童福祉費	31,324,359	▲18,678	31,305,681	32,304	-	10,506	▲61,488
1. 児童福祉総務費	11,578,593	93,091	11,671,684	21,278	-	94	71,719

(単位：千円)

節	細 節
区 分	区 分
金 額	金 額
	10. 期末手当 1,121
	11. 勤勉手当 814
	14. 住居手当 441
	19. 児童手当等 ▲240
4. 共 済 費 927	3. 共済組合負担金 912
	10. 厚生年金負担金 15
8. 旅 費 ▲22	1. 費用弁償 ▲22
12. 委 託 料 264	1. 委 託 料 264
27. 繰 出 金 8,656	1. 繰 出 金 8,656
18. 負担金補助及び 交付金 677,561	1. 負 担 金 677,561
27. 繰 出 金 ▲10,394	1. 繰 出 金 ▲10,394
1. 報 酬 5,995	3. 非常勤職員報酬 5,995
2. 給 料 39,192	2. 一般職給 39,192
3. 職員手当等 29,473	1. 扶養手当 2,074

概 要 説 明
1. 介護保険特別会計への繰出金 8,656
(1) 事務費等分 1,690
(2) 職員給与等分 6,966
1. 後期高齢者医療特別会計への繰出金 ▲10,394
(1) 事務費等分 929
(2) 職員給与等分 ▲11,323
2. 後期高齢者医療事業経費 677,561
(1) 療養給付費負担金 677,561
1. 人 件 費 92,918
(1) パートタイム会計年度任用職員 7,009
ア. 報 酬 5,995
イ. 手 当 1,022
ウ. 共 済 費 ▲8
(2) 一般職員 100,094
(3) 再任用職員 ▲14,286

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
	2. 地域手当 4,293	(4) 任期付短時間職員 423 (5) 任期付常勤職員 ▲322
	3. 通勤手当 672	2. 児童手当等事業経費 114 (1) 諸 経 費 114
	4. 管理職手当 2,155	委 114
	5. 時間外勤務手当 ▲672	3. 子どもの見守り推進事業経費 83 委 83
	7. 特殊勤務手当 ▲7	4. 事務経費 ▲118
	10. 期末手当 12,161	旅 ▲118
	11. 勤勉手当 9,104	5. 事務経費（福祉基金繰入金分） 94 備 94
	14. 住居手当 ▲1,522	
	19. 児童手当等 1,215	
4. 共 済 費 18,258	3. 共済組合負担金 18,248	
	5. 雇用保険料 ▲2	
	10. 厚生年金負担金 12	
8. 旅 費 ▲118	1. 費用弁償 ▲118	
12. 委 託 料 197	1. 委 託 料 197	
17. 備品購入費 94	1. 庁用器具費 94	
1. 報 酬 47,732	3. 非常勤職員報酬 47,732	1. 人 件 費 ▲204,419 (1) パートタイム会計年度任用職員 50,131 ア. 報 酬 47,732

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
2. 給 料 ▲131,776	2. 一般職給 ▲131,776	イ. 手 当 ▲311 ウ. 共 済 費 2,710 (2) フルタイム会計年度任用職員 1,581 ア. 給 料 487 イ. 手 当 585 ウ. 共 済 費 509 (3) 一般職員 ▲149,871 (4) 再任用職員 3,095 (5) 任期付短時間職員 ▲3,972 (6) 任期付常勤職員 ▲105,383
3. 職員手当等 ▲80,567	1. 扶養手当 ▲2,385 2. 地域手当 ▲13,189 3. 通勤手当 ▲3,801 5. 時間外勤務手当 ▲5 10. 期末手当 ▲36,806 11. 勤勉手当 ▲22,695 14. 住居手当 ▲1,906 19. 児童手当等 220	2. 公立保育所運営経費 8,673 (1) 保育材料費（福祉基金繰入金分） 379 ア. 消耗品費 252 絵本等 イ. 庁用器具費 127 三輪車等 (2) 保育材料費（まち・ひと・しごと創生基金繰入金分） 5,112 ア. 庁用器具費 5,112 滑り台等 (3) 給 食 費 1,174 賄 1,174 (4) 諸 経 費 1,008 旅 1,008 (5) 諸 経 費（まち・ひと・しごと創生基金繰入金分） 1,000 ア. 消耗品費 400 コップ等 イ. 庁用器具費 600 包丁まな板殺菌庫等
4. 共 済 費 ▲39,808	3. 共済組合負担金 ▲42,739 10. 厚生年金負担金 2,931	3. 小規模保育事業経費 114 (1) 諸 経 費 114 賄 114
8. 旅 費 1,008	1. 費用弁償 1,008	4. 臨時保育室事業経費 34 (1) 諸 経 費 34 賄 34
10. 需 用 費 1,974	1. 消耗品費 652 7. 賄材料費 1,322	
17. 備品購入費 5,839	1. 庁用器具費 5,839	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3. 母子・父子福祉費	57,991	176	58,167	-	-	-	176
4. 家庭児童相談費	40,305	301	40,606	-	-	226	75
7. 青少年対策費	254,376	1,735	256,111	31	-	-	1,704
8. 放課後児童対策費	1,548,328	46,566	1,594,894	10,995	-	-	35,571

(単位：千円)

節	細 節
区 分	区 分
金 額	金 額
27. 繰 出 金 176	1. 繰 出 金 176
1. 報 酬 136	3. 非常勤職員報酬 136
3. 職員手当等 ▲419	10. 期末手当 ▲228 11. 勤勉手当 ▲191
4. 共 済 費 342	3. 共済組合負担金 153 10. 厚生年金負担金 189
8. 旅 費 16	1. 費用弁償 16
10. 需 用 費 226	1. 消耗品費 226
1. 報 酬 439	3. 非常勤職員報酬 439
3. 職員手当等 ▲2	10. 期末手当 ▲2 11. 勤勉手当 -
4. 共 済 費 11	3. 共済組合負担金 25 10. 厚生年金負担金 ▲14
18. 負担金補助及び 交付金 1,287	2. 補 助 金 1,287
1. 報 酬 20,016	3. 非常勤職員報酬 20,016

概 要 説 明	
1. 母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計への繰出金 (1) 事務費等分	176 176
1. 人 件 費 (1) パートタイム会計年度任用職員 ア. 報 酬 イ. 手 当 ウ. 共 済 費	59 59 136 ▲419 342
2. 児童虐待防止ネットワーク事業経費 (1) 児童虐待防止ネットワーク事業費（福祉基金繰入金分） ア. 消耗品費 紙おむつ等	226 226 226
3. 事務経費 旅 16	16
1. 人 件 費 (1) パートタイム会計年度任用職員 ア. 報 酬 イ. 手 当 ウ. 共 済 費	448 448 439 ▲2 11
2. 子ども・若者育成事業経費 (1) 子どもの居場所づくり推進事業費 補 1,287	1,287 1,287
1. 人 件 費 (1) パートタイム会計年度任用職員 ア. 報 酬	▲5,628 ▲4,528 20,016

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
9. 児童発達支援センター費	647,929	35,051	682,980	-	-	3,362	31,689

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
2. 給 料 ▲1,242	2. 一般職給 ▲1,242	イ. 手 当 ▲11,703 ウ. 共 済 費 ▲12,841
3. 職員手当等 ▲13,416	2. 地域手当 ▲286 3. 通勤手当 ▲509 7. 特殊勤務手当 16 10. 期末手当 ▲15,520 11. 勤勉手当 2,883	(2) フルタイム会計年度任用職員 13,464 ア. 給 料 7,724 イ. 手 当 2,788 ウ. 共 済 費 2,952 (3) 任期付短時間職員 ▲14,564
4. 共 済 費 ▲10,986	3. 共済組合負担金 1,676 5. 雇用保険料 ▲2,743 10. 厚生年金負担金 ▲9,919	2. 運営経費 9,506 (1) 性被害防止対策設備等支援事業費 9,327 備 9,327 (2) 留守家庭児童会室システム委託料
8. 旅 費 ▲3,085	1. 費用弁償 ▲3,085	3. 総合型放課後事業運営委託料 45,773 4. 事務経費 ▲3,085 旅 ▲3,085
12. 委 託 料 45,952	1. 委 託 料 45,952	
17. 備品購入費 9,327	1. 庁用器具費 9,327	
1. 報 酬 ▲210	3. 非常勤職員報酬 ▲210	1. 人 件 費 30,481 (1) 特別職非常勤職員 35 ア. 報 酬 35
2. 給 料 15,406	2. 一般職給 15,406	(2) パートタイム会計年度任用職員 906 ア. 報 酬 ▲245 イ. 手 当 ▲168 ウ. 共 済 費 1,319
3. 職員手当等 9,941	1. 扶養手当 177 2. 地域手当 1,837	(3) フルタイム会計年度任用職員 4,761 ア. 給 料 2,162

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(項)							
(3)生活保護費	14,452,615	▲15,158	14,437,457	1,050	-	-	▲16,208
1.生活保護総務費	762,086	▲15,158	746,928	1,050	-	-	▲16,208

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
	3. 通勤手当 243	イ. 手 当 1,414
	4. 管理職手当 1,440	ウ. 共 済 費 1,185
	10. 期末手当 3,497	(4) 一般職員 27,716
	11. 勤勉手当 2,577	(5) 再任用職員 ▲4,910
	14. 住居手当 240	(6) 任期付常勤職員 1,973
	19. 児童手当等 ▲70	2. 施設運営経費 3,362
4. 共 済 費 5,344	3. 共済組合負担金 4,360	(1) 保育材料費（福祉基金繰入金分） 3,362
	10. 厚生年金負担金 984	ア. 消耗品費 236
8. 旅 費 154	1. 費用弁償 154	イ. 庁用器具費 3,126
10. 需 用 費 236	1. 消耗品費 236	テント等
17. 備品購入費 4,180	1. 庁用器具費 4,180	3. 施設管理経費 1,054
		(1) 諸 経 費 1,054
		備 1,054
		4. 事務経費 154
		旅 154
1. 報 酬 3,311	3. 非常勤職員報酬 3,311	
2. 給 料 ▲11,449	2. 一般職給 ▲11,449	1. 人 件 費 ▲17,975
3. 職員手当等 ▲7,718	1. 扶養手当 402	(1) パートタイム会計年度任用職員 5,233
	2. 地域手当 ▲768	ア. 報 酬 3,311
		イ. 手 当 1,040
		ウ. 共 済 費 882
		(2) 一般職員 1,075
		(3) 再任用職員 1,512
		(4) 任期付常勤職員 ▲25,795
		2. 生活保護システム運用経費 2,806

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
4. 衛 生 費	15,514,609	▲295,299	15,219,310	-	-	▲182,834	▲112,465
(項)							
(1) 保健衛生費	8,181,451	▲48,921	8,132,530	-	-	669	▲49,590
2. 保健所費	1,280,431	▲18,016	1,262,415	-	-	-	▲18,016

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
	3. 通勤手当 ▲1,583 4. 管理職手当 1,488 7. 特殊勤務手当 ▲313 10. 期末手当 ▲2,914 11. 勤勉手当 ▲3,922 14. 住居手当 ▲48 19. 児童手当等 ▲60	委 2,806 3. 事務経費 11 旅 11
4. 共 済 費 ▲2,119	2. 健康保険負担金 5 3. 共済組合負担金 ▲2,521 4. 災害補償基金負担金 ▲32 5. 雇用保険料 ▲25 10. 厚生年金負担金 454	
8. 旅 費 11	1. 費用弁償 11	
12. 委 託 料 2,806	1. 委 託 料 2,806	
1. 報 酬 ▲192	3. 非常勤職員報酬 ▲192	1. 人 件 費 ▲22,322 (1) パートタイム会計年度任用職員 544

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
2. 給 料 ▲14,590	2. 一般職給 ▲14,590	ア. 報 酬 ▲192 イ. 手 当 836 ウ. 共 済 費 ▲100
3. 職員手当等 ▲6,216	1. 扶養手当 118 2. 地域手当 ▲1,516 3. 通勤手当 ▲1,172 4. 管理職手当 ▲600 7. 特殊勤務手当 ▲38 10. 期末手当 ▲2,708 11. 勤勉手当 ▲2,305 14. 住居手当 455 19. 児童手当等 1,524 20. 初任給調整手当 26	(2) 一般職員 ▲24,392 (3) 再任用職員 ▲196 (4) 任期付常勤職員 1,722 2. 難病対策経費 33 (1) 指定難病患者管理システム改修委託料 33 3. 小児慢性特定疾病対策経費 55 (1) 小児慢性特定疾病等医療給付事業費 55 委 55 4. 国庫負担金等償還金 4,163 5. 事務経費 55 旅 55
4. 共 済 費 ▲1,324	3. 共済組合負担金 ▲1,295 4. 災害補償基金負担金 138 10. 厚生年金負担金 ▲167	
8. 旅 費 55	1. 費用弁償 55	
12. 委 託 料 88	1. 委 託 料 88	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3. 予 防 費	4, 512, 954	▲22, 373	4, 490, 581	-	-	669	▲23, 042

(単位：千円)

節	細 節
区 分	区 分
金 額	金 額
22. 償還金利子及び 割引料 4,163	1. 償 還 金 4,163
1. 報 酬 ▲1,752	3. 非常勤職員報酬 ▲1,752
2. 給 料 ▲5,757	2. 一般職給 ▲5,757
3. 職員手当等 ▲10,453	1. 扶養手当 ▲914 2. 地域手当 ▲746 3. 通勤手当 675 4. 管理職手当 ▲1,158 5. 時間外勤務手当 ▲1,444 10. 期末手当 ▲4,467 11. 勤勉手当 ▲3,409 14. 住居手当 903 19. 児童手当等 84 20. 初任給調整手当 23
4. 共 済 費 ▲6,557	3. 共済組合負担金 ▲6,014 4. 災害補償基金負担金 ▲42 10. 厚生年金負担金 ▲501

概 要 説 明
1. 人 件 費 ▲24,519 (1) パートタイム会計年度任用職員 ▲2,349 ア. 報 酬 ▲1,752 イ. 手 当 49 ウ. 共 済 費 ▲646 (2) 一般職員 ▲94 (3) 再任用職員 ▲4,798 (4) 任期付常勤職員 ▲17,278 2. 母子保健事業経費 669 (1) 乳幼児健康診査事後指導事業費（福祉基金繰入金分） 669 ア. 消耗品費 36 絵本等 イ. 庁用器具費 633 巧技台等 3. 保健センター管理運営経費 93 (1) 各種委託料 93 ア. 健康管理システムウイルス対策委託料 4. 国庫負担金等償還金 1,384

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
5. 葬 儀 費	246,151	99	246,250	-	-	-	99
6. 公害対策費	184,560	▲8,249	176,311	-	-	-	▲8,249
8. 上水道費	372,066	▲382	371,684	-	-	-	▲382

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
10. 需 用 費 36	1. 消耗品費 36	
12. 委 託 料 93	1. 委 託 料 93	
17. 備品購入費 633	1. 庁用器具費 633	
22. 償還金利子及び 割引料 1,384	1. 償 還 金 1,384	
12. 委 託 料 99	1. 委 託 料 99	1. 枚方市立やすらぎの杜経費 99 (1) 諸 経 費 99 委 99
2. 給 料 ▲3,660	2. 一般職給 ▲3,660	1. 人 件 費 ▲8,249 (1) 一般職員 ▲8,249
3. 職員手当等 ▲1,102	1. 扶養手当 156 2. 地域手当 ▲268 3. 通勤手当 87 4. 管理職手当 828 10. 期末手当 ▲960 11. 勤勉手当 ▲885 19. 児童手当等 ▲60	
4. 共 済 費 ▲3,487	3. 共済組合負担金 ▲3,487	
18. 負担金補助及び 交付金 ▲382	1. 負 担 金 1,048	1. 水道事業会計への負担金 1,048 2. 水道事業会計への補助金 ▲1,430

(単位：千円)

節	細 節
区 分	区 分
金 額	金 額
	2. 補 助 金 ▲1,430
1. 報 酬 ▲3,242	3. 非常勤職員報酬 ▲3,242
2. 給 料 ▲25,677	2. 一般職給 ▲25,677
3. 職員手当等 ▲16,036	1. 扶養手当 ▲191 2. 地域手当 ▲2,690 3. 通勤手当 ▲1,192 4. 管理職手当 ▲8 5. 時間外勤務手当 ▲9 7. 特殊勤務手当 16 10. 期末手当 ▲6,189 11. 勤勉手当 ▲7,329 14. 住居手当 941 19. 児童手当等 615
4. 共 済 費 ▲18,624	3. 共済組合負担金 ▲16,025 5. 雇用保険料 ▲69 6. 労災保険料 ▲22

概 要 説 明
1. 人 件 費 ▲63,579 (1) パートタイム会計年度任用職員 ▲5,110 ア. 報 酬 ▲3,242 イ. 手 当 ▲829 ウ. 共 済 費 ▲1,039 (2) 一般職員 ▲38,974 (3) 再任用職員 ▲19,495 2. 枚方京田辺環境施設組合負担金 ▲183,503

(単位：千円)

節	細 節
区 分	区 分
金 額	金 額
	10. 厚生年金負担金 ▲2,508
18. 負担金補助及び 交付金 ▲183,503	1. 負 担 金 ▲183,503
2. 給 料 71	2. 一般職給 71
3. 職員手当等 786	1. 扶養手当 144 2. 地域手当 21 3. 通勤手当 309 7. 特殊勤務手当 ▲24 10. 期末手当 342 11. 勤勉手当 300 14. 住居手当 ▲636 19. 児童手当等 330
4. 共 済 費 ▲153	3. 共済組合負担金 ▲507 10. 厚生年金負担金 354
2. 給 料 ▲1,631	2. 一般職給 ▲1,631

概 要 説 明
1. 人 件 費 704 (1) 一般職員 7,696 (2) 再任用職員 ▲6,992
1. 人 件 費 ▲3,428 (1) 一般職員 ▲3,448 (2) 再任用職員 20

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 農業総務費	42, 273	84	42, 357	-	-	-	84

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
3. 職員手当等 ▲1,360	1. 扶養手当 ▲18 2. 地域手当 ▲164 3. 通勤手当 ▲87 4. 管理職手当 24 10. 期末手当 ▲366 11. 勤勉手当 ▲293 14. 住居手当 ▲336 19. 児童手当等 ▲120	2. 農地適正管理システム経費 352 (1) 各種委託料 352 ア. システム保守点検委託料
4. 共 済 費 ▲437	3. 共済組合負担金 ▲437	
12. 委 託 料 352	1. 委 託 料 352	
2. 給 料 369	2. 一般職給 369	1. 人 件 費 84 (1) 一般職員 84
3. 職員手当等 ▲130	1. 扶養手当 ▲318 2. 地域手当 4 3. 通勤手当 104 10. 期末手当 40 11. 勤勉手当 4 14. 住居手当 336	

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
	19. 児童手当等 ▲300	
4. 共 済 費 ▲155	3. 共済組合負担金 ▲155	
		(財 源 補 正)
1. 報 酬 ▲1,554	3. 非常勤職員報酬 ▲1,554	1. 人 件 費 5,319
2. 給 料 4,052	2. 一般職給 4,052	(1) パートタイム会計年度任用職員 ▲3,591
3. 職員手当等 1,272	1. 扶養手当 357	ア. 報 酬 ▲1,554
	2. 地域手当 430	イ. 手 当 ▲1,235
	3. 通勤手当 ▲55	ウ. 共 済 費 ▲802
	4. 管理職手当 ▲228	(2) 一般職員 13,849
	10. 期末手当 342	(3) 再任用職員 ▲4,939
	11. 勤勉手当 86	
	19. 児童手当等 340	
4. 共 済 費 1,549	3. 共済組合負担金 2,154	
	5. 雇用保険料 ▲65	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款) 7. 土 木 費	14,810,270	188,604	14,998,874	▲63,239	300,800	194	▲49,151
(項) (1) 土木管理費	367,242	13,813	381,055	-	-	-	13,813
1. 土木総務費	367,242	13,813	381,055	-	-	-	13,813
(項) (2) 道路橋梁費	3,474,875	▲34,548	3,440,327	-	600	-	▲35,148

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
	10. 厚生年金負担金 ▲540	
1. 報 酬 ▲3,266	3. 非常勤職員報酬 ▲3,266	1. 人 件 費 13,813
2. 給 料 13,387	2. 一般職給 13,387	(1) パートタイム会計年度任用職員 ▲5,070
3. 職員手当等 5,055	1. 扶養手当 ▲761	ア. 報 酬 ▲3,266
	2. 地域手当 945	イ. 手 当 ▲1,095
	3. 通勤手当 697	ウ. 共 済 費 ▲709
	4. 管理職手当 2,040	(2) 一般職員 12,732
	7. 特殊勤務手当 ▲20	(3) 再任用職員 ▲41
	10. 期末手当 1,427	(4) 任期付常勤職員 6,192
	11. 勤勉手当 231	
	14. 住居手当 386	
	19. 児童手当等 110	
4. 共 済 費 ▲1,363	3. 共済組合負担金 ▲854	
	10. 厚生年金負担金 ▲509	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 道路橋梁総務費	1,753,133	▲34,548	1,718,585	-	-	-	▲34,548
3. 道路築造費	96,118	-	96,118	-	600	-	▲600
(項)							
(4) 都市計画費	10,925,711	209,339	11,135,050	▲63,239	300,200	194	▲27,816
1. 都市計画総務費	735,621	▲20,248	715,373	-	-	194	▲20,442

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
1. 報 酬 ▲53	3. 非常勤職員報酬 ▲53	1. 人 件 費 ▲34,548 (1) パートタイム会計年度任用職員 ▲45 ア. 報 酬 ▲53 イ. 手 当 ▲1 ウ. 共 済 費 9 (2) 一般職員 ▲32,746 (3) 再任用職員 ▲1,757
2. 給 料 ▲16,213	2. 一般職給 ▲16,213	
3. 職員手当等 ▲11,892	1. 扶養手当 ▲399 2. 地域手当 ▲1,786 3. 通勤手当 ▲217 4. 管理職手当 ▲1,272 7. 特殊勤務手当 ▲438 10. 期末手当 ▲4,406 11. 勤勉手当 ▲4,123 14. 住居手当 379 19. 児童手当等 370	
4. 共 済 費 ▲6,390	3. 共済組合負担金 ▲6,614 10. 厚生年金負担金 224	
		(財 源 補 正)
2. 給 料 ▲7,302	2. 一般職給 ▲7,302	1. 人 件 費 ▲20,869 (1) パートタイム会計年度任用職員 ▲16 ア. 共 済 費 ▲16

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2.開 発 費	368,945	1,003	369,948	-	-	-	1,003

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
3. 職員手当等 ▲11,687	1. 扶養手当 ▲1,555 2. 地域手当 ▲1,063 3. 通勤手当 ▲962 4. 管理職手当 ▲1,764 10. 期末手当 ▲3,935 11. 勤勉手当 ▲3,987 14. 住居手当 1,579	(2) 一般職員 ▲32,648 (3) 再任用職員 5,409 (4) 任期付常勤職員 6,386 2. 市有建築物計画保全事業経費 201 委 201 3. 都市づくり情報DX推進事業経費 421 消 194 委 227 4. 事務経費 ▲1 旅 ▲1
4. 共 済 費 ▲1,880	3. 共済組合負担金 ▲1,860 10. 厚生年金負担金 ▲20	
8. 旅 費 ▲1	1. 費用弁償 ▲1	
10. 需 用 費 194	1. 消耗品費 194	
12. 委 託 料 428	1. 委 託 料 428	
1. 報 酬 484	3. 非常勤職員報酬 484	1. 人 件 費 986 (1) パートタイム会計年度任用職員 161 ア. 報 酬 484 イ. 手 当 ▲291 ウ. 共 済 費 ▲32 (2) 一般職員 825
2. 給 料 550	2. 一般職給 550	2. 事務経費 17 旅 17
3. 職員手当等 27	1. 扶養手当 407 2. 地域手当 95	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3. 公 園 費	911,640	45,015	956,655	-	-	-	45,015

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明	
区 分	区 分		
金 額	金 額		
	3. 通勤手当 ▲134		
	10. 期末手当 39		
	11. 勤勉手当 ▲394		
	14. 住居手当 ▲336		
	19. 児童手当等 350		
4. 共 済 費 ▲75	3. 共済組合負担金 ▲35		
	10. 厚生年金負担金 ▲40		
8. 旅 費 17	1. 費用弁償 17		
2. 給 料 26,383	2. 一般職給 26,383	1. 人 件 費 45,015	
3. 職員手当等 17,858	1. 扶養手当 2,061	(1) 一般職員 57,302	
	2. 地域手当 2,910	(2) 再任用職員 ▲12,287	
	3. 通勤手当 1,109		
	4. 管理職手当 672		
	7. 特殊勤務手当 ▲227		
	10. 期末手当 6,384		
	11. 勤勉手当 4,737		
	14. 住居手当 ▲678		

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
6. 公共下水道費	4,293,761	183,569	4,477,330	-	244,500	-	▲60,931
10. 枚方市駅周辺再整備ビジョン推進事業費	1,019,903	-	1,019,903	▲63,239	55,700	-	7,539
(款) 8. 消 防 費	4,823,263	▲5,694	4,817,569	-	-	-	▲5,694
(項) (1) 消 防 費	4,823,263	▲5,694	4,817,569	-	-	-	▲5,694
2. 非常備消防費	98,668	▲4,130	94,538	-	-	-	▲4,130

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
	19. 児童手当等 890	
4. 共 済 費 774	3. 共済組合負担金 774	
18. 負担金補助及び 交付金 183,569	1. 負 担 金 183,569	1. 下水道事業会計への負担金 183,569
		(財 源 補 正)
2. 給 料 ▲785	2. 一般職給 ▲785	1. 人 件 費 ▲4,130
3. 職員手当等 ▲2,797	1. 扶養手当 ▲420 2. 地域手当 ▲114 3. 通勤手当 ▲70 5. 時間外勤務手当 ▲555 7. 特殊勤務手当 - 10. 期末手当 ▲606 11. 勤勉手当 ▲612 19. 児童手当等 ▲420	(1) 一般職員 ▲8,481 (2) 再任用職員 4,351
4. 共 済 費 ▲548	3. 共済組合負担金 ▲548	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3. 消防施設費	62,073	▲3,890	58,183	-	-	-	▲3,890
5. 災害対策費	139,737	2,326	142,063	-	-	-	2,326
(款)							
9. 教 育 費	15,730,042	41,174	15,771,216	▲1,011	10,800	4,458	26,927
(項)							
(1) 教育総務費	4,580,417	▲39,580	4,540,837	▲1,011	-	-	▲38,569
2. 事務局費	3,188,832	103,789	3,292,621	▲1,011	-	-	104,800

(単位：千円)

節	細 節
区 分	区 分
金 額	金 額
18. 負担金補助及び 交付金 ▲3,890	1. 負 担 金 ▲3,890
2. 給 料 931	2. 一般職給 931
3. 職員手当等 5	1. 扶養手当 ▲120 2. 地域手当 80 10. 期末手当 193 11. 勤勉手当 166 14. 住居手当 ▲54 19. 児童手当等 ▲260
4. 共 済 費 884	3. 共済組合負担金 885 4. 災害補償基金負 担金 ▲1
12. 委 託 料 174	1. 委 託 料 174
15. 原材料費 67	1. 原材料費 67
18. 負担金補助及び 交付金 265	2. 補 助 金 265
1. 報 酬 3,091	3. 非常勤職員報酬 3,091

概 要 説 明
1. 消火栓設置及び維持管理負担金 ▲3,890
1. 人 件 費 1,820 (1) 一般職員 1,826 (2) 任期付常勤職員 ▲6 2. 災害復旧経費 332 (1) 農地災害復旧事業費 332 原 67 補 265 3. 避難行動要支援者名簿システム管理経費 174 委 174
1. 人 件 費 100,036 (1) 特別職非常勤職員 ▲800

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明			
区 分	区 分				
金 額	金 額				
2. 給 料 50,585	2. 一般職給 50,585				
3. 職員手当等 32,742	1. 扶養手当 2,196				
	2. 地域手当 4,458				
	3. 通勤手当 1,576				
	4. 管理職手当 6,029				
	10. 期末手当 11,877				
	11. 勤勉手当 7,748				
	14. 住居手当 ▲1,282				
	19. 児童手当等 140				
4. 共 済 費 13,618	3. 共済組合負担金 8,875				
	4. 災害補償基金負担金 506				
	6. 労災保険料 ▲7				
	8. 教職員互助会負担金 ▲89				
	9. 公立学校共済組合負担金 3,057				
	10. 厚生年金負担金 1,276				
7. 報 償 費 ▲84	1. 報 償 金 ▲84				
8. 旅 費 3,298	1. 費用弁償 3,158				
		ア. 報 酬 ▲800			
		(2) パートタイム会計年度任用職員 4,721			
		ア. 報 酬 3,891			
		イ. 手 当 ▲643			
		ウ. 共 済 費 1,473			
		(3) 一般職員 109,873			
		(4) 再任用職員 ▲21,909			
		(5) 任期付常勤職員 8,151			
		2. 学事情報システム事業経費 396			
		委 396			
		3. 教職員メンタルヘルス対策事業経費 199			
		報 ▲84 旅 140 消 398 負 ▲255			
		4. 事務経費 3,158			
		旅 3,158			

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3. 教育研究費	1,325,094	▲144,622	1,180,472	-	-	-	▲144,622

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明	
区 分	区 分		
金 額	金 額		
	3. 特別旅費 140		
10. 需 用 費 398	1. 消耗品費 398		
12. 委 託 料 396	1. 委 託 料 396		
18. 負担金補助及び 交付金 ▲255	1. 負 担 金 ▲255		
1. 報 酬 ▲23,270	3. 非常勤職員報酬 ▲23,270		
2. 給 料 ▲48,068	2. 一般職給 ▲48,068		
3. 職員手当等 ▲51,523	1. 扶養手当 ▲838 2. 地域手当 ▲3,915 3. 通勤手当 ▲224 7. 特殊勤務手当 274 10. 期末手当 ▲25,292 11. 勤勉手当 ▲11,093 12. 退職手当 ▲2,154 14. 住居手当 ▲7,893 16. 教員特別手当 ▲328 19. 児童手当等 ▲60		
		1. 人 件 費 ▲141,456 (1) パートタイム会計年度任用職員 ▲33,087 ア. 報 酬 ▲23,270 イ. 手 当 ▲7,007 ウ. 共 済 費 ▲2,810 (2) 臨時的任用職員 34,783 (3) 任期付短時間職員 1,209 (4) 任期付常勤職員 ▲144,361 2. 事務経費 ▲3,166 旅 費 ▲3,166	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
4. 教育文化センター費	58,014	1,253	59,267	-	-	-	1,253
(項)							
(2) 小学校費	4,294,945	11,572	4,306,517	-	10,800	-	772
1. 小学校管理費	3,843,324	11,572	3,854,896	-	10,800	-	772

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明	
区 分	区 分		
金 額	金 額		
4. 共 済 費 ▲18,595	3. 共済組合負担金 ▲1,257 4. 災害補償基金負担金 500 5. 雇用保険料 ▲73 6. 労災保険料 ▲33 8. 教職員互助会負担金 ▲515 9. 公立学校共済組合負担金 ▲18,289 10. 厚生年金負担金 1,072		
8. 旅 費 ▲3,166	1. 費用弁償 ▲3,166		
1. 報 酬 310	3. 非常勤職員報酬 310	1. 人 件 費 (1) パートタイム会計年度任用職員 ア. 報 酬 イ. 手 当 ウ. 共 済 費 2. 事務経費 旅	1,086 1,086 310 558 218 167 167
3. 職員手当等 558	10. 期末手当 139 11. 勤勉手当 419		
4. 共 済 費 218	3. 共済組合負担金 85 10. 厚生年金負担金 133		
8. 旅 費 167	1. 費用弁償 167		
1. 報 酬 ▲2,067	3. 非常勤職員報酬 ▲2,067	1. 人 件 費 (1) パートタイム会計年度任用職員 ア. 報 酬	▲3,723 ▲6,805 ▲2,067

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(項)							
(3) 中学校費	1,456,263	▲51,888	1,404,375	-	-	-	▲51,888
1. 中学校管理費	1,114,869	▲51,888	1,062,981	-	-	-	▲51,888

(単位：千円)

節	細 節
区 分	区 分
金 額	金 額
2. 給 料 3,187	2. 一般職給 3,187
3. 職員手当等 151	2. 地域手当 329 3. 通勤手当 186 5. 時間外勤務手当 ▲255 10. 期末手当 ▲7,859 11. 勤勉手当 7,750
4. 共 済 費 ▲4,994	3. 共済組合負担金 ▲2,570 10. 厚生年金負担金 ▲2,424
8. 旅 費 895	1. 費用弁償 895
14. 工事請負費 14,400	1. 工事請負費 14,400
1. 報 酬 ▲32,162	3. 非常勤職員報酬 ▲32,162
2. 給 料 ▲4,242	2. 一般職給 ▲4,242
3. 職員手当等 ▲8,117	2. 地域手当 ▲425 3. 通勤手当 ▲76 10. 期末手当 ▲8,475

概 要	説 明
イ. 手 当 ウ. 共 済 費 (2) 一般職員 (3) 再任用職員 2. 学校空調設備整備事業経費 (1) 禁野小学校（旧中宮北小学校）体育館空調設備整備工事請負費 3. 事務経費 旅	▲698 ▲4,040 ▲19 3,101 14,400 895 895
1. 人 件 費 (1) パートタイム会計年度任用職員 ア. 報 酬 イ. 手 当 ウ. 共 済 費 (2) 一般職員 (3) 再任用職員 2. 事務経費 旅	▲51,221 ▲44,002 ▲32,162 ▲6,444 ▲5,396 ▲2,192 ▲5,027 ▲667 ▲667

(単位：千円)

節	細 節
区 分	区 分
金 額	金 額
	11. 勤勉手当 859
4. 共 済 費 ▲6,700	3. 共済組合負担金 ▲3,308 4. 災害補償基金負担金 ▲1 10. 厚生年金負担金 ▲3,391
8. 旅 費 ▲667	1. 費用弁償 ▲667
1. 報 酬 53,068	3. 非常勤職員報酬 53,068
2. 給 料 ▲1,743	2. 一般職給 ▲1,743
3. 職員手当等 552	1. 扶養手当 ▲537 2. 地域手当 302 3. 通勤手当 250 10. 期末手当 ▲4,533 11. 勤勉手当 4,816 14. 住居手当 660 16. 教員特別手当 ▲26 19. 児童手当等 ▲380

概 要 説 明
1. 人 件 費 51,761 (1) パートタイム会計年度任用職員 63,042 ア. 報 酬 53,068 イ. 手 当 6,179 ウ. 共 済 費 3,795 (2) フルタイム会計年度任用職員 ▲3 ア. 給 料 345 イ. 手 当 ▲256 ウ. 共 済 費 ▲92 (3) 臨時的任用職員 ▲4,484 (4) 一般職員 8,317 (5) 任期付常勤職員 ▲15,111 2. 運営経費 3,918 (1) 教材教具等及び図書購入費（まち・ひと・しごと創生基金 繰入金分） 3,888 ア. 庁用器具費 3,888 鉄棒等 (2) 諸 経 費（指定寄附金分） 30 消 30 3. 幼稚園給食実施事業経費 1,090 (1) 諸 経 費 1,090 賄 540 備 550 4. 事務経費 ▲2,412

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(項)							
(5) 社会教育費	1,761,232	▲14,613	1,746,619	-	-	-	▲14,613
2. 文化財保護費	413,908	▲21,816	392,092	-	-	-	▲21,816

(単位：千円)

節	細 節
区 分	区 分
金 額	金 額
4. 共 済 費 ▲116	3. 共済組合負担金 1,323 8. 教職員互助会負担金 ▲68 9. 公立学校共済組合負担金 ▲3,553 10. 厚生年金負担金 2,182
8. 旅 費 ▲2,412	1. 費用弁償 ▲2,412
10. 需 用 費 570	1. 消耗品費 30 7. 賄材料費 540
17. 備品購入費 4,438	1. 庁用器具費 4,438
1. 報 酬 ▲17,450	3. 非常勤職員報酬 ▲17,450
2. 給 料 ▲1,475	2. 一般職給 ▲1,475
3. 職員手当等 ▲1,471	2. 地域手当 ▲207 3. 通勤手当 ▲121 10. 期末手当 ▲1,247 11. 勤勉手当 ▲133 14. 住居手当 252

概 要 説 明			
旅 ▲2,412			
1. 人 件 費	▲21,820		
(1) パートタイム会計年度任用職員	▲17,544		
ア. 報 酬	▲17,450		
イ. 手 当	189		
ウ. 共 済 費	▲283		
(2) 一般職員	▲4,103		
(3) 再任用職員	▲173		
2. 事務経費	4		
旅	4		

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3. 図書館費	1,322,208	7,203	1,329,411	-	-	-	7,203

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
	19. 児童手当等 ▲15	
4. 共 済 費 ▲1,424	3. 共済組合負担金 ▲1,160 10. 厚生年金負担金 ▲264	
8. 旅 費 4	1. 費用弁償 4	
1. 報 酬 ▲146	3. 非常勤職員報酬 ▲146	1. 人 件 費 6,225
2. 給 料 7,627	2. 一般職給 7,627	(1) パートタイム会計年度任用職員 ▲223 ア. 報 酬 ▲146 イ. 手 当 9 ウ. 共 済 費 ▲86 (2) 一般職員 15,781 (3) 再任用職員 ▲7,800 (4) 任期付短時間職員 ▲1,533
3. 職員手当等 3,844	1. 扶養手当 ▲162 2. 地域手当 830 3. 通勤手当 ▲476 4. 管理職手当 840 10. 期末手当 1,399 11. 勤勉手当 1,269 14. 住居手当 24 19. 児童手当等 120	2. 図書館オンラインシステム運営経費 957 (1) 図書情報管理事業費 957 委 957
4. 共 済 費 ▲5,100	3. 共済組合負担金 ▲4,650 4. 災害補償基金負担金 ▲1	3. 事務経費 21 旅 21

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
	10. 厚生年金負担金 ▲449	
8. 旅 費 21	1. 費用弁償 21	
12. 委 託 料 957	1. 委 託 料 957	
2. 給 料 4,900	2. 一般職給 4,900	1. 人 件 費 10,637 (1) 一般職員 10,647 (2) 再任用職員 ▲10
3. 職員手当等 4,122	1. 扶養手当 331 2. 地域手当 522 3. 通勤手当 70 4. 管理職手当 600 10. 期末手当 1,139 11. 勤勉手当 824 14. 住居手当 336 19. 児童手当等 300	
4. 共 済 費 1,615	3. 共済組合負担金 1,526 5. 雇用保険料 89	
1. 報 酬 ▲7,432	3. 非常勤職員報酬 ▲7,432	1. 人 件 費 ▲12,311 (1) パートタイム会計年度任用職員 ▲13,004 ア. 報 酬 ▲7,432

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
10. 公 債 費	11,654,741	52,400	11,707,141	-	-	-	52,400
(項)							
(1) 公 債 費	11,654,741	52,400	11,707,141	-	-	-	52,400
1. 元 金	11,065,019	51,600	11,116,619	-	-	-	51,600
3. 公債諸費	-	800	800	-	-	-	800

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明
区 分	区 分	
金 額	金 額	
2. 給 料 2,288	2. 一般職給 2,288	イ. 手 当 ▲2,455 ウ. 共 済 費 ▲3,117 (2) 一般職員 6,428 (3) 再任用職員 ▲5,735 2. 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援経費 83,000 (1) 学校給食費支援事業費 83,000 補 83,000
3. 職員手当等 ▲2,094	1. 扶養手当 258 2. 地域手当 320 3. 通勤手当 ▲247 4. 管理職手当 600 10. 期末手当 ▲3,682 11. 勤勉手当 848 14. 住居手当 ▲336 19. 児童手当等 145	
4. 共 済 費 ▲5,073	3. 共済組合負担金 ▲3,728 10. 厚生年金負担金 ▲1,345	
18. 負担金補助及び 交付金 83,000	2. 補 助 金 83,000	
22. 償還金利子及び 割引料 51,600	1. 償 還 金 51,600	1. 長期債繰上償還金 51,600
21. 補償補填及び賠償 金 800	1. 補 償 金 800	1. 繰上償還加算金 800

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
11. 諸支出金	553, 096	2, 187, 562	2, 740, 658	-	-	-	2, 187, 562
(項)							
(1) 諸 費	553, 096	2, 187, 562	2, 740, 658	-	-	-	2, 187, 562
2. 財政調整基金費	149, 809	2, 187, 562	2, 337, 371	-	-	-	2, 187, 562
(款)							
12. 予 備 費	2, 351, 410	▲1, 951, 410	400, 000	-	-	-	▲1, 951, 410
(項)							
(1) 予 備 費	2, 351, 410	▲1, 951, 410	400, 000	-	-	-	▲1, 951, 410
1. 予 備 費	2, 351, 410	▲1, 951, 410	400, 000	-	-	-	▲1, 951, 410
歳 出 合 計	161, 941, 145	1, 123, 736	163, 064, 881	▲24, 928	330, 300	▲176, 626	994, 990

(単位：千円)

[illegible]

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

(単位：千円)

区 分		職 員 数 (人)	給 与 費						共 済 費	合 計	備考 [備 そ の 他 の 手 当 の 内 訳]
			報 酬	給 料	期 末 手 当 (年 間 支給率)	地 域 手 当	そ の 他 の 手 当	計			
補 正 前	長 等	5	-	43,292	22,141 ※(3.4月分)	4,330	669	70,432	15,185	85,617	通 669
	議 員	32	260,496	-	117,224 (4.5月分)	-	-	377,720	75,412	453,132	
	その他の 特 別 職	2,504	284,489	-	-	-	-	284,489	473	284,962	
	計	2,541	544,985	43,292	139,365	4,330	669	732,641	91,070	823,711	
補 正 額	長 等	-	-	-	▲49 (- 月分)	-	146	97	▲2,155	▲2,058	通 146
	議 員	-	105	-	- (- 月分)	-	-	105	▲5,238	▲5,133	
	その他の 特 別 職	1	▲840	-	-	-	-	▲840	10	▲830	
	計	1	▲735	-	▲49	-	146	▲638	▲7,383	▲8,021	
補 正 後	長 等	5	-	43,292	22,092 ※(3.4月分)	4,330	815	70,529	13,030	83,559	通 815
	議 員	32	260,601	-	117,224 (4.5月分)	-	-	377,825	70,174	447,999	
	その他の 特 別 職	2,505	283,649	-	-	-	-	283,649	483	284,132	
	計	2,542	544,250	43,292	139,316	4,330	815	732,003	83,687	815,690	

(注) 備考欄(その他の手当の内訳)は次のとおり略している。

通…通勤手当

※市長のみ期末手当(年間支給率)は3.3月分。

2. 一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 前	(2,604) 1,945	2,507,572	8,458,525	7,200,830	18,166,927	3,439,099	21,606,026	
補 正 額	(12) ▲67	64,046	▲312,690	174,916	▲73,728	▲168,298	▲242,026	
補 正 後	(2,616) 1,878	2,571,618	8,145,835	7,375,746	18,093,199	3,270,801	21,364,000	

(注) 臨時的任用職員、任期付職員及び会計年度任用職員の職員数については、() 外数とする。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	補 正 前	補 正 額	補 正 後
	扶 養 手 当	171,240	▲1,647	169,593
	地 域 手 当	891,933	▲30,544	861,389
	通 勤 手 当	221,741	▲13,650	208,091
	管 理 職 手 当	272,985	8,552	281,537
	時 間 外 勤 務 手 当	355,921	▲3,155	352,766
	夜 間 勤 務 手 当	-	-	-
	特 殊 勤 務 手 当	7,071	▲1,126	5,945
	宿 日 直 手 当	200	▲200	-
	期 末 手 当	2,386,538	▲127,940	2,258,598
	勤 勉 手 当	1,874,768	▲44,375	1,830,393
	退 職 手 当	861,578	397,810	1,259,388
	住 居 手 当	146,772	▲8,457	138,315
	教 員 特 別 手 当	4,727	▲401	4,326
	初 任 給 調 整 手 当	5,356	49	5,405
	管理職員特別勤務手当	-	-	-

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
職員手当	174,916	1 制度改正に伴う増減分	-		
		2 その他の増減分	174,916	扶養手当 ▲1,647 地域手当 ▲30,544 通勤手当 ▲13,650 管理職手当 8,552 時間外勤務手当 ▲3,155 夜間勤務手当 - 特殊勤務手当 ▲1,126 宿日直手当 ▲200 期末手当 ▲127,940 勤勉手当 ▲44,375 退職手当 397,810 住居手当 ▲8,457 教員特別手当 ▲401 初任給調整手当 49 管理職員特別勤務手当 -	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

(単位：円)

区 分	令 和 5 年 10 月 1 日 現 在			令 和 6 年 7 月 1 日 現 在		
	平均給料月額	平均給与月額	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額	平 均 年 齢
一 般 行 政 職	313,900	402,502	42歳 4月	316,286	410,789	42歳 7月
技 能 労 務 職	324,632	390,726	50歳 3月	318,223	376,278	50歳 6月
医 師	554,850	820,427	60歳 3月	540,800	857,410	58歳 9月
栄 養 士 等	281,391	355,694	37歳 8月	286,985	366,276	37歳 7月
教 育 職	384,914	507,323	41歳 9月	394,580	520,188	41歳 11月

(注) 平均給与月額には、期末手当・勤勉手当及び退職手当を含まない。

イ 級別職員数

(単位：人・%)

区 分		9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	計
令和5年10月1日現在	一般行政職	1 (0.1)	17 (1.1)	32 (2.1)	108 (7.0)	205 (13.4)	286 (18.6)	546 (35.6)	211 (13.7)	129 (8.4)	1,535 (100.0)
	技能労務職	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	64 (24.7)	141 (54.4)	37 (14.3)	15 (5.8)	2 (0.8)	259 (100.0)
	医 師	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (50.0)	1 (50.0)	- (-)	- (-)	2 (100.0)
	栄養士等	- (-)	- (-)	- (-)	3 (6.0)	1 (2.0)	5 (10.0)	29 (58.0)	10 (20.0)	2 (4.0)	50 (100.0)
	教 育 職	- (-)	1 (1.6)	1 (1.6)	30 (46.9)	- (-)	13 (20.3)	6 (9.3)	13 (20.3)	- (-)	64 (100.0)
令和6年7月1日現在	一般行政職	1 (0.1)	16 (1.0)	31 (2.0)	104 (6.8)	186 (12.2)	316 (20.7)	545 (35.7)	190 (12.5)	137 (9.0)	1,526 (100.0)
	技能労務職	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	65 (25.6)	137 (53.9)	36 (14.2)	13 (5.1)	3 (1.2)	254 (100.0)
	医 師	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (33.3)	2 (66.7)	- (-)	- (-)	3 (100.0)
	栄養士等	- (-)	- (-)	1 (2.0)	2 (4.0)	1 (2.0)	5 (10.0)	30 (60.0)	8 (16.0)	3 (6.0)	50 (100.0)
	教 育 職	- (-)	1 (1.5)	1 (1.5)	36 (54.6)	- (-)	7 (10.6)	6 (9.1)	15 (22.7)	- (-)	66 (100.0)

(注) () 書は、各区分ごとの構成比である。

債務負担行為で翌年度以降にわたるも
又は支出額の見込み及び当該年度以降

事業名		限度額	前年度末までの支出(見込)額	
			期間 年度	金額
広報業務経費	補正前	-	-	-
	補正額	118,346		-
	補正後	118,346	-	-
大阪・関西万博関係事業	補正前	-	-	-
	補正額	14,262		-
	補正後	14,262	-	-
システム標準化・共通化対応経費 (令和6年度設定分)	補正前	1,083,472	-	-
	補正額	7,606		-
	補正後	1,091,078	-	-
旅券発給事務窓口対応業務委託 (令和6年度設定分)	補正前	-	-	-
	補正額	98,562		-
	補正後	98,562	-	-
郵送請求対応業務委託	補正前	-	-	-
	補正額	43,260		-
	補正後	43,260	-	-
個人番号カード交付等関連事業 (令和6年度設定分)	補正前	-	-	-
	補正額	147,603		-
	補正後	147,603	-	-
戸籍振り仮名法改正対応事業	補正前	-	-	-
	補正額	244,699		-
	補正後	244,699	-	-
市・府民税納税通知書等作成委託 (令和6年度設定分)	補正前	22,498	-	-
	補正額	22,498		-
	補正後	44,996	-	-
軽自動車納税通知書等作成委託	補正前	-	-	-
	補正額	8,610		-
	補正後	8,610	-	-
市税等封入封緘委託	補正前	-	-	-
	補正額	43,873		-
	補正後	43,873	-	-

のについての前年度末までの支出額
の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
期 間 年度	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
		国庫支出金	府支出金	地方債	そ の 他	
-	-	-	-	-	-	-
	118,346	-	-	-	-	118,346
7	118,346	-	-	-	-	118,346
-	-	-	-	-	-	-
	14,262	-	-	-	2,471	11,791
7	14,262	-	-	-	2,471	11,791
7~11	1,083,472	566,784	-	-	-	516,688
	7,606	-	-	-	-	7,606
7~11	1,091,078	566,784	-	-	-	524,294
-	-	-	-	-	-	-
	98,562	-	12,216	-	-	86,346
7~9	98,562	-	12,216	-	-	86,346
-	-	-	-	-	-	-
	43,260	-	-	-	-	43,260
7	43,260	-	-	-	-	43,260
-	-	-	-	-	-	-
	147,603	147,603	-	-	-	-
7~8	147,603	147,603	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
	244,699	244,699	-	-	-	-
7~8	244,699	244,699	-	-	-	-
7	22,498	-	-	-	-	22,498
	22,498	-	-	-	-	22,498
7~8	44,996	-	-	-	-	44,996
-	-	-	-	-	-	-
	8,610	-	-	-	-	8,610
7~8	8,610	-	-	-	-	8,610
-	-	-	-	-	-	-
	43,873	-	-	-	-	43,873
7~8	43,873	-	-	-	-	43,873

事業名		限度額	前年度末までの支出(見込)額	
			期間 年度	金額
枚方市総合文化芸術センター指定管理料	補正前	-	-	-
	補正額	3,549,981		-
	補正後	3,549,981	-	-
文化財管理用地草刈等委託	補正前	-	-	-
	補正額	30,906		-
	補正後	30,906	-	-
淀川河川敷グラウンド草刈業務委託	補正前	-	-	-
	補正額	14,882		-
	補正後	14,882	-	-
ひらかた健康便利帳等関連経費	補正前	-	-	-
	補正額	3,513		-
	補正後	3,513	-	-
市有施設照明設備改良事業	補正前	-	-	-
	補正額	507,823		-
	補正後	507,823	-	-
ごみ収集業務DX化推進事業	補正前	-	-	-
	補正額	8,096		-
	補正後	8,096	-	-
資源物再資源化処理委託	補正前	-	-	-
	補正額	198,000		-
	補正後	198,000	-	-
鳥害対策委託	補正前	-	-	-
	補正額	1,813		-
	補正後	1,813	-	-
禁野小学校(旧中宮北小学校)体育館空調設備整備事業	補正前	-	-	-
	補正額	21,600		-
	補正後	21,600	-	-
学校給食調理業務委託 (令和6年度設定分)	補正前	-	-	-
	補正額	407,744		-
	補正後	407,744	-	-
中央図書館施設維持補修事業	補正前	-	-	-
	補正額	1,290		-
	補正後	1,290	-	-

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
期 間 年 度	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
		国庫支出金	府支出金	地方債	そ の 他	
-	-	-	-	-	-	-
	3,549,981	-	-	-	544,276	3,005,705
7～11	3,549,981	-	-	-	544,276	3,005,705
-	-	-	-	-	-	-
	30,906	-	-	-	-	30,906
7	30,906	-	-	-	-	30,906
-	-	-	-	-	-	-
	14,882	-	-	-	-	14,882
7	14,882	-	-	-	-	14,882
-	-	-	-	-	-	-
	3,513	-	-	-	-	3,513
7	3,513	-	-	-	-	3,513
-	-	-	-	-	-	-
	507,823	-	-	456,900	-	50,923
7～9	507,823	-	-	456,900	-	50,923
-	-	-	-	-	-	-
	8,096	-	-	-	-	8,096
6～8	8,096	-	-	-	-	8,096
-	-	-	-	-	-	-
	198,000	-	-	-	-	198,000
7～8	198,000	-	-	-	-	198,000
-	-	-	-	-	-	-
	1,813	-	-	-	-	1,813
7	1,813	-	-	-	-	1,813
-	-	-	-	-	-	-
	21,600	-	-	16,200	-	5,400
7	21,600	-	-	16,200	-	5,400
-	-	-	-	-	-	-
	407,744	-	-	-	-	407,744
7～9	407,744	-	-	-	-	407,744
-	-	-	-	-	-	-
	1,290	-	-	-	-	1,290
7	1,290	-	-	-	-	1,290

事業名		限度額	前年度末までの支出(見込)額	
			期間 年度	金額
学校ICT機器等整備事業 (令和6年度設定分)	補正前	-	-	-
	補正額	3,937,346		-
	補正後	3,937,346	-	-
枚方市議会報配布委託	補正前	-	-	-
	補正額	8,348		-
	補正後	8,348	-	-
電算システム等賃借料 (令和6年度設定分)	補正前	1,067,033	-	-
	補正額	15,124		-
	補正後	1,082,157	-	-
合 計	補正前	106,456,923		40,283,350
	補正額	9,455,785		-
	補正後	115,912,708		40,283,350

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
期 間 年度	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
		国庫支出金	府支出金	地方債	そ の 他	
-	-	-	-	-	-	-
	3,937,346	-	-	-	-	3,937,346
7～12	3,937,346	-	-	-	-	3,937,346
-	-	-	-	-	-	-
	8,348	-	-	-	-	8,348
7	8,348	-	-	-	-	8,348
7～12	1,067,033	4,038	-	-	16,405	1,046,590
	15,124	-	-	-	-	15,124
7～12	1,082,157	4,038	-	-	16,405	1,061,714
	66,173,573	5,604,672	1,713,640	13,906,400	2,877,205	42,071,656
	9,455,785	392,302	12,216	473,100	546,747	8,031,420
	75,629,358	5,996,974	1,725,856	14,379,500	3,423,952	50,103,076

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分		前 前 年 度 末 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当該年度中増減見込額		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
				当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
1. 普 通 債	補正前	46,955,154	51,385,935	6,735,200	5,406,537	52,714,598
	補正額	-	514,902	330,300	51,600	793,602
	補正後	46,955,154	51,900,837	7,065,500	5,458,137	53,508,200
(1) 総 務	補正前	9,556,325	9,201,618	213,400	644,813	8,770,205
	補正額	-	▲76,774	-	-	▲76,774
	補正後	9,556,325	9,124,844	213,400	644,813	8,693,431
(2) 民 生	補正前	2,128,308	2,243,994	406,100	195,548	2,454,546
	補正額	-	▲21,311	8,100	-	▲13,211
	補正後	2,128,308	2,222,683	414,200	195,548	2,441,335
(3) 衛 生	補正前	5,283,217	4,790,621	1,096,600	723,575	5,163,646
	補正額	-	38,453	-	-	38,453
	補正後	5,283,217	4,829,074	1,096,600	723,575	5,202,099
(4) 農林水産業	補正前	500	10,567	-	175	10,392
	補正額	-	▲6,600	10,600	-	4,000
	補正後	500	3,967	10,600	175	14,392
(5) 商 工	補正前	168,450	176,750	-	7,306	169,444
	補正額	-	▲6,400	-	-	▲6,400
	補正後	168,450	170,350	-	7,306	163,044
(6) 土 木	補正前	15,345,866	18,612,865	3,226,200	1,826,414	20,012,651
	補正額	-	749,258	300,800	-	1,050,058
	補正後	15,345,866	19,362,123	3,527,000	1,826,414	21,062,709
(7) 消 防	補正前	886,726	619,737	25,900	93,995	551,642
	補正額	-	3,717	-	-	3,717
	補正後	886,726	623,454	25,900	93,995	555,359
(8) 教 育	補正前	13,585,762	15,729,783	1,767,000	1,914,711	15,582,072
	補正額	-	▲165,441	10,800	51,600	▲206,241
	補正後	13,585,762	15,564,342	1,777,800	1,966,311	15,375,831
2. そ の 他	補正前	65,937,727	61,812,533	1,800,000	5,658,482	57,954,051
	補正額	-	80,771	▲1,056,853	-	▲976,082
	補正後	65,937,727	61,893,304	743,147	5,658,482	56,977,969
(1) 地 方 税 等 減収補填債	補正前	253,943	231,599	-	19,300	212,299
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	253,943	231,599	-	19,300	212,299
(2) 住 民 税 等 減税補填債	補正前	402,876	228,772	-	127,260	101,512
	補正額	-	-	-	-	-
	補正後	402,876	228,772	-	127,260	101,512
(3) 臨 時 財 政 対 策 債	補正前	65,280,908	61,352,162	1,800,000	5,511,922	57,640,240
	補正額	-	80,771	▲1,056,853	-	▲976,082
	補正後	65,280,908	61,432,933	743,147	5,511,922	56,664,158
合 計	補正前	112,892,881	113,198,468	8,535,200	11,065,019	110,668,649
	補正額	-	595,673	▲726,553	51,600	▲182,480
	補正後	112,892,881	113,794,141	7,808,647	11,116,619	110,486,169

性質別経費内訳

(単位：千円)

款	人 件 費	物 件 費	維持補修費	投資的経費	そ の 他	合 計
(1)議会費	▲12,297	-	-	-	-	▲12,297
(2)総務費	15,516	43,495	-	-	3,957	62,968
(3)民生費	▲72,534	112,574	-	-	813,361	853,401
(4)衛生費	▲117,965	1,004	-	-	▲178,338	▲295,299
(5)農林水産業費	▲3,344	352	-	-	-	▲2,992
(6)商工費	5,319	-	-	-	-	5,319
(7)土木費	4,397	638	-	-	183,569	188,604
(8)消防費	▲2,310	241	-	-	▲3,625	▲5,694
(9)教育費	▲60,786	4,815	-	14,400	82,745	41,174
(10)公債費	-	-	-	-	52,400	52,400
(11)諸支出金	-	-	-	-	2,187,562	2,187,562
(12)予備費	-	-	-	-	▲1,951,410	▲1,951,410
合 計	▲244,004	163,119	-	14,400	1,190,221	1,123,736
現計予算の内訳	22,531,509	32,187,740	1,973,536	6,732,214	98,516,146	161,941,145
総 計	22,287,505	32,350,859	1,973,536	6,746,614	99,706,367	163,064,881
総計の構成比 (%)	13.7	19.8	1.2	4.1	61.2	100.0

令和6年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和6年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ75,888千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,081,508千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和6年（2024年）8月30日提出

枚方市長 伏見 隆

入 歳

[illegible]

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 総 務 費		626,912	45,203	672,115
	(1) 総務管理費	598,730	38,037	636,767
	(2) 徴 収 費	27,070	7,166	34,236
3. 保健事業費		391,623	289	391,912
	(1) 特定健康診査等事業費	350,524	▲135	350,389
	(2) 保健事業費	41,099	424	41,523
4. 国民健康保険事業費納付金		11,790,718	39	11,790,757
	(1) 医療給付費分	8,530,438	28	8,530,466
	(2) 後期高齢者支援金等分	2,448,132	11	2,448,143
6. 諸支出金		40,500	22,174	62,674
	(1) 償還金及び還付加算金	40,500	22,174	62,674
8. 予 備 費		278,133	8,183	286,316
	(1) 予 備 費	278,133	8,183	286,316
合 計		40,005,620	75,888	40,081,508

第 2 表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
納入通知書封入封緘等業務委託	-	-	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	38,500
保険料督促等帳票封入封緘等業務 委託	-	-	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	13,500
合 計		84,700		136,700

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
2. 府支出金	27,425,419	197	27,425,616		
(項)					
(1) 府補助金	27,425,419	197	27,425,616		
1. 保険給付費等交付金	27,392,188	197	27,392,385	2. 保険給付費等交付金（特別交付金）	197
(款)					
4. 繰 入 金	3,897,259	45,295	3,942,554		
(項)					
(1) 一般会計繰入金	3,897,259	45,295	3,942,554		
1. 一般会計繰入金	3,897,259	45,295	3,942,554	3. 職員給与等繰入金	32,452
				4. 事務費等分繰入金	12,843
(款)					
7. 繰 越 金	1,000	30,396	31,396		
(項)					
(1) 繰 越 金	1,000	30,396	31,396		
1. 繰 越 金	1,000	30,396	31,396	1. 繰 越 金	30,396
歳 入 合 計	40,005,620	75,888	40,081,508		

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 保険者努力支援分	197	1. 保険者努力支援分	197
1. 職員給与等繰入金	32,452	1. 職員給与等繰入金	32,452
		2. 事務費等分繰入金	12,843
1. 事務費等分繰入金	12,843		
1. 前年度繰越金	30,396	1. 前年度繰越金	30,396

[illegible]

(単位：千円)

節	細 節
区 分	区 分
金 額	金 額
1. 報 酬 7,037	3. 非常勤職員報酬 7,037
2. 給 料 10,804	2. 一般職給 10,804
3. 職員手当等 9,339	1. 扶養手当 169 2. 地域手当 1,179 3. 通勤手当 ▲60 4. 管理職手当 828 7. 特殊勤務手当 160 10. 期末手当 4,013 11. 勤勉手当 1,901 14. 住居手当 954 19. 児童手当等 195
4. 共 済 費 5,062	3. 共済組合負担金 4,934 10. 厚生年金負担金 128
8. 旅 費 210	1. 費用弁償 210

概 要 説 明
1. 人 件 費 32,242 (1) パートタイム会計年度任用職員 7,472 ア. 報 酬 7,037 イ. 手 当 190 ウ. 共 済 費 245 (2) 一般職員 24,258 (3) 任期付短時間職員 512 2. 各種委託料 202 (1) システム変更委託料 (2) 特定健診システムウイルス対策委託料 3. 事務経費 5,593 旅 210 消 ▲337 通 5,791 備 ▲71

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(項)							
(2)徴 収 費	27,070	7,166	34,236	-	-	-	7,166
1. 一般管理費	27,070	7,166	34,236	-	-	-	7,166
(款)							
3. 保健事業費	391,623	289	391,912	197	-	-	92
(項)							
(1) 特定健康診査等 事業費	350,524	▲135	350,389	▲135	-	-	-
1. 特定健康診査等 事業費	350,524	▲135	350,389	▲135	-	-	-

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明				
区 分	区 分					
金 額	金 額					
10. 需 用 費 ▲337	1. 消耗品費 ▲337					
11. 役 務 費 5,791	1. 通信運搬費 5,791					
12. 委 託 料 202	1. 委 託 料 202					
17. 備品購入費 ▲71	1. 庁用器具費 ▲71					
10. 需 用 費 602	1. 消耗品費 337 4. 印刷製本費 265	1. 滞納処分経費 手 1,117 2. 事務経費 消 337 印 265 通 5,376 備 71	1,117 6,049			
11. 役 務 費 6,493	1. 通信運搬費 5,376 4. 手 数 料 1,117					
17. 備品購入費 71	1. 庁用器具費 71					
1. 報 酬 ▲24	3. 非常勤職員報酬 ▲24	1. 人 件 費 (1) パートタイム会計年度任用職員 ア. 報 酬 イ. 手 当 ウ. 共 済 費 (2) 任期付短時間職員	▲135 ▲56 ▲24 ▲9 ▲23 ▲79			
3. 職員手当等 ▲67	2. 地域手当 ▲1 3. 通勤手当 ▲49					

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(項)							
(2) 保健事業費	41,099	424	41,523	332	-	-	92
1. 保健普及費	22,880	424	23,304	332	-	-	92
(款)							
4. 国民健康保険事業費納付金	11,790,718	39	11,790,757	-	-	39	-
(項)							
(1) 医療給付費分	8,530,438	28	8,530,466	-	-	28	-
1. 医療給付費分	8,530,438	28	8,530,466	-	-	28	-
(項)							
(2) 後期高齢者支援金等分	2,448,132	11	2,448,143	-	-	11	-
1. 後期高齢者支援金等分	2,448,132	11	2,448,143	-	-	11	-
(款)							
6. 諸支出金	40,500	22,174	62,674	-	-	22,174	-
(項)							
(1) 償還金及び還付加算金	40,500	22,174	62,674	-	-	22,174	-

(単位：千円)

節	細 節	概 要 説 明	
区 分	区 分		
金 額	金 額		
	5. 時間外勤務手当 ▲5		
	10. 期末手当 ▲7		
	11. 勤勉手当 ▲5		
4. 共 済 費 ▲44	3. 共済組合負担金 ▲6		
	4. 災害補償基金負担金 ▲3		
	10. 厚生年金負担金 ▲35		
11. 役 務 費 92	1. 通信運搬費 92	1. 医療費適正化特別対策事業経費 通 92 委 332	424
12. 委 託 料 332	1. 委 託 料 332		
18. 負担金補助及び 交付金 28	1. 負 担 金 28	1. 国民健康保険事業費納付金 負 28	28
18. 負担金補助及び 交付金 11	1. 負 担 金 11	1. 国民健康保険事業費納付金 負 11	11

[illegible]

(単位：千円)

	節	細	節	
区	分	区	分	概要説明
金	額	金	額	
22.	償還金利子及び 割引料 22,174	1.	償 還 金 22,174	1. 府補助金等償還金 22,174

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 前	(31) 32	36,095	130,098	100,951	267,144	53,369	320,513	
補 正 額	(6) 3	7,013	10,804	9,077	26,894	5,018	31,912	
補 正 後	(37) 35	43,108	140,902	110,028	294,038	58,387	352,425	

(注) 任期付職員及び会計年度任用職員の職員数については、() 外数とする。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	補 正 前	補 正 額	補 正 後
	扶 養 手 当	732	169	901
	地 域 手 当	13,376	1,178	14,554
	通 勤 手 当	3,894	▲109	3,785
	管 理 職 手 当	2,904	828	3,732
	時 間 外 勤 務 手 当	10,225	▲5	10,220
	夜 間 勤 務 手 当	-	-	-
	特 殊 勤 務 手 当	16	160	176
	宿 日 直 手 当	-	-	-
	期 末 手 当	37,879	4,006	41,885
	勤 勉 手 当	31,691	1,896	33,587
	住 居 手 当	234	954	1,188

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考																		
給 料	10,804	1 給与改定に伴う増減分	-																				
		2 その他の増減分	10,804	採用に伴う増加分 2,180 退職に伴う減少分 ▲15,083 異動等に伴う増減分 23,707	職員数の異動状況 <table><tr><td></td><td>補正前</td><td>補正後</td><td>増 減</td></tr><tr><td>現 に 在 職</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td></tr><tr><td>する職員数</td><td>33</td><td>35</td><td>2</td></tr><tr><td>そ の 他</td><td>▲1</td><td>-</td><td>1</td></tr><tr><td>計</td><td>32</td><td>35</td><td>3</td></tr></table>		補正前	補正後	増 減	現 に 在 職	人	人	人	する職員数	33	35	2	そ の 他	▲1	-	1	計	32
	補正前	補正後	増 減																				
現 に 在 職	人	人	人																				
する職員数	33	35	2																				
そ の 他	▲1	-	1																				
計	32	35	3																				

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明		備 考
職員手当	9,077	1 制度改正に伴う増減分	-			
		2 その他の増減分	9,077	扶養手当 169 地域手当 1,178 通勤手当 ▲109 管理職手当 828 時間外勤務手当 ▲5 夜間勤務手当 - 特殊勤務手当 160 宿日直手当 - 期末手当 4,006 勤勉手当 1,896 住居手当 954		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

(単位：円)

区 分	令 和 5 年 10 月 1 日 現 在			令 和 6 年 7 月 1 日 現 在		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一 般 行 政 職 等	306,100	372,513	42歳 8月	303,271	445,479	40歳 2月

(注) 平均給与月額には、期末手当・勤勉手当及び退職手当を含まない。

イ 級別職員数

(単位：人・%)

区 分		9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	計
令和 5 年 10 月 1 日 現 在	一般行政職等	- (-)	- (-)	- (-)	2 (6.1)	2 (6.1)	6 (18.2)	17 (51.5)	2 (6.0)	4 (12.1)	33 (100.0)
令和 6 年 7 月 1 日 現 在	一般行政職等	- (-)	- (-)	- (-)	3 (8.6)	2 (5.7)	7 (20.0)	13 (37.1)	5 (14.3)	5 (14.3)	35 (100.0)

(注) () 書は、各区分ごとの構成比である。

債務負担行為で翌年度以降にわたるも
又は支出額の見込み及び当該年度以降

事業名		限度額	前年度末までの支出(見込)額	
			期間 年度	金額
納入通知書封入封緘等業務委託	補正前	-	-	-
	補正額	38,500		-
	補正後	38,500	-	-
保険料督促等帳票封入封緘等業務委託	補正前	-	-	-
	補正額	13,500		-
	補正後	13,500	-	-
合 計	補正前	547,183		159,841
	補正額	52,000		-
	補正後	599,183		159,841

のについての前年度末までの支出額
の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
期 間 年度	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
		国庫支出金	府支出金	地方債	そ の 他	
-	-	-	-	-	-	-
	38,500	-	-	-	-	38,500
7	38,500	-	-	-	-	38,500
-	-	-	-	-	-	-
	13,500	-	-	-	-	13,500
7	13,500	-	-	-	-	13,500
	387,342	-	66,639	-	1,294	319,409
	52,000	-	-	-	-	52,000
	439,342	-	66,639	-	1,294	371,409

令和 6 年度大阪府枚方市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度大阪府枚方市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 159,599 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 39,126,599 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 6 年（2024 年）8 月 30 日提出

枚方市長 伏 見 隆

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 支払基金交付金		10,043,936	49,004	10,092,940
	(1) 支払基金交付金	10,043,936	49,004	10,092,940
3. 国庫支出金		8,534,341	2,000	8,536,341
	(2) 国庫補助金	1,955,509	2,000	1,957,509
4. 府支出金		5,172,261	970	5,173,231
	(1) 府負担金	4,914,552	970	4,915,522
6. 繰 入 金		6,461,825	8,656	6,470,481
	(1) 一般会計繰入金	5,793,856	8,656	5,802,512
8. 繰 越 金		800,000	98,969	898,969
	(1) 繰 越 金	800,000	98,969	898,969
合 計		38,967,000	159,599	39,126,599

第 2 表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
介護用品支給事業委託	-	-	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	32,674
保険料督促等帳票封入封緘等業務 委託	-	-	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	2,340
合 計		157,192		192,206

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
2. 支払基金交付金	10,043,936	49,004	10,092,940		
(項)					
(1) 支払基金交付金	10,043,936	49,004	10,092,940		
1. 介護給付費交付金	9,548,348	49,004	9,597,352	2. 過年度分	49,004
(款)					
3. 国庫支出金	8,534,341	2,000	8,536,341		
(項)					
(2) 国庫補助金	1,955,509	2,000	1,957,509		
5. 事務費補助金	-	2,000	2,000	1. 事務費補助金	2,000
(款)					
4. 府支出金	5,172,261	970	5,173,231		
(項)					
(1) 府負担金	4,914,552	970	4,915,522		
1. 介護給付費負担金	4,914,552	970	4,915,522	2. 過年度分	970
(款)					
6. 繰入金	6,461,825	8,656	6,470,481		
(項)					
(1) 一般会計繰入金	5,793,856	8,656	5,802,512		
1. 一般会計繰入金	5,793,856	8,656	5,802,512	3. 職員給与等繰入金	6,966
				4. 事務費等分繰入金	1,690
(款)					
8. 繰越金	800,000	98,969	898,969		
(項)					
(1) 繰越金	800,000	98,969	898,969		
1. 繰越金	800,000	98,969	898,969	1. 繰越金	98,969
歳入合計	38,967,000	159,599	39,126,599		

(単位：千円)

細 節	
区 分	金 額
1. 過年度分	49,004
6. 介護保険事業費補助金	2,000
1. 過年度分	970
1. 職員給与等繰入金	6,966
1. 事務費等分繰入金	1,690
1. 前年度繰越金	98,969

概 要 説 明	
1. 過年度分	49,004
1. 介護保険事業費補助金	2,000
1. 過年度分	970
1. 職員給与等繰入金	6,966
2. 事務費等分繰入金	1,690
1. 前年度繰越金	98,969

歲 出

[illegible]

(単位：千円)

節	細 節
区 分	区 分
金 額	金 額
1. 報 酬 4,574	3. 非常勤職員報酬 4,574
2. 給 料 ▲312	2. 一般職給 ▲312
3. 職員手当等 1,293	1. 扶養手当 534 2. 地域手当 43 3. 通勤手当 527 4. 管理職手当 228 7. 特殊勤務手当 29 10. 期末手当 ▲11 11. 勤勉手当 ▲512 14. 住居手当 ▲5 19. 児童手当等 460
4. 共 済 費 1,008	3. 共済組合負担金 568 10. 厚生年金負担金 440
7. 報 償 費 406	1. 報 償 金 406

概 要 説 明
1. 人 件 費 6,563 (1) パートタイム会計年度任用職員 5,992 ア. 報 酬 4,574 イ. 手 当 498 ウ. 共 済 費 920 (2) 一般職員 552 (3) 再任用職員 19 2. 介護保険電子計算システム経費 1,153 (1) システム保守・開発等委託料 1,153 ア. 介護保険システム及び介護認定審査会支援システム 改修委託料 イ. 地域包括支援センター事務システム設定委託料 3. 認知症施策推進計画策定経費 2,000 報 406 消 62 食 440 印 103 通 30 委 840 使 119 4. 事務経費 403 旅 403

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(項)							
(2)徴 収 費	22,993	537	23,530	-	-	-	537
1. 一般管理費	22,993	537	23,530	-	-	-	537
(款)							
5. 諸支出金	559,326	16,772	576,098	-	-	16,772	-
(項)							
(1)償還金及び還付 加算金	442,279	16,772	459,051	-	-	16,772	-
1. 償 還 金	429,769	16,772	446,541	-	-	16,772	-
(款)							
6. 基金積立金	372,543	132,171	504,714	970	-	131,201	-
(項)							
(1) 基金積立金	372,543	132,171	504,714	970	-	131,201	-

(単位：千円)

節	細	節	概	要	説	明
区	分	区				
金	額	金				
8. 旅 費	1. 費用弁償					
403	403					
10. 需 用 費	1. 消耗品費					
605	62					
	3. 食 糧 費					
	440					
	4. 印刷製本費					
	103					
11. 役 務 費	1. 通信運搬費					
30	30					
12. 委 託 料	1. 委 託 料					
1,993	1,993					
13. 使用料及び賃借料	1. 使用料及び賃借料					
119	119					
10. 需 用 費	4. 印刷製本費					
68	68					
11. 役 務 費	1. 通信運搬費					
469	111					
	4. 手 数 料					
	358					
22. 償還金利子及び割引料	1. 償 還 金					
16,772	16,772					

1. 徴収事務経費	537
印 68 通 111 手 358	
1. 国庫負担金等償還金	16,772

[illegible]

(単位：千円)

節	細	節
区 分	区 分	
金 額	金 額	
24. 積立金 132,171	1. 基金積立金 132,171	1. 介護給付費準備基金積立金 132,171

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 前	(39) 26	68,802	101,820	97,879	268,501	51,962	320,463	
補 正 額	(4) 1	4,574	▲312	833	5,095	1,008	6,103	
補 正 後	(43) 27	73,376	101,508	98,712	273,596	52,970	326,566	

(注) 会計年度任用職員の職員数については、() 外数とする。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	補 正 前	補 正 額	補 正 後
	扶 養 手 当	2,412	534	2,946
	地 域 手 当	10,720	43	10,763
	通 勤 手 当	3,229	527	3,756
	管 理 職 手 当	2,940	228	3,168
	時 間 外 勤 務 手 当	8,923	-	8,923
	夜 間 勤 務 手 当	-	-	-
	特 殊 勤 務 手 当	2	29	31
	宿 日 直 手 当	-	-	-
	期 末 手 当	37,287	▲11	37,276
	勤 勉 手 当	31,158	▲512	30,646
	住 居 手 当	1,208	▲5	1,203

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

（単位：円）

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考																		
給 料	▲312	1 給与改定に伴う増減分	-																				
		2 その他の増減分	▲312	採用に伴う増加分 - 退職に伴う減少分 ▲3,022 異動等に伴う増減分 2,710	職員数の異動状況 <table> <tr> <th></th> <th>補正前</th> <th>補正後</th> <th>増 減</th> </tr> <tr> <td>現 に 在 職</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>する職員数</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>1</td> </tr> </table>		補正前	補正後	増 減	現 に 在 職	人	人	人	する職員数	26	27	1	そ の 他	-	-	-	計	26
	補正前	補正後	増 減																				
現 に 在 職	人	人	人																				
する職員数	26	27	1																				
そ の 他	-	-	-																				
計	26	27	1																				

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明		備 考
職員手当	833	1 制度改正に伴う増減分	-			
		2 その他の増減分	833	扶養手当	534	
				地域手当	43	
				通勤手当	527	
				管理職手当	228	
				時間外勤務手当	-	
				夜間勤務手当	-	
				特殊勤務手当	29	
				宿日直手当	-	
				期末手当	▲11	
				勤勉手当	▲512	
				住居手当	▲5	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

(単位：円)

区 分	令 和 5 年 10 月 1 日 現 在			令 和 6 年 7 月 1 日 現 在		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一 般 行 政 職 等	324,012	432,475	45歳 0月	317,677	441,053	43歳 1月

(注) 平均給与月額には、期末手当・勤勉手当及び退職手当を含まない。

イ 級別職員数

(単位：人・%)

区 分		9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	計
令和 5 年 10 月 1 日 現 在	一般行政職等	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	5 (19.2)	7 (26.9)	10 (38.5)	4 (15.4)	- (-)	26 (100.0)
令和 6 年 7 月 1 日 現 在	一般行政職等	- (-)	- (-)	- (-)	1 (3.7)	4 (14.8)	5 (18.5)	11 (40.8)	5 (18.5)	1 (3.7)	27 (100.0)

(注) () 書は、各区分ごとの構成比である。

債務負担行為で翌年度以降にわたるも
又は支出額の見込み及び当該年度以降

事業名		限度額	前年度末までの支出(見込)額	
			期間 年度	金額
介護用品支給事業委託	補正前	-	-	-
	補正額	32,674		-
	補正後	32,674	-	-
保険料督促等帳票封入封緘等業務委託	補正前	-	-	-
	補正額	2,340		-
	補正後	2,340	-	-
合 計	補正前	592,381		100,865
	補正額	35,014		-
	補正後	627,395		100,865

のについての前年度末までの支出額
の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
期 間 年度	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
		国庫支出金	府支出金	地方債	そ の 他	
-	-	-	-	-	-	-
	32,674	12,579	6,290	-	7,515	6,290
7	32,674	12,579	6,290	-	7,515	6,290
-	-	-	-	-	-	-
	2,340	-	-	-	-	2,340
7	2,340	-	-	-	-	2,340
	491,516	91,491	45,746	-	55,920	298,359
	35,014	12,579	6,290	-	7,515	8,630
	526,530	104,070	52,036	-	63,435	306,989

令和 6 年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 71,032 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,920,032 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 6 年（2024 年）8 月 30 日提出

枚方市長 伏 見 隆

歲入

[illegible]

第 2 表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
保険料督促等帳票封入封緘等業務委託	-	-	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	2,160
合 計		51,736		53,896

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
2. 繰 入 金	1,614,808	▲10,394	1,604,414		
(項)					
(1) 一般会計繰入金	1,614,808	▲10,394	1,604,414		
1. 一般会計繰入金	1,614,808	▲10,394	1,604,414	1. 事務費等分繰入金	929
				3. 職員給与等繰入金	▲11,323
(款)					
4. 繰 越 金	310,000	81,426	391,426		
(項)					
(1) 繰 越 金	310,000	81,426	391,426		
1. 繰 越 金	310,000	81,426	391,426	1. 繰 越 金	81,426
歳 入 合 計	8,849,000	71,032	8,920,032		

(単位：千円)

細 節	
区 分	金 額
1. 事務費等分繰入金	929
1. 職員給与等繰入金	▲11,323
1. 前年度繰越金	81,426

概 要 説 明	
1. 事務費等分繰入金	929
2. 職員給与等繰入金	▲11,323
1. 前年度繰越金	81,426

歲 出

[illegible]

(単位：千円)

節	細 節
区 分	区 分
金 額	金 額
1. 報 酬 385	3. 非常勤職員報酬 385
2. 給 料 ▲4,871	2. 一般職給 ▲4,871
3. 職員手当等 ▲3,838	1. 扶養手当 ▲618 2. 地域手当 ▲552 3. 通勤手当 ▲167 7. 特殊勤務手当 66 10. 期末手当 ▲1,387 11. 勤勉手当 ▲1,457 14. 住居手当 297 19. 児童手当等 ▲20
4. 共 済 費 ▲3,035	3. 共済組合負担金 ▲3,030 10. 厚生年金負担金 ▲5
8. 旅 費 36	1. 費用弁償 36
11. 役 務 費 ▲3,080	1. 通信運搬費 ▲3,080

概 要 説 明
1. 人 件 費 ▲11,359 (1) パートタイム会計年度任用職員 353 ア. 報 酬 385 イ. 手 当 ▲29 ウ. 共 済 費 ▲3 (2) 一般職員 ▲17,627 (3) 再任用職員 5,915
2. 後期高齢者医療電子計算システム経費 104 (1) システム機器改修委託料
3. 事務経費 ▲3,044 旅 36 通 ▲3,080

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(項)							
(2)徴 収 費	17,878	3,905	21,783	-	-	-	3,905
1. 一般管理費	17,878	3,905	21,783	-	-	-	3,905
(款)							
2. 後期高齢者医療 広域連合納付金	8,614,049	81,426	8,695,475	-	-	81,426	-
(項)							
(1)後期高齢者医療 広域連合納付金	8,614,049	81,426	8,695,475	-	-	81,426	-
1. 後期高齢者医療 広域連合納付金	8,614,049	81,426	8,695,475	-	-	81,426	-
歳 出 合 計	8,849,000	71,032	8,920,032	-	-	81,426	▲10,394

(単位：千円)

節	細	節
区	分	区
金	額	金
12. 委 託 料 104	1. 委 託 料 104	
10. 需 用 費 68	4. 印刷製本費 68	1. 徴収事務経費 3,905
11. 役 務 費 3,837	1. 通信運搬費 3,247 4. 手 数 料 590	印 68 通 3,247 手 590
18. 負担金補助及び交付金 81,426	1. 負 担 金 81,426	1. 大阪府後期高齢者医療広域連合負担金 81,426

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 前	(19) 9	9,755	35,459	26,060	71,274	15,934	87,208	
補 正 額	(▲9) ▲1	385	▲4,871	▲3,818	▲8,304	▲3,035	▲11,339	
補 正 後	(10) 8	10,140	30,588	22,242	62,970	12,899	75,869	

(注) 会計年度任用職員の職員数については、() 外数とする。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	補 正 前	補 正 額	補 正 後
	扶 養 手 当	1,254	▲618	636
	地 域 手 当	3,735	▲552	3,183
	通 勤 手 当	807	▲167	640
	管 理 職 手 当	600	-	600
	時 間 外 勤 務 手 当	1,648	-	1,648
	夜 間 勤 務 手 当	-	-	-
	特 殊 勤 務 手 当	-	66	66
	宿 日 直 手 当	-	-	-
	期 末 手 当	9,835	▲1,387	8,448
	勤 勉 手 当	8,181	▲1,457	6,724
	住 居 手 当	-	297	297

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考																		
給 料	▲4,871	1 給与改定に伴う増減分	-																				
		2 その他の増減分	▲4,871	採用に伴う増加分 - 退職に伴う減少分 - 異動等に伴う増減分 ▲4,871	職員数の異動状況 <table><tr><td></td><td>補正前</td><td>補正後</td><td>増 減</td></tr><tr><td>現 に 在 職</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td></tr><tr><td>する職員数</td><td>9</td><td>8</td><td>▲1</td></tr><tr><td>そ の 他</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>計</td><td>9</td><td>8</td><td>▲1</td></tr></table>		補正前	補正後	増 減	現 に 在 職	人	人	人	する職員数	9	8	▲1	そ の 他	-	-	-	計	9
	補正前	補正後	増 減																				
現 に 在 職	人	人	人																				
する職員数	9	8	▲1																				
そ の 他	-	-	-																				
計	9	8	▲1																				

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明		備 考
職員手当	▲3,818	1 制度改正に伴う増減分	-			
		2 その他の増減分	▲3,818	扶養手当 ▲618 地域手当 ▲552 通勤手当 ▲167 管理職手当 - 時間外勤務手当 - 夜間勤務手当 - 特殊勤務手当 66 宿日直手当 - 期末手当 ▲1,387 勤勉手当 ▲1,457 住居手当 297		

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

(単位：円)

区 分	令 和 5 年 10 月 1 日 現 在			令 和 6 年 7 月 1 日 現 在		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一 般 行 政 職 等	349,738	438,394	48歳 11月	327,917	439,402	44歳 4月

(注) 平均給与月額には、期末手当・勤勉手当及び退職手当を含まない。

イ 級別職員数

(単位：人・%)

区 分		9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	計
令和 5 年 10 月 1 日 現 在	一般行政職等	- (-)	- (-)	- (-)	1 (11.1)	1 (11.1)	3 (33.3)	3 (33.3)	- (-)	1 (11.1)	9 (100.0)
令和 6 年 7 月 1 日 現 在	一般行政職等	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (12.5)	2 (25.0)	4 (50.0)	- (-)	1 (12.5)	8 (100.0)

(注) () 書は、各区分ごとの構成比である。端数処理をしているため、計が一致しない場合がある。

債務負担行為で翌年度以降にわたるも
又は支出額の見込み及び当該年度以降

事業名		限度額	前年度末までの支出(見込)額	
			期間 年度	金額
保険料督促等帳票封入封緘等業務委託	補正前	-	-	-
	補正額	2,160		-
	補正後	2,160	-	-
合 計	補正前	171,723		80,752
	補正額	2,160		-
	補正後	173,883		80,752

のについての前年度末までの支出額
の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
期 間 年 度	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
		国庫支出金	府支出金	地方債	そ の 他	
-	-	-	-	-	-	-
	2,160	-	-	-	-	2,160
7	2,160	-	-	-	-	2,160
	90,971	-	-	-	-	90,971
	2,160	-	-	-	-	2,160
	93,131	-	-	-	-	93,131

令和 6 年度大阪府枚方市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算(第 2 号)

令和 6 年度大阪府枚方市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2,995 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 65,995 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年(2024 年)8 月 30 日提出

枚方市長 伏 見 隆

入 歳

[illegible]

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
(款)					
1. 繰 入 金	1,869	176	2,045		
(項)					
(1) 一般会計繰入金	1,869	176	2,045		
1. 一般会計繰入金	1,869	176	2,045	1. 事務費等分繰入金	176
(款)					
4. 繰 越 金	38,000	2,819	40,819		
(項)					
(1) 繰 越 金	38,000	2,819	40,819		
1. 繰 越 金	38,000	2,819	40,819	1. 繰 越 金	2,819
歳 入 合 計	63,000	2,995	65,995		

(単位：千円)

細 節		概 要 説 明	
区 分	金 額		
1. 事務費等分繰入金	176	1. 事務費等分繰入金	176
1. 前年度繰越金	2,819	1. 前年度繰越金	2,819

歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
(款)							
1. 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	58,936	2,995	61,931	-	-	2,819	176
(項)							
(1) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	58,936	2,995	61,931	-	-	2,819	176
1. 母子父子寡婦福祉資金貸付金	56,137	2,819	58,956	-	-	2,819	-
2. 母子父子寡婦福祉資金貸付事務費	2,799	176	2,975	-	-	-	176
歳 出 合 計	63,000	2,995	65,995	-	-	2,819	176

(単位：千円)

節	細	節	概	要	説	明
区	区	分				
金	金	額				
20. 貸 付 金	1. 貸 付 金		1. 母子父子寡婦福祉資金貸付金			2,819
2,819	2,819		(1) 母子福祉資金貸付金			2,819
12. 委 託 料	1. 委 託 料		1. 各種委託料			176
176	176		(1) ウイルス対策ソフト更新委託料			

令和6年度大阪府枚方市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度大阪府枚方市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度大阪府枚方市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位：千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 水道事業収益	6,814,288	▲ 4,272	6,810,016
第1項 営業収益	6,071,292	▲ 2,028	6,069,264
第2項 営業外収益	742,496	▲ 2,244	740,252

支 出

（単位：千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 水道事業費用	6,162,941	50,375	6,213,316
第1項 営業費用	5,747,860	50,375	5,798,235

（資本的支出）

第3条 予算第4条本文括弧書きを、（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,029,075千円は、当年度消費税資本的収支調整額491,026千円、建設改良積立金1,005,434千円、当年度損益勘定留保資金2,532,615千円で補てんするものとする。）に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

(単位：千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 支 出	7,549,789	▲ 1,564	7,548,225
第1項 建 設 改 良 費	5,633,835	▲ 1,564	5,632,271

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

(単位：千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1. 職 員 給 与 費	859,442	48,793	908,235

(他会計からの補助金)

第5条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を104,960千円に改める。

令和6年（2024年）8月30日提出

枚方市長 伏 見 隆

令和 6 年度大阪府枚方市水道事業

1. 収益的収入

款 項	目	補正前の額	補正額	計
水道事業収益		6,814,288	▲ 4,272	6,810,016
営業収益		6,071,292	▲ 2,028	6,069,264
	他会計負担金	7,001	▲ 2,028	4,973
営業外収益		742,496	▲ 2,244	740,252
	他会計負担金	5,676	1,048	6,724
	他会計補助金	106,390	▲ 1,430	104,960
	資本費繰入収益	26,293	▲ 1,862	24,431
収入合計		6,814,288	▲ 4,272	6,810,016

会計補正予算説明書（第1号）

（単位：千円）

節		概 要 説 明
区 分	金 額	千円
他 会 計 負 担 金	▲ 2,028	1. 他会計負担金 ▲ 2,028 消火栓維持管理手数料
他 会 計 負 担 金	1,048	1. 他会計負担金 1,048 児童手当分
他 会 計 補 助 金	▲ 1,430	1. 他会計補助金 ▲ 1,430 水道料金福祉減免分
資 本 費 繰 入 収 益	▲ 1,862	1. 資本費繰入収益 ▲ 1,862 消火栓新設負担金

2. 収 益 的 支 出

款 項	目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
水 道 事 業 費 用		6,162,941	50,375	6,213,316
営 業 費 用		5,747,860	50,375	5,798,235
	原 水 及 び 浄 水 費	1,793,236	▲ 207	1,793,029
	配 水 及 び 給 水 費	882,996	29,834	912,830
	総 係 費	288,325	20,748	309,073

(単位 : 千円)

節		概 要 説 明
区 分	金 額	千円
給 料	232	1. 人件費 ▲ 207
手 当 等	▲ 1,155	(1) 給料 232
法 定 福 利 費	716	ア. 一般職員 ▲ 3,075
		イ. 再任用職員 3,307
		(2) 手当等 ▲ 1,155
		ア. 扶養手当 ▲ 297
		イ. 地域手当 ▲ 9
		ウ. 通勤手当 ▲ 153
		エ. 住居手当 ▲ 308
		オ. 期末手当 ▲ 148
		カ. 勤勉手当 ▲ 240
		(3) 法定福利費 716
		共済組合負担金
給 料	13,208	1. 人件費 29,834
手 当 等	10,075	(1) 給料 13,208
法 定 福 利 費	6,551	一般職員
		(2) 手当等 10,075
		ア. 扶養手当 1,992
		イ. 地域手当 1,579
		ウ. 通勤手当 192
		エ. 管理職手当 600
		オ. 特殊勤務手当 22
		カ. 住居手当 444
		キ. 期末手当 2,967
		ク. 勤勉手当 2,279
		(3) 法定福利費 6,551
		ア. 共済組合負担金 5,755
		イ. 厚生年金負担金 796
給 料	7,055	1. 人件費 20,730
報 酬	1,284	(1) 給料 7,055
手 当 等	9,620	ア. 一般職員 10,471
法 定 福 利 費	2,771	イ. 再任用職員 ▲ 3,416
		(2) 報酬 1,284
		パートタイム会計年度任用職員
		(3) 手当等 9,620
		ア. 扶養手当 324
		イ. 地域手当 857
		ウ. 通勤手当 2,890

(単位 : 千円)

節		概 要 説 明	
区 分	金 額		千円
旅 費	18	エ . 管理職手当 1,617 オ . 期末手当 2,012 カ . 勤勉手当 1,655 キ . 児童手当 265 (4) 法定福利費 2,771 ア . 共済組合負担金 2,601 イ . 厚生年金負担金 170 2 . 一般諸経費 18 旅費	

3. 資本的支出

款 項	目	補正前の額	補正額	計
資本的支出		7,549,789	▲ 1,564	7,548,225
建設改良費		5,633,835	▲ 1,564	5,632,271
	事務費	287,193	▲ 1,564	285,629
支出合計		7,549,789	▲ 1,564	7,548,225

(単位 : 千円)

節		概 要 説 明	
区 分	金 額	千円	
給 料	▲ 2,567	1. 人件費	▲ 1,564
報 酬	1,283	(1) 給料	▲ 2,567
手 当 等	118	ア. 一般職員	741
法 定 福 利 費	▲ 398	イ. 再任用職員	▲ 3,308
		(2) 報酬	1,283
		パートタイム会計年度任用職員	
		(3) 手当等	118
		ア. 扶養手当	▲ 297
		イ. 地域手当	▲ 212
		ウ. 通勤手当	▲ 82
		エ. 管理職手当	828
		オ. 住居手当	1,003
		カ. 期末手当	▲ 579
		キ. 勤勉手当	▲ 543
		(4) 法定福利費	▲ 398
		ア. 共済組合負担金	▲ 436
		イ. 厚生年金負担金	38

給 与 費 明 細 書

1. 総 括

(単位：千円)

区 分				職 員 数			給 与 費				法 福 利 定 費	合 計
				特 別 職		一般職 (人)	報 酬	給 料	手 当	計		
				管理者 (人)	その他 (人)							
補 正 前	損 益 勘 定	支 弁 職 員	1	9	(14) 66	15,036	255,936	233,789	504,761	92,182	596,943	
	資 本 勘 定	支 弁 職 員	-	-	(2) 31	4,394	116,421	90,727	211,542	42,935	254,477	
	合 計		1	9	(16) 97	19,430	372,357	324,516	716,303	135,117	851,420	
補 正 額	損 益 勘 定	支 弁 職 員	-	-	(1) 3	1,284	20,495	18,275	40,054	10,038	50,092	
	資 本 勘 定	支 弁 職 員	-	-	(1) -	1,283	▲2,567	118	▲1,166	▲398	▲1,564	
	合 計		-	-	(2) 3	2,567	17,928	18,393	38,888	9,640	48,528	
補 正 後	損 益 勘 定	支 弁 職 員	1	9	(15) 69	16,320	276,431	252,064	544,815	102,220	647,035	
	資 本 勘 定	支 弁 職 員	-	-	(3) 31	5,677	113,854	90,845	210,376	42,537	252,913	
	合 計		1	9	(18) 100	21,997	390,285	342,909	755,191	144,757	899,948	

※ 会計年度任用職員の職員数については、() 外数とする。

※ 上下水道事業管理者の給料・手当・法定福利費については、下水道事業会計と折半している。

(単位：千円)

手 当 の 内 訳	区 分	補 正 前	補 正 額	補 正 後
	扶 養 手 当	11,880	1,722	13,602
	地 域 手 当	39,620	2,215	41,835
	通 勤 手 当	9,060	2,847	11,907
	管 理 職 手 当	11,427	3,045	14,472
	時 間 外 勤 務 手 当	34,527	-	34,527
	特 殊 勤 務 手 当	250	22	272
	住 居 手 当	7,044	1,139	8,183
	期 末 手 当	93,101	4,252	97,353
	勤 勉 手 当	75,851	3,151	79,002
	退 職 給 付 費	41,756	-	41,756

※ 期末・勤勉手当額には、賞与引当金計上分を含む。

※ 退職給付費については、退職給付引当金への繰入分。

2. 給料及び手当の増減額の明細

一般職

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考														
給 料	17,928	1 給与改定に伴う増減分	-																
		2 その他の増減分	17,928	採用に伴う増加分 4,749 退職に伴う減少分 ▲4,458 異動等に伴う増減分 17,637	職員数の異動状況 (単位:人) <table><tr><th></th><th>補正前</th><th>補正後</th><th>増減</th></tr><tr><td>現 に 在 職 す る 職 員 数</td><td>99</td><td>100</td><td>1</td></tr><tr><td>そ の 他</td><td>▲ 2</td><td>0</td><td>2</td></tr><tr><td>計</td><td>97</td><td>100</td><td>3</td></tr></table>		補正前	補正後	増減	現 に 在 職 す る 職 員 数	99	100	1	そ の 他	▲ 2	0	2	計	97
	補正前	補正後	増減																
現 に 在 職 す る 職 員 数	99	100	1																
そ の 他	▲ 2	0	2																
計	97	100	3																
手 当	18,339	1 制度改正に伴う増減分	-																
		2 その他の増減分	18,339	扶 養 手 当 1,722 地 域 手 当 2,215 通 勤 手 当 2,847 管 理 職 手 当 3,045 時間外勤務手当 - 特 殊 勤 務 手 当 22 住 居 手 当 1,139 期 末 手 当 4,198 勤 勉 手 当 3,151 退 職 給 付 費 -															

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

(単位：円)

区 分		一 般 行 政 職	技 能 労 務 職
令 和 6 年 7 月 1 日 現 在	平 均 給 料 月 額	324,313	295,475
	平 均 給 与 月 額	420,138	355,003
	平 均 年 齢 (歳)	44歳 3月	42歳 3月
令 和 5 年 10 月 1 日 現 在	平 均 給 料 月 額	315,128	288,163
	平 均 給 与 月 額	396,979	322,127
	平 均 年 齢 (歳)	43歳 3月	41歳 2月

※ 平均給与月額には、期末手当、勤勉手当及び退職給付費を含まない。

(2) 級別職員数

区 分	一 般 行 政 職			技 能 労 務 職		
	等 級	職員数 (人)	構成比 (%)	等 級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和 6 年 7 月 1 日 現 在	9 級	-	-	9 級	-	-
	8 級	1	1.2	8 級	-	-
	7 級	2	2.4	7 級	-	-
	6 級	6	7.1	6 級	-	-
	5 級	11	13.1	5 級	4	25.0
	4 級	23	27.4	4 級	5	31.2
	3 級	27	32.1	3 級	4	25.0
	2 級	11	13.1	2 級	3	18.8
	1 級	3	3.6	1 級	-	-
	計	84	100.0	計	16	100.0
令和 5 年 10 月 1 日 現 在	9 級	-	-	9 級	-	-
	8 級	1	1.2	8 級	-	-
	7 級	1	1.2	7 級	-	-
	6 級	7	8.4	6 級	-	-
	5 級	10	12.0	5 級	3	18.8
	4 級	21	25.3	4 級	6	37.5
	3 級	25	30.1	3 級	3	18.8
	2 級	12	14.6	2 級	4	24.9
	1 級	6	7.2	1 級	-	-
	計	83	100.0	計	16	100.0

議案第30号

令和6年度大阪府枚方市病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和6年度大阪府枚方市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 令和6年度大阪府枚方市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出			
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 病院事業費用	11,499,179 千円	29,657 千円	11,528,836 千円
第1項 医業費用	11,102,861 千円	29,657 千円	11,132,518 千円

（債務負担行為）

第3条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり改める。

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
院内保育施設運営業務委託 （令和6年度設定分）	—	—	令和6年度から 令和9年度まで	51,786 千円
合 計		503,023 千円		554,809 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
(1) 給 与 費	5,622,717 千円	29,657 千円	5,652,374 千円

令和6年（2024年）8月30日 提出

枚方市長 伏 見 隆

1. 収益的支出

款 項	目	補正前の額	補正額	計
(1) 病院事業費用		11,499,179	29,657	11,528,836
1. 医 業 費 用		11,102,861	29,657	11,132,518
	1. 給 与 費	5,622,717	29,657	5,652,374
支 出 合 計		11,499,179	29,657	11,528,836

病院事業会計補正予算説明書（第1号）

（単位：千円）

節	
区 分	金 額
給 料	10,427
手 当 等	2,906
報 酬	12,591
法 定 福 利 費	3,733

概 要 説 明	千円
1. 給 料	10,427
（1）一般職 事務員給	10,427
2. 手 当 等	2,906
（1）扶養手当	511
（2）地域手当	1,184
（3）管理職手当	351
（4）児童手当	860
3. 報 酬	12,591
嘱 託 給	12,591
4. 法定福利費	3,733
（1）共済組合負担金	2,721
（2）厚生年金負担金	1,012

給 与 費 明 細 書

1. 総 括

(単位：千円)

区 分		職 員 数			給 与 費				法 定 福 利 費	合 計
		特 別 職		一般職 (人)	報 酬	給 料	手 当	計		
		管理 者 (人)	そ の 他 (人)							
補 正 前	損益勘定 支弁職員	1	22	(174) 505	334,499	2,017,215	2,372,269	4,723,983	872,709	5,596,692
	資本勘定 支弁職員	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合 計	1	22	(174) 505	334,499	2,017,215	2,372,269	4,723,983	872,709	5,596,692
補 正 額	損益勘定 支弁職員	-	-	(1) ▲4	12,591	10,427	2,046	25,064	3,733	28,797
	資本勘定 支弁職員	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合 計	-	-	(1) ▲4	12,591	10,427	2,046	25,064	3,733	28,797
補 正 後	損益勘定 支弁職員	1	22	(175) 501	347,090	2,027,642	2,374,315	4,749,047	876,442	5,625,489
	資本勘定 支弁職員	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合 計	1	22	(175) 501	347,090	2,027,642	2,374,315	4,749,047	876,442	5,625,489

(注) 任期付職員及び会計年度任用職員の職員数については、()外数とする。

(単位：千円)

手 当 の 内 訳	区 分	補 正 前	補 正 額	補 正 後
	扶 養 手 当	36,900	511	37,411
	地 域 手 当	212,994	1,184	214,178
	通 勤 手 当	56,526	-	56,526
	管 理 職 手 当	75,704	351	76,055
	初 任 給 調 整 手 当	65,859	-	65,859
	時 間 外 勤 務 手 当	120,569	-	120,569
	夜 間 勤 務 手 当	34,478	-	34,478
	特 殊 勤 務 手 当	514,854	-	514,854
	宿 日 直 手 当	21,456	-	21,456
	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	192	-	192
	期 末 手 当	550,757	-	550,757
	勤 勉 手 当	442,376	-	442,376
	住 居 手 当	38,948	-	38,948
	退 職 給 付 費	200,656	-	200,656

※ 期末・勤勉手当額には、賞与引当金計上分を含む。

※ 退職給付費については、退職給付引当金への繰入分を含む。

2. 給料及び手当の増減額の明細

一般職

(単位：千円)

区分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考														
給料	10,427	1. 給与改定に伴う増減分	-															
		2. その他の増減分	10,427	採用に伴う増加分 3,880 退職に伴う減少分 ▲6,685 異動等に伴う増減分 13,232 職員数の異動状況 (単位:人) <table><tr><td></td><td>補正前</td><td>補正後</td><td>増 減</td></tr><tr><td>現に在職する職員数</td><td>497</td><td>501</td><td>4</td></tr><tr><td>その他</td><td>8</td><td>-</td><td>▲8</td></tr><tr><td>計</td><td>505</td><td>501</td><td>▲4</td></tr></table>		補正前	補正後	増 減	現に在職する職員数	497	501	4	その他	8	-	▲8	計	505
	補正前	補正後	増 減															
現に在職する職員数	497	501	4															
その他	8	-	▲8															
計	505	501	▲4															
手当	2,046	1. 制度改正に伴う増減分	-															
		2. その他の増減分	2,046	扶養手当 511 地域手当 1,184 通勤手当 - 管理職手当 351 初任給調整手当 - 時間外勤務手当 - 夜間勤務手当 - 特殊勤務手当 - 宿日直手当 - 管理職員特別勤務手当 - 期末手当 - 勤勉手当 - 住居手当 - 退職給付費 -														

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

(単位：円)

区 分	令和5年10月1日現在			令和6年7月1日現在		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
医 師 職	452,652	1,107,940	48歳 6月	459,676	1,105,695	47歳6月
看 護 師 職	268,726	370,155	39歳 5月	269,745	367,339	38歳4月
医 療 技 術 職	287,278	390,539	39歳 8月	288,627	387,748	39歳1月
事 務 職	345,408	466,519	46歳 6月	363,070	469,672	45歳4月

(注) 平均給与月額には、期末手当、勤勉手当及び退職給付費を含まない。

(2) 級別職員数

区分	等級	医 師 職		看 護 師 職		医 療 技 術 職		事 務 職	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
令和5年10月1日現在	9級	-	-	-	-	-	-	-	-
	8級	-	-	-	-	-	-	1	3.3
	7級	-	-	-	-	1	1.1	2	6.7
	6級	-	-	-	-	6	6.5	3	10.0
	5級	-	-	8	2.6	17	18.5	7	23.4
	4級	7	11.3	11	3.5	25	27.2	4	13.3
	3級	34	54.8	32	10.2	13	14.1	11	36.7
	2級	21	33.9	142	45.4	11	12.0	1	3.3
	1級	-	-	120	38.3	19	20.6	1	3.3
	計	62	100.0	313	100.0	92	100.0	30	100.0
令和6年7月1日現在	9級	-	-	-	-	-	-	-	-
	8級	-	-	-	-	-	-	1	3.2
	7級	-	-	-	-	1	1.0	2	6.5
	6級	-	-	-	-	6	6.3	3	9.7
	5級	-	-	9	2.9	19	19.7	5	16.1
	4級	7	11.5	8	2.6	26	27.1	8	25.8
	3級	34	55.7	29	9.3	16	16.7	9	29.0
	2級	20	32.8	138	44.0	12	12.5	1	3.2
	1級	-	-	129	41.2	16	16.7	2	6.5
	計	61	100.0	313	100.0	96	100.0	31	100.0

債 務 負 担 行 為

事 項		限度額	前年度末までの支払発生（見込）	
			期 間 年度	金 額
院内保育施設運営業務委託 （令和6年度設定分）	補 正 前	-	-	-
	補 正 額	51,786		-
	補 正 後	51,786	-	-
合 計	補 正 前	5,126,594		1,643,148
	補 正 額	51,786		-
	補 正 後	5,178,380		1,643,148

に 関 す る 調 書

(単位：千円)

当該年度以降の支払発生予定額		左 の 財 源 内 訳
期 間 年度	金 額	
-	-	保育負担金等
	51,786	
7～9	51,786	
	3,483,446	
	51,786	
	3,535,232	

議案第31号

令和6年度大阪府枚方市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度大阪府枚方市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度大阪府枚方市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位：千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業収益	12,653,097	▲ 60,931	12,592,166
第1項 営業収益	9,380,677	▲ 60,931	9,319,746

支 出

（単位：千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業費用	11,914,082	▲ 23,671	11,890,411
第1項 営業費用	10,734,499	▲ 23,671	10,710,828

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書きを、（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,946,309千円は、当年度消費税資本的収支調整額143,225千円、過年度損益勘定留保資金2,676,575千円、当年度損益勘定留保資金1,126,509千円で補てんするものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(単位：千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 収 入	4,484,908	▲ 8,700	4,476,208
第1項 企 業 債	1,858,800	▲ 121,600	1,737,200
第3項 国 府 補 助 金	440,400	▲ 131,600	308,800
第5項 他 会 計 負 担 金	1,161,105	244,500	1,405,605

支 出

(単位：千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 支 出	8,435,947	▲ 13,430	8,422,517
第2項 建 設 改 良 事 業 費	3,575,206	▲ 13,430	3,561,776

(債務負担行為)

第4条 予算第6条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり改める。

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
電算システム等賃貸借 (令和6年度設定分) (その2)	-	-	令和6年度から 令和11年度まで	16,000
合 計		2,073,638		2,089,638

(企業債)

第5条 予算第7条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり改める。

(単位：千円)

起 債 の 目 的	区 分	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公 共 下 水 道 整 備 事 業	補正前	1,564,600	普通貸借又は 証 券 発 行	8%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は、低利に借り換えることができる。
	補正後	1,443,000			

(注) 借入れについては、翌年度に繰り越して借入れすることができる。

利率については、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

(単位：千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1. 職 員 給 与 費	993,206	▲ 37,199	956,007

令和6年（2024年）8月30日提出

枚方市長 伏 見 隆

令和 6 年度大阪府枚方市下水道事業

1. 収 益 的 収 入

款 項	目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
下 水 道 事 業 収 益		12,653,097	▲ 60,931	12,592,166
営 業 収 益		9,380,677	▲ 60,931	9,319,746
	他 会 計 負 担 金	3,007,494	▲ 60,931	2,946,563
収 入 合 計		12,653,097	▲ 60,931	12,592,166

会計補正予算説明書（第 1 号）

（単位：千円）

節		概 要 説 明
区 分	金 額	千円
他 会 計 負 担 金	▲ 60,931	1. 他会計負担金 ▲ 60,931 分流式下水道経費分

2. 収 益 的 支 出

款 項	目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
下 水 道 事 業 費 用		11,914,082	▲ 23,671	11,890,411
営 業 費 用		10,734,499	▲ 23,671	10,710,828
	汚 水 費	364,995	▲ 5,318	359,677
	雨 水 費	999,167	▲ 22,545	976,622
	業 務 費	159,244	305	159,549

(単位：千円)

節		概 要 説 明	
区 分	金 額	千円	
給 料	▲ 3,005	1. 人件費	▲ 5,318
		(1) 給料	▲ 3,005
		ア. 一般職員	▲ 2,006
		イ. 再任用職員	▲ 999
手 当 等	▲ 1,290	(2) 手当等	▲ 1,290
		ア. 扶養手当	▲ 138
		イ. 地域手当	▲ 377
		ウ. 通勤手当	730
		エ. 管理職手当	▲ 600
		オ. 特殊勤務手当	24
		カ. 期末手当	▲ 496
		キ. 勤勉手当	▲ 433
法 定 福 利 費	▲ 1,023	(3) 法定福利費	▲ 1,023
		ア. 共済組合負担金	▲ 1,211
		イ. 厚生年金負担金	188
給 料	▲ 15,710	1. 人件費	▲ 22,643
		(1) 給料	▲ 15,710
		ア. 一般職員	▲ 12,688
		イ. 再任用職員	▲ 3,022
報 酬	999	(2) 報酬	999
		パートタイム会計年度任用職員	
手 当 等	▲ 4,515	(3) 手当等	▲ 4,515
		ア. 扶養手当	▲ 696
		イ. 地域手当	▲ 1,149
		ウ. 通勤手当	▲ 343
		エ. 管理職手当	1,968
		オ. 特殊勤務手当	▲ 27
		カ. 住居手当	636
		キ. 期末手当	▲ 2,414
		ク. 勤勉手当	▲ 2,490
法 定 福 利 費	▲ 3,417	(4) 法定福利費	▲ 3,417
		ア. 共済組合負担金	▲ 3,548
		イ. 厚生年金負担金	131
旅 費	98	2. 一般諸経費	98
		旅費	
給 料	532	1. 人件費	305
		(1) 給料	532
		一般職員	

款 項	目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	総 係 費	347,027	3,887	350,914
支 出 合 計		11,914,082	▲ 23,671	11,890,411

(単位 : 千円)

節		概 要 説 明	
区 分	金 額		千円
手 当 等	▲ 479	(2) 手当等	▲ 479
		ア・扶養手当	▲ 558
		イ・地域手当	31
		ウ・管理職手当	48
法 定 福 利 費	252	(3) 法定福利費	252
		共済組合負担金	
給 料	519	1. 人件費	3,887
		(1) 給料	519
		ア・一般職員	▲ 2,895
		イ・再任用職員	3,414
手 当 等	2,866	(2) 手当等	2,866
		ア・扶養手当	54
		イ・地域手当	▲ 24
		ウ・通勤手当	1,760
		エ・管理職手当	1,198
		オ・住居手当	1,287
		カ・期末手当	▲ 702
		キ・勤勉手当	▲ 707
法 定 福 利 費	502	(3) 法定福利費	502
		共済組合負担金	

3. 資 本 的 収 入

款 項	目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
資 本 的 収 入		4,484,908	▲ 8,700	4,476,208
企 業 債		1,858,800	▲ 121,600	1,737,200
	公 共 下 水 道 事 業 債	1,564,600	▲ 121,600	1,443,000
国 府 補 助 金		440,400	▲ 131,600	308,800
	国 府 補 助 金	440,400	▲ 131,600	308,800
他 会 計 負 担 金		1,161,105	244,500	1,405,605
	他 会 計 負 担 金	1,161,105	244,500	1,405,605
収 入 合 計		4,484,908	▲ 8,700	4,476,208

(単位 : 千円)

節		概 要 説 明
区 分	金 額	千円
公共下水道事業債	▲ 121,600	1. 公共下水道事業債 ▲ 121,600 雨水公共下水道事業
国庫補助金	▲ 131,600	1. 国庫補助金 ▲ 131,600 (1) 汚水公共下水道補助金 ▲ 8,700 (2) 雨水公共下水道補助金 ▲ 122,900
他会計負担金	244,500	1. 他会計負担金 244,500 雨水建設費分

4. 資本的支出

款 項	目	補正前の額	補正額	計
資本的支出		8,435,947	▲ 13,430	8,422,517
建設改良事業費		3,575,206	▲ 13,430	3,561,776
	建設改良事務費	354,593	▲ 13,430	341,163
支出合計		8,435,947	▲ 13,430	8,422,517

(単位 : 千円)

節		概 要 説 明	
区 分	金 額	千円	
給 料	▲ 6,365	1. 人件費	▲ 13,430
		(1) 給料	▲ 6,365
		ア. 一般職員	▲ 3,057
		イ. 再任用職員	▲ 3,308
手 当 等	▲ 4,449	(2) 手当等	▲ 4,449
		ア. 扶養手当	174
		イ. 地域手当	▲ 704
		ウ. 通勤手当	551
		エ. 管理職手当	▲ 828
		オ. 特殊勤務手当	▲ 24
		カ. 住居手当	▲ 696
		キ. 期末手当	▲ 1,440
		ク. 勤勉手当	▲ 1,482
法 定 福 利 費	▲ 2,616	(3) 法定福利費	▲ 2,616
		共済組合負担金	

給 与 費 明 細 書

1. 総 括

(単位：千円)

区 分					職 員 数			給 与 費				法 福 利 定 費	合 計
					特 別 職		一般職 (人)	報 酬	給 料	手 当	計		
					管理者 (人)	その他 (人)							
補 正 前	損 益 勘 定	支 弁 職 員	-	-	(13) 68	11, 866	280, 864	287, 907	580, 637	100, 753	681, 390		
	資 本 勘 定	支 弁 職 員	-	-	(1) 35	1, 737	135, 454	114, 790	251, 981	50, 660	302, 641		
	合 計		-	-	(14) 103	13, 603	416, 318	402, 697	832, 618	151, 413	984, 031		
補 正 額	損 益 勘 定	支 弁 職 員	-	-	(1) ▲3	999	▲17, 664	▲3, 418	▲20, 083	▲3, 686	▲23, 769		
	資 本 勘 定	支 弁 職 員	-	-	(-) ▲1	-	▲6, 365	▲4, 449	▲10, 814	▲2, 616	▲13, 430		
	合 計		-	-	(1) ▲4	999	▲24, 029	▲7, 867	▲30, 897	▲6, 302	▲37, 199		
補 正 後	損 益 勘 定	支 弁 職 員	-	-	(14) 65	12, 865	263, 200	284, 489	560, 554	97, 067	657, 621		
	資 本 勘 定	支 弁 職 員	-	-	(1) 34	1, 737	129, 089	110, 341	241, 167	48, 044	289, 211		
	合 計		-	-	(15) 99	14, 602	392, 289	394, 830	801, 721	145, 111	946, 832		

※ 会計年度任用職員の職員数については、() 外数とする。

※ 上下水道事業管理者については、水道事業会計の員数としている。

※ 上下水道事業管理者の給料・手当・法定福利費については、水道事業会計と折半している。

(単位：千円)

手 当 の 内 訳	区 分	補 正 前	補 正 額	補 正 後
	扶 養 手 当	14,262	▲1,164	13,098
	地 域 手 当	44,032	▲2,223	41,809
	通 勤 手 当	9,064	2,698	11,762
	管 理 職 手 当	12,423	1,786	14,209
	時 間 外 勤 務 手 当	47,774	-	47,774
	特 殊 勤 務 手 当	532	▲27	505
	住 居 手 当	5,578	1,227	6,805
	期 末 手 当	102,396	▲5,052	97,344
	勤 勉 手 当	83,620	▲5,112	78,508
	退 職 給 付 費	83,016	-	83,016

※ 期末・勤勉手当額には、賞与引当金計上分を含む。

※ 退職給付費については、退職給付引当金への繰入分を含む。

2. 給料及び手当の増減額の明細

一般職

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考														
給 料	▲24,029	1 給与改定に伴う増減分	-																
		2 その他の増減分	▲24,029	採用に伴う増加分 4,102 退職に伴う減少分 ▲11,842 異動等に伴う増減分 ▲16,289	職員数の異動状況 (単位:人) <table><tr><th></th><th>補正前</th><th>補正後</th><th>増減</th></tr><tr><td>現 に 在 職 す る 職 員 数</td><td>104</td><td>99</td><td>▲5</td></tr><tr><td>そ の 他</td><td>▲1</td><td>-</td><td>1</td></tr><tr><td>計</td><td>103</td><td>99</td><td>▲4</td></tr></table>		補正前	補正後	増減	現 に 在 職 す る 職 員 数	104	99	▲5	そ の 他	▲1	-	1	計	103
	補正前	補正後	増減																
現 に 在 職 す る 職 員 数	104	99	▲5																
そ の 他	▲1	-	1																
計	103	99	▲4																
手 当	▲7,866	1 制度改正に伴う増減分	-																
		2 その他の増減分	▲7,866	扶 養 手 当 ▲1,164 地 域 手 当 ▲2,223 通 勤 手 当 2,698 管 理 職 手 当 1,786 時間外勤務手当 - 特殊勤務手当 ▲27 住 居 手 当 1,227 期 末 手 当 ▲5,051 勤 勉 手 当 ▲5,112 退 職 給 付 費 -															

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

(単位：円)

区 分		一 般 行 政 職	技 能 労 務 職
令 和 6 年 7 月 1 日 現 在	平 均 給 料 月 額	323,515	324,940
	平 均 給 与 月 額	404,648	388,594
	平 均 年 齢 (歳)	46歳 8月	52歳 11月
令 和 5 年 10 月 1 日 現 在	平 均 給 料 月 額	332,299	330,607
	平 均 給 与 月 額	420,841	394,540
	平 均 年 齢 (歳)	46歳 5月	50歳 6月

※ 平均給与月額には、期末手当、勤勉手当及び退職給付費を含まない。

(2) 級別職員数

区 分	一 般 行 政 職			技 能 労 務 職		
	等 級	職員数 (人)	構成比 (%)	等 級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和6年7月1日現在	9 級	—	—	9 級	—	—
	8 級	—	—	8 級	—	—
	7 級	1	1.3	7 級	—	—
	6 級	7	9.2	6 級	—	—
	5 級	11	14.5	5 級	12	52.2
	4 級	21	27.6	4 級	9	39.1
	3 級	22	29.0	3 級	2	8.7
	2 級	11	14.5	2 級	—	—
	1 級	3	3.9	1 級	—	—
	計	76	100.0	計	23	100.0
令和5年10月1日現在	9 級	—	—	9 級	—	—
	8 級	—	—	8 級	—	—
	7 級	1	1.3	7 級	—	—
	6 級	8	10.5	6 級	—	—
	5 級	10	13.2	5 級	12	42.8
	4 級	21	27.6	4 級	11	39.3
	3 級	23	30.3	3 級	4	14.3
	2 級	9	11.8	2 級	1	3.6
	1 級	4	5.3	1 級	—	—
	計	76	100.0	計	28	100.0

債 務 負 担 行 為

事 項		限 度 額
電算システム等賃貸借（令和 6 年度設定分）（その 2）	補 正 前	-
	補 正 額	16,000
	補 正 後	16,000
合 計	補 正 前	7,682,630
	補 正 額	16,000
	補 正 後	7,698,630

に 関 す る 調 書

(単位：千円)

前年度末までの支払発生(見込)額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳
期 間 年度	金 額	期 間 年度	金 額	
-	-	-	-	下水道使用料等及び 損益勘定留保資金
	-		16,000	
-	-	7～11	16,000	
	3,068,096		4,614,534	
	-		16,000	
	3,068,096		4,630,534	

議案第 32 号

東部大阪都市計画村野駅西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
の制定について

次のとおり東部大阪都市計画村野駅西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を制定するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年（2024年）8 月 30 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 東部大阪都市計画村野駅西地区地区計画の区域内における建築物の制限を定めるため。

東部大阪都市計画村野駅西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項及び都市緑地法（昭和48年法律第72号）第39条第1項の規定に基づき、東部大阪都市計画村野駅西地区地区計画（令和6年枚方市告示第 号。以下「村野駅西地区地区計画」という。）の区域内における建築物に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例の用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）並びに村野駅西地区地区計画の定めるところによる。

(適用区域)

第3条 この条例は、村野駅西地区地区計画の区域内に適用する。

(建築物の用途の制限)

第4条 次の各号に掲げる地区内においては、当該各号に掲げる建築物は、建築してはならない。

(1) 駅前地区内 次に掲げる建築物

- イ 一戸建ての住宅
- ロ 長屋
- ハ 法別表第2（い）項第2号、第5号及び第7号に掲げるもの
- ニ 法別表第2（に）項第2号、第3号、第5号及び第6号に掲げるもの

(2) 教育・運動施設地区内 次に掲げる建築物以外の建築物

- イ 法別表第2（は）項第2号に掲げるもの
- ロ 法別表第2（に）項第3号に掲げるもの
- ハ イ及びロに掲げる建築物に附属するもの（令第130条の5の5各号に掲げるものを除く。）

(3) 住宅地区1内及び住宅地区2内 次に掲げる建築物

- イ 法別表第2（い）項第5号及び第7号に掲げるもの
- ロ 法別表第2（に）項第2号から第6号まで及び第8号に掲げるもの

(4) 公共施設地区内 次に掲げる建築物

- イ 法別表第2（い）項第5号及び第7号に掲げるもの
- ロ 法別表第2（に）項第2号、第4号から第6号まで及び第8号に掲げるもの

(建築物の敷地面積の最低限度)

第5条 建築物の敷地面積は、駅前地区内、教育・運動施設地区内及び公共施設地区内においては500平方メートル以上、住宅地区1内及び住宅地区2内においては120平方メートル以上でなければならない。ただし、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条の規定による仮換地の指

定又は同法第103条の規定による換地処分により、駅前地区内及び教育・運動施設地区内においては500平方メートル未満、住宅地区1内及び住宅地区2内においては120平方メートル未満となる場合は、この限りでない。

- 2 この条例の施行の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で前項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合には、同項の規定は、適用しない。

（壁面の位置の制限）

第6条 建築物の壁若しくはこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）又は高さが2メートルを超える門若しくは塀の面から道路の境界線までの距離は、駅前地区内においては2メートル以上、教育・運動施設地区内及び住宅地区1内においては1メートル以上でなければならない。

- 2 前項に規定する距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合においては、同項の規定は、適用しない。

- (1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。
- (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。

（建築物の高さの最高限度）

第7条 建築物の高さは、教育・運動施設地区内、住宅地区1内及び住宅地区2内においては、12メートルを超えてはならない。

（建築物の居室の床面の高さの最低限度）

第8条 建築物の居室の床面の高さは、教育・運動施設地区内、住宅地区1内及び公共施設地区内においては、0.5メートル以上でなければならない。

（建築物の緑化率の最低限度）

第9条 建築物の緑化率（都市緑地法第34条第2項に規定する緑化率をいう。）は、住宅地区2内においては10分の0.5以上、公共施設地区内においては10分の2.5以上でなければならない。

- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物には、適用しない。

- (1) 敷地面積が1,000平方メートル未満の新築又は増築を行う建築物
- (2) この条例の施行の日において既に着手していた行為に係る建築物
- (3) 増築後の建築物の床面積の合計がこの条例の施行の日における当該建築物の床面積の合計の1.2倍を超えない範囲内の増築に係る建築物
- (4) その敷地の周囲に広い緑地を有する建築物であって、良好な都市環境の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めて市長が許可したもの
- (5) 学校その他の建築物であって、その用途によってやむを得ないと認めて市長が許可したもの
- (6) その敷地の全部又は一部が崖地である建築物その他の建築物であって、その敷地の状況によってやむを得ないと認めて市長が許可したもの

- 3 市長は、前項第4号から第6号までに規定する許可の申請があつた場合において、良好な都市環境を形成するため必要があると認めるときは、当該許可に必要な条件を付することができる。

(建築物の敷地が地区計画の区域の内外にわたる場合の措置)

第10条 建築物の敷地が村野駅西地区地区計画の区域の内外にわたる場合における第4条及び第5条第1項の規定の適用については、その敷地の過半が当該区域に属するときには当該建築物又はその敷地の全部についてそれらの規定を適用し、その敷地の過半が当該区域の外に属するときには当該建築物又はその敷地の全部についてそれらの規定を適用しない。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第11条 法第3条第2項の規定により第6条第1項の規定の適用を受けない建築物について、増築又は改築をする場合においては、当該増築又は改築をする部分以外の部分に対しては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第6条第1項の規定は、適用しない。

2 法第3条第2項の規定により第6条第1項の規定の適用を受けない建築物について、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第6条第1項の規定は、適用しない。

(公益上必要な建築物等の特例)

第12条 市長が公益上必要な建築物で用途上若しくは構造上やむを得ないと認めて許可したもの又は市長が土地の利用状況に照らして周辺の環境を害するおそれがないと認めて許可した建築物については、当該許可の範囲内で第4条の規定は、適用しない。

2 市長は、前項の許可（以下この項において「特例許可」という。）をする場合においては、あらかじめ、特例許可に利害関係を有する者の出席を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、枚方市建築審査会の意見を聴かなければならない。ただし、特例許可を受けた建築物の増築、改築又は移転で次に掲げるものについては、この限りでない。

(1) 増築、改築又は移転が特例許可を受けた際における敷地内におけるもの

(2) 増築又は改築後の第4条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が特例許可を受けた際におけるその部分の床面積の合計を超えないもの

(3) 第4条の規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築、改築又は移転後のそれらの出力、台数又は容量の合計が、特例許可を受けた際におけるそれらの出力、台数又は容量の合計を超えないもの

3 市長は、前項の規定による公開による意見の聴取を行う場合においては、その許可をしようとする建築物の建築の計画並びに公開による意見の聴取の期日及び場所を当該期日の3日前までに公告しなければならない。

(罰則)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

(2) 法第87条第2項において準用する第4条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

(3) 第5条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主（建築物を建築した後において、当該建築物の敷地を分割することにより同項の規定に違反した場合においては、当該建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者）

(4) 第6条第1項又は第7条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）

2 前項第4号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対しても同項の刑を科する。

第14条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

（委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、村野駅西地区地区計画に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による告示の日から施行する。

議案第 33 号

東部大阪都市計画茄子作地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の
制定について

次のとおり東部大阪都市計画茄子作地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を
制定するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決
を求める。

令和 6 年（2024年）8 月 30 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 東部大阪都市計画茄子作地区地区計画の区域内における建築物の制限を定めるため。

東部大阪都市計画茄子作地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、東部大阪都市計画茄子作地区地区計画（令和6年枚方市告示第 号。以下「茄子作地区地区計画」という。）の区域内における建築物に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例の用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）並びに茄子作地区地区計画の定めるところによる。

(適用区域)

第3条 この条例は、茄子作地区地区計画の区域内に適用する。

(建築物の用途の制限)

第4条 次の各号に掲げる地区内においては、当該各号に掲げる建築物は、建築してはならない。

(1) A地区内 次に掲げる建築物

- イ 法別表第2（を）項第2号、第3号、第5号及び第6号に掲げるもの
- ロ 法別表第2（わ）項第2号、第3号及び第8号に掲げるもの
- ハ 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。）

(2) B地区内 次に掲げる建築物

- イ 法別表第2（ほ）項第3号に掲げるもの
- ロ 法別表第2（わ）項第2号から第8号までに掲げるもの

(3) C地区内 次に掲げる建築物

- イ 法別表第2（を）項第2号、第3号、第5号及び第6号に掲げるもの
- ロ 法別表第2（わ）項第2号、第3号及び第8号に掲げるもの

(4) D地区内 法別表第2（ち）項に掲げる建築物以外の建築物

2 法第3条第2項の規定により前項の規定の適用を受けない建築物について次の各号に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、同条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前項の規定は、適用しない。

(1) 増築又は改築が基準時（法第3条第2項の規定により前項の規定の適用を受けない建築物について、同条第2項の規定により引き続き前項の規定（当該規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。以下同じ。）における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項、第2項及び第7項並びに法第53条の規定に適合すること。

(2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(3) 増築後の前項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(4) 前項の規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築後のそれらの出力、台数又は容量の合計は、基準時におけるそれらの出力、台数又は容量の合計の1.2倍を超えないこと。

(建築物の敷地面積の最低限度)

第5条 建築物の敷地面積は、B地区内においては10,000平方メートル以上、C地区内においては1,500平方メートル以上、D地区内においては120平方メートル以上でなければならない。ただし、D地区内において、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条の規定による仮換地の指定又は同法第103条の規定による換地処分により、120平方メートル未満となる場合は、この限りでない。

2 この条例の施行の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で前項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合には、同項の規定は、適用しない。

(壁面の位置の制限)

第6条 建築物の壁若しくはこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）又は高さが2メートルを超える門若しくは塀の面から当該敷地と都市計画道路新香里高田線の境界線までの距離は、B地区内においては、4メートル以上でなければならない。

2 外壁等又は高さが2メートルを超える門若しくは塀の面から当該敷地と区画道路⑤の境界線までの距離は、C地区内においては、2メートル以上でなければならない。

3 前項に規定する距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合においては、同項の規定は、適用しない。

(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。

(2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。

(建築物の高さの最高限度)

第7条 建築物の高さは、D地区内においては、12メートルを超えてはならない。

(建築物の敷地が地区計画の区域の内外にわたる場合の措置)

第8条 建築物の敷地が茄子作地区地区計画の区域の内外にわたる場合における第4条第1項及び第5条第1項の規定の適用については、その敷地の過半が当該区域に属するときには当該建築物又はその敷地の全部についてそれらの規定を適用し、その敷地の過半が当該区域の外に属するときには当該建築物又はその敷地の全部についてそれらの規定を適用しない。

(公益上必要な建築物等の特例)

第9条 市長が公益上必要な建築物で用途上若しくは構造上やむを得ないと認めて許可したもの又は市長が土地の利用状況に照らして周辺の環境を害するおそれがないと認めて許可した建築物については、当該許可の範囲内で第4条第1項の規定は、適用しない。

2 市長は、前項の許可（以下この項において「特例許可」という。）をする場合においては、あらかじめ、特例許可に利害関係を有する者の出席を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、枚方市建築審査会の意見を聴かなければならない。ただし、特例許可を受けた建築物の増築、改築又は移転で次に掲げるものについては、この限りでない。

- (1) 増築、改築又は移転が特例許可を受けた際における敷地内におけるもの
- (2) 増築又は改築後の第4条第1項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が特例許可を受けた際におけるその部分の床面積の合計を超えないもの
- (3) 第4条第1項の規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築、改築又は移転後のそれらの出力、台数又は容量の合計が、特例許可を受けた際におけるそれらの出力、台数又は容量の合計を超えないもの

3 市長は、前項の規定による公開による意見の聴取を行う場合においては、その許可をしようとする建築物の建築の計画並びに公開による意見の聴取の期日及び場所を当該期日の3日前までに公告しなければならない。

（罰則）

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
- (2) 法第87条第2項において準用する第4条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者
- (3) 第5条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主（建築物を建築した後において、当該建築物の敷地を分割することにより同項の規定に違反した場合においては、当該建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者）
- (4) 第6条第1項若しくは第2項又は第7条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）

2 前項第4号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対しても同項の刑を科する。

第11条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、茄子作地区地区計画に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による告示の日から施行する。

議案第 34 号

枚方市国民健康保険条例の一部改正について

次のとおり枚方市国民健康保険条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年（2024年）8 月 30 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 保険料の徴収猶予の期間を見直すため。

枚方市国民健康保険条例の一部を改正する条例

枚方市国民健康保険条例（昭和54年枚方市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第24条の5第1項第1号中「国民健康保険法施行規則」の次に「（昭和33年厚生省令第53号）」を加える。

第28条第1項中「、その申請によつて」を削り、「6月」の次に「（急患等として保険医療機関等を受診したことにより第4号に該当すると認められる場合は、1年）」を加え、同条第2項中「申請を」を「規定によつて保険料の徴収猶予を受けようと」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、急患等として保険医療機関等を受診したことにより同項第4号に該当する場合は、この限りでない。

第30条中「第9項」を「第5項」に、「、若しくは」を「、又は」に改め、「又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。ただし、第24条の5の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第28条の規定は、令和6年度分の保険料のうちこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に納期限が到来するもの及び令和7年度分以後の保険料について適用し、令和6年度分の保険料のうち施行日前に納期限が到来するもの及び令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第30条の規定は、施行日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

新（改正後）	旧（現 行）
（出産被保険者の保険料の減額） 第24条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合（第5項に規定する場合を除く。）における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条の基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第17条に規定する金額を超える場合には、同条に規定する金額）とする。 (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の10の2に規定する場合には、出産の日。次条第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (2) 〔略〕 2～8 〔略〕 （徴収猶予） 第28条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当すること	（出産被保険者の保険料の減額） 第24条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合（第5項に規定する場合を除く。）における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条の基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第17条に規定する金額を超える場合には、同条に規定する金額）とする。 (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の2に規定する場合には、出産の日。次条第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (2) 〔略〕 2～8 〔略〕 （徴収猶予） 第28条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当すること

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
により、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月（<u>急患等として保険医療機関等を受診したことにより第4号に該当すると認められる場合は、1年</u>）以内の期間を限って徴収猶予することができる。 (1)～(4) 〔略〕 2 前項の<u>規定によつて保険料の徴収猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、急患等として保険医療機関等を受診したことにより同項第4号に該当する場合は、この限りでない。</u> (1)～(3) 〔略〕 （過料） 第30条 納付義務者が法第9条第1項若しくは<u>第5項</u>の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料に処する。	により、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、<u>その申請によつて</u>、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限って徴収猶予することができる。 (1)～(4) 〔略〕 2 前項の<u>申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。</u> (1)～(3) 〔略〕 （過料） 第30条 納付義務者が法第9条第1項若しくは<u>第9項</u>の規定による届出をせず、<u>若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u>においては、その者に対し、100,000円以下の過料に処する。

議案第 35 号

枚方市基金条例の一部改正について

次のとおり枚方市基金条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年（2024年）8 月 30 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 枚方市くらしの資金貸付基金の額を減額するため。

枚方市条例第 号

枚方市基金条例の一部を改正する条例

枚方市基金条例（昭和59年枚方市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表2の表枚方市くらしの資金貸付基金の項中「42,523,688円」を「41,354,688円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 35 号参考資料

枚方市基金条例の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）																								
別表（第 1 条関係） 1 [略] 2 特定の目的のために定額の資金を運用する基金	別表（第 1 条関係） 1 [略] 2 特定の目的のために定額の資金を運用する基金																								
<table><tr><th>名 称</th><th>設 置 の 目 的</th><th>基金の額</th></tr><tr><td>枚方市くらしの資金貸付基金</td><td>[略]</td><td><u>41,354,688円</u></td></tr><tr><td>枚方市水洗便所等改造資金融資基金</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>枚方市土地開発基金</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></table>	名 称	設 置 の 目 的	基金の額	枚方市くらしの資金貸付基金	[略]	<u>41,354,688円</u>	枚方市水洗便所等改造資金融資基金	[略]	[略]	枚方市土地開発基金	[略]	[略]	<table><tr><th>名 称</th><th>設 置 の 目 的</th><th>基金の額</th></tr><tr><td>枚方市くらしの資金貸付基金</td><td>[略]</td><td><u>42,523,688円</u></td></tr><tr><td>枚方市水洗便所等改造資金融資基金</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>枚方市土地開発基金</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></table>	名 称	設 置 の 目 的	基金の額	枚方市くらしの資金貸付基金	[略]	<u>42,523,688円</u>	枚方市水洗便所等改造資金融資基金	[略]	[略]	枚方市土地開発基金	[略]	[略]
名 称	設 置 の 目 的	基金の額																							
枚方市くらしの資金貸付基金	[略]	<u>41,354,688円</u>																							
枚方市水洗便所等改造資金融資基金	[略]	[略]																							
枚方市土地開発基金	[略]	[略]																							
名 称	設 置 の 目 的	基金の額																							
枚方市くらしの資金貸付基金	[略]	<u>42,523,688円</u>																							
枚方市水洗便所等改造資金融資基金	[略]	[略]																							
枚方市土地開発基金	[略]	[略]																							

議案第 36 号

枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

次のとおり枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年（2024年）8 月 30 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の改正に伴い、所要の整備を行うため。

枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年枚方市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1の8の項中「、就労自立給付金の支給、進学準備給付金の支給」を削り、「身体障害者手帳関係情報、精神障害者保健福祉手帳関係情報、地方税関係情報又は公的給付支給等口座登録簿関係情報」を「地方税関係情報」に改め、同表16の項中「身体障害者手帳関係情報、精神障害者保健福祉手帳関係情報又は」を削り、同表21の項中「進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施」を「進学・就職準備給付金の支給」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 36 号参考資料

枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）				旧（現 行）			
別表第 1（第 3 条関係）				別表第 1（第 3 条関係）			
項	執行機関	事 務	特定個人情報	項	執行機関	事 務	特定個人情報
8	〔略〕	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの	8	〔略〕	生活保護法による保護の決定及び実施、 <u>就労自立給付金の支給、</u> <u>進学準備給付金の支給</u> 又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳関係情報、精神障害者保健福祉手帳関係情報、 <u>地方税関係情報又は公的給付支給等口座登録簿関係情報</u> であって規則で定めるもの
16	〔略〕	〔略〕	地方税関係情報であって規則で定めるもの	16	〔略〕	〔略〕	身体障害者手帳関係情報、精神障害者保健福祉手帳関係情報又は <u>地方税関係情報</u> であって規則で定めるもの
21	〔略〕	生活に困窮する外国	〔略〕	21	〔略〕	生活に困窮する外国	〔略〕

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）				旧（現 行）			
		人に対する生活保護 法に準じた保護の決 定及び実施、就労自立 給付金の支給、 <u>進学・ 就職準備給付金の支 給</u> 又は徴収金の徴収 に関する事務であっ て規則で定めるもの				人に対する生活保護 法に準じた保護の決 定及び実施、就労自立 給付金の支給、 <u>進学準 備給付金の支給、被保 護者健康管理支援事 業の実施</u> 又は徴収金 の徴収に関する事務 であって規則で定め るもの	
22	[略]	[略]	[略]	22	[略]	[略]	[略]

議案第 37 号

枚方市看護師修学資金貸与条例等の一部改正について

次のとおり枚方市看護師修学資金貸与条例等の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年（2024年）8 月 30 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 修学資金の貸与の要件等を見直すため。

枚方市看護師修学資金貸与条例等の一部を改正する条例

(枚方市看護師修学資金貸与条例の一部改正)

第1条 枚方市看護師修学資金貸与条例（平成4年枚方市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(貸与の要件)

第2条 修学資金の貸与を受けることができる者は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第1号の規定により文部科学大臣が指定した大学、同条第2号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は同条第3号の規定により都道府県知事が指定した看護師養成所のうち、病院事業の管理者（以下「管理者」という。）が別に定めるもの（以下「養成施設」という。）に在学し、当該養成施設の修学に引き続いて市立病院で看護師（常時勤務を要するもの（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）に限る。以下同じ。）として勤務しようとする者とする。

第3条第1項中「1月につき50,000円を超えない範囲内で管理者が」を「管理者が別に」に改める。

第4条第2項中「、管理者が定める選考基準により」を削り、「10人以内で、」を「、管理者が定める選考基準により」に改め、「貸与を」の次に「する者を」を加える。

(市立ひらかた病院医師大学院修学資金貸与条例の一部改正)

第2条 市立ひらかた病院医師大学院修学資金貸与条例（平成21年枚方市条例第4号）を次のように改正する。

第3条第1項中「800,000円を超える場合は、800,000円」を「管理者が別に定める額を超える場合は、当該別に定める額」に改める。

(市立ひらかた病院看護師の助産師免許等の取得に対する支援資金貸与条例の一部改正)

第3条 市立ひらかた病院看護師の助産師免許等の取得に対する支援資金貸与条例（平成21年枚方市条例第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

市立ひらかた病院職員の特定の免許、資格等の取得に対する支援資金貸与条例

第1条中「看護師として勤務している者のうち助産師免許又は専門看護師資格若しくは認定看護師資格（以下「助産師免許等」という。）を取得しようとするものに支援資金（助産師免許等）を「勤務している医療職の職員（助産師、看護師、医療技術職員その他病院事業の管理者（以下「管理者」という。）が別に定める職員をいう。以下同じ。）に対する特定の免許、資格等の取得に係る支援資金（免許、資格等」に、「を貸与し、その者の助産師免許等」を「の貸与について定め、その医療職の職員の免許、資格等」に、「助産師及び看護師の確保並びに看護師」を「医療職の職員の確保及び医療職の職員」に改める。

第2条を次のように改める。

（貸与の対象となる免許等）

第2条 支援資金の貸与の対象となる免許、資格等（以下「免許等」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 助産師免許（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第7条第2項の助産師の免許をいう。以下同じ。）
 - (2) 特定の専門看護分野について熟練していること又は看護業務の技術の水準が高いことを示す資格として、管理者が定めるもの
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が定めるもの
- 第3条各号を次のように改める。

- (1) 市立病院に職員（常時勤務を要するもの（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）に限る。）として継続して3年以上勤務し、かつ、当該期間に医療職の職員（常時勤務を要するもの（同号に掲げる職員を除く。）に限る。以下同じ。）として通算して3年以上勤務している者
- (2) 免許等を取得するために必要と管理者が認める課程を備える機関のうち管理者が認めるもの（以下「教育機関等」という。）において、当該課程を履修する者

第4条第1項中「助産師学校等」を「教育機関等」に、「800,000円を超える場合は、800,000円」を「管理者が別に定める額を超える場合は、当該別に定める額」に改める。

第5条第2項中「、毎年度3人以内で」を削る。

第6条第1号中「助産師学校等を卒業した」を「教育機関等の課程を修了した」に改め、同条第2号中「助産師学校等に入学した」を「教育機関等の課程を開始した」に、「助産師学校等を卒業する」を「教育機関等の課程を修了する」に改める。

第7条第1号中「助産師学校等」を「教育機関等」に改め、同条第3号中「学業成績」を「勤務成績又は学業成績」に改める。

第8条中「者が」の次に「休職し、又は」を加える。

第10条第1号中「助産師学校等に在学している」を「教育機関等の課程を履修している」に、「在学をしている」を「課程を履修している」に改め、同条第2号中「助産師免許を取得した者にあつては助産師（常時勤務を要するもの（臨時の職にあるものを除く。）に限る。以下同じ。）」を「医療職の職員」に改め、「、専門看護師資格又は認定看護師資格を取得した者にあつては看護師として、」を削り、「とき」の次に「（助産師免許を取得した者にあつては、助産師として勤務しているときに限る。）」を加え、同条第3号中「助産師免許等」を「免許等」に、「助産師学校等を卒業した」を「教育機関等の課程を修了した」に改める。

第11条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 免許等を取得した後に継続して3年以上、医療職の職員として市立病院に勤務したとき（助産師免許を取得した者にあつては、助産師として勤務したときに限る。）。)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の枚方市看護師修学資金貸与条例、第2条の規定による改正後の市立ひらかた病院医師大学院修学資金貸与条例及び第3条の規定による改正後の市立ひらかた病院職員の特定の免許、資格等の取得に対する支援資金貸与条例の規定は、この条例の施行の日以後の申込みに係る資金の貸与について適用し、同日前の申込みに係る資金の貸与については、なお従前の例による。

新（改正後）	旧（現 行）
[枚方市看護師修学資金貸与条例関係] <u>（貸与の要件）</u> <u>第2条 修学資金の貸与を受けることができる者は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第1号の規定により文部科学大臣が指定した大学、同条第2号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は同条第3号の規定により都道府県知事が指定した看護師養成所のうち、病院事業の管理者（以下「管理者」という。）が別に定めるもの（以下「養成施設」という。）に在学し、当該養成施設の修学に引き続いて市立病院で看護師（常時勤務を要するもの（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）に限る。以下同じ。）として勤務しようとする者とする。</u> （貸与の額） 第3条 修学資金は、月を単位として貸与するものとし、その額は、<u>管理者が別に定める額とする。</u> 2 [略] （貸与の決定）	[枚方市看護師修学資金貸与条例関係] <u>（貸与の要件）</u> <u>第2条 修学資金の貸与を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</u> <u>(1) 市立病院に看護師（常時勤務を要するもの（臨時の職にあるものを除く。）に限る。以下同じ。）として勤務しようとする者</u> <u>(2) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第1号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は同条第2号の規定により厚生労働大臣が指定した看護師養成所で、市立病院において臨地実習（保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和24年^{文部}省令第1号）別^{厚生}表3に掲げる臨地実習をいう。）を実施しているもののうち、病院事業の管理者（以下「管理者」という。）が指定するもの（以下「養成施設」という。）に在学する者</u> <u>(3) 養成施設に入学した日の属する年度の末日までに、年齢が22歳に達しない者</u> （貸与の額） 第3条 修学資金は、月を単位として貸与するものとし、その額は、<u>1月につき50,000円を超えない範囲内で管理者が定める額とする。</u> 2 [略] （貸与の決定）

新（改正後）	旧（現 行）
第4条 [略] 2 管理者は、毎年度、養成施設に在学している者のうちから、<u>管理者が定める選考基準により修学資金の貸与をする者を決定する。</u> [市立ひらかた病院医師大学院修学資金貸与条例関係] （貸与の額） 第3条 修学資金は、1の年度ごとに貸与するものとし、その額は、当該年度における大学院の入学金及び授業料に相当する額（当該額が<u>管理者が別に定める額を超える場合は、当該別に定める額</u>）とする。 2 [略] [市立ひらかた病院看護師の助産師免許等の取得に対する支援資金貸与条例関係] <u>市立ひらかた病院職員の特定の免許、資格等の取得に対する支援資金貸与条例</u> （目的） 第1条 この条例は、市立ひらかた病院（以下「市立病院」という。）に勤務している医療職の職員（助産師、看護師、医療技術職員その他病院事業の管理者（以下「管理者」という。）が別に定める職員をいう。以下同じ。）に対する特定の免許、資格等の取得に係る支援資金（免許、資格等の取得を支援するための資金をいう。以下同じ。）の<u>貸与について定め、その医療職の職員の免許、資格等の取得を容易にすることにより、市立病院における医療職の職員の確保及び医療職の職員の技術の向上を図</u>	第4条 [略] 2 管理者は、<u>管理者が定める選考基準により</u>、毎年度、養成施設に在学している者のうちから<u>10人以内で</u>、修学資金の貸与を決定する。 [市立ひらかた病院医師大学院修学資金貸与条例関係] （貸与の額） 第3条 修学資金は、1の年度ごとに貸与するものとし、その額は、当該年度における大学院の入学金及び授業料に相当する額（当該額が<u>800,000円を超える場合は、800,000円</u>）とする。 2 [略] [市立ひらかた病院看護師の助産師免許等の取得に対する支援資金貸与条例関係] <u>市立ひらかた病院看護師の助産師免許等の取得に対する支援資金貸与条例</u> （目的） 第1条 この条例は、市立ひらかた病院（以下「市立病院」という。）に看護師として勤務している者のうち助産師免許又は専門看護師資格若しくは認定看護師資格（以下「助産師免許等」という。）を取得しようとするものに支援資金（助産師免許等の取得を支援するための資金をいう。以下同じ。）を貸与し、その者の助産師免許等の取得を容易にすることにより、市立病院における<u>助産師及び看護師の確保並びに看護師の技術の向上を図り、もって地域医療の充実に資することを目的とする。</u>

新（改正後）	旧（現 行）
り、もって地域医療の充実に資することを目的とする。 <u>（貸与の対象となる免許等）</u> 第2条 支援資金の貸与の対象となる免許、資格等（以下「免許等」という。）は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 助産師免許（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第7条第2項の助産師の免許をいう。以下同じ。） (2) 特定の専門看護分野について熟練していること又は看護業務の技術の水準が高いことを示す資格として、管理者が定めるもの (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が定めるもの <u>（貸与の要件）</u> 第3条 支援資金の貸与を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1) 市立病院に職員（常時勤務を要するもの（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）に限る。）として継続して3年以上勤務し、かつ、当該期間に医療職の職員（常時勤務を要するもの（同号に掲げる職員を除く。）に限る。以下同じ。）として通算して3年以上勤務している者 (2) 免許等を取得するために必要と管理者が認める課程を備える機関のうち管理者が認めるもの（以下「教育機関等」という。）において、当該課程を履修する者 <u>（貸与の額）</u> 第4条 支援資金は、1の年度ごとに貸与するものとし、その額は、当該年度における<u>教育機関等</u>の入学金及び授業料に相当する額（当該額が管	<u>（定義）</u> 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 専門看護師資格 特定の専門看護分野について熟練していることを示す資格として、病院事業の管理者（以下「管理者」という。）が認めるものをいう。 (2) 認定看護師資格 看護業務の技術の水準が高いことを示す資格として、管理者が認めるものをいう。 <u>（貸与の要件）</u> 第3条 支援資金の貸与を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1) 市立病院に看護師（常時勤務を要するもの（臨時の職にあるものを除く。）に限る。以下同じ。）として3年以上勤務している者 (2) 助産師学校（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第20条第1号の規定により文部科学大臣が指定した学校をいう。）若しくは助産師養成所（同条第2号の規定により厚生労働大臣が指定した助産師養成所をいう。）又は専門看護師資格若しくは認定看護師資格の認定審査を受けるために必要な課程を備えると管理者が認める教育機関（以下これらを「助産師学校等」という。）に在学する者 <u>（貸与の額）</u> 第4条 支援資金は、1の年度ごとに貸与するものとし、その額は、当該年度における<u>助産師学校等</u>の入学金及び授業料に相当する額（当該額が

新（改正後）	旧（現 行）
理者が別に定める額を超える場合は、当該別に定める額）とする。 2 [略] （貸与の決定） 第5条 [略] 2 管理者は、管理者が定める選考基準により、支援資金の貸与を決定する。 （貸与の期間） 第6条 支援資金の貸与の期間（以下「貸与期間」という。）は、貸与を決定した日の属する月から次に掲げる月のうちいずれか早い月までとする。 (1) <u>教育機関等の課程を修了した日の属する月</u> (2) <u>教育機関等の課程を開始した日から起算して、当該教育機関等の課程を修了するために通常要する期間を経過した日の属する月の前月</u> （貸与の決定の取消し） 第7条 管理者は、支援資金の貸与を受けている者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該貸与の決定を取り消すことができる。 (1) <u>教育機関等を退学したとき。</u> (2) [略] (3) <u>勤務成績又は学業成績</u>が著しく不良となったと認められるとき。 (4)・(5) [略] （貸与の一時差止め） 第8条 管理者は、支援資金の貸与の決定を受けている者が<u>休職し、又は休学した場合</u>その他支援資金を貸与することが不適当と認める場合は、	<u>800,000円を超える場合は、800,000円）とする。</u> 2 [略] （貸与の決定） 第5条 [略] 2 管理者は、管理者が定める選考基準により、<u>毎年度3人以内で</u>、支援資金の貸与を決定する。 （貸与の期間） 第6条 支援資金の貸与の期間（以下「貸与期間」という。）は、貸与を決定した日の属する月から次に掲げる月のうちいずれか早い月までとする。 (1) <u>助産師学校等を卒業した日の属する月</u> (2) <u>助産師学校等に入学した日から起算して、当該助産師学校等を卒業するために通常要する期間を経過した日の属する月の前月</u> （貸与の決定の取消し） 第7条 管理者は、支援資金の貸与を受けている者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該貸与の決定を取り消すことができる。 (1) <u>助産師学校等を退学したとき。</u> (2) [略] (3) <u>学業成績</u>が著しく不良となったと認められるとき。 (4)・(5) [略] （貸与の一時差止め） 第8条 管理者は、支援資金の貸与の決定を受けている者が<u>休学した場合</u>その他支援資金を貸与することが不適当と認める場合は、支援資金の貸

新（改正後）	旧（現 行）
支援資金の貸与を一時差し止めることができる。 （支援資金の返還の猶予） 第10条 管理者は、支援資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める期間、支援資金の返還を猶予することができる。 (1) 貸与期間が終了した後又は第7条（第1号を除く。）の規定により貸与の決定が取り消された後も引き続き当該<u>教育機関等の課程を履修している</u>とき 当該<u>課程を履修している</u>期間 (2) <u>医療職の職員として市立病院に勤務しているとき（助産師免許を取得した者にあつては、助産師として勤務しているときに限る。）</u> 当該勤務をしている期間 (3) <u>免許等を取得することができないでいるとき</u> 当該<u>教育機関等の課程を修了した日の属する月の翌月から起算して2年を超えない範囲内</u>において管理者が定める期間 (4) [略] （返還義務の免除） 第11条 管理者は、支援資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与した支援資金の返還未済額の全部の返還を免除するものとする。 (1) <u>免許等を取得した後に継続して3年以上、医療職の職員として市立病院に勤務したとき（助産師免許を取得した者にあつては、助産師と</u>	与を一時差し止めることができる。 （支援資金の返還の猶予） 第10条 管理者は、支援資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める期間、支援資金の返還を猶予することができる。 (1) 貸与期間が終了した後又は第7条（第1号を除く。）の規定により貸与の決定が取り消された後も引き続き当該<u>助産師学校等に在学している</u>とき 当該<u>在学をしている</u>期間 (2) <u>助産師免許を取得した者にあつては助産師（常時勤務を要するもの（臨時の職にあるものを除く。）に限る。以下同じ。）として、専門看護師資格又は認定看護師資格を取得した者にあつては看護師として、市立病院に勤務しているとき</u> 当該勤務をしている期間 (3) <u>助産師免許等を取得することができないでいるとき</u> 当該<u>助産師学校等を卒業した日の属する月の翌月から起算して2年を超えない範囲内</u>において管理者が定める期間 (4) [略] （返還義務の免除） 第11条 管理者は、支援資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与した支援資金の返還未済額の全部の返還を免除するものとする。 (1) <u>助産師免許を取得した者にあつては助産師として、専門看護師資格又は認定看護師資格を取得した者にあつては看護師として、助産師免</u>

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
<u>して勤務したときに限る。）。</u> (2) 〔略〕 2 〔略〕	<u>許等を取得した後に３年以上、市立病院に勤務したとき。</u> (2) 〔略〕 2 〔略〕

財産（幼児療育園跡地活用事業用地）の交換について

次のとおり財産を交換するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

令和6年（2024年）8月30日提出

枚方市長 伏見 隆

記

1. 交換相手先
枚方市内在住者

2. 交換物件

（1）枚方市が交換に供する物件（交換渡財産）

所在地	地番	地目	面積（㎡）
枚方市三矢町	322-4	宅地	16.53㎡

（2）枚方市内在住者が交換に供する物件（交換受財産）

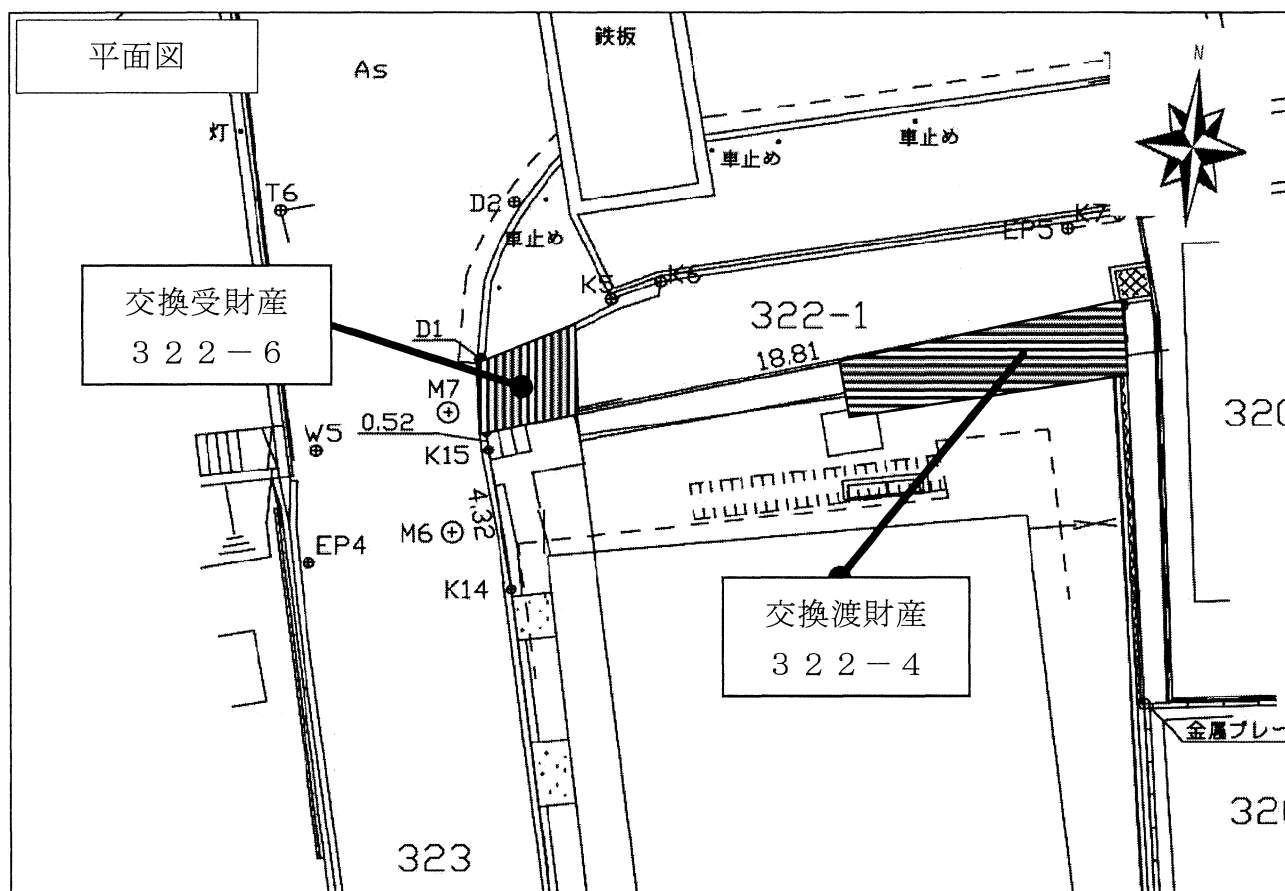
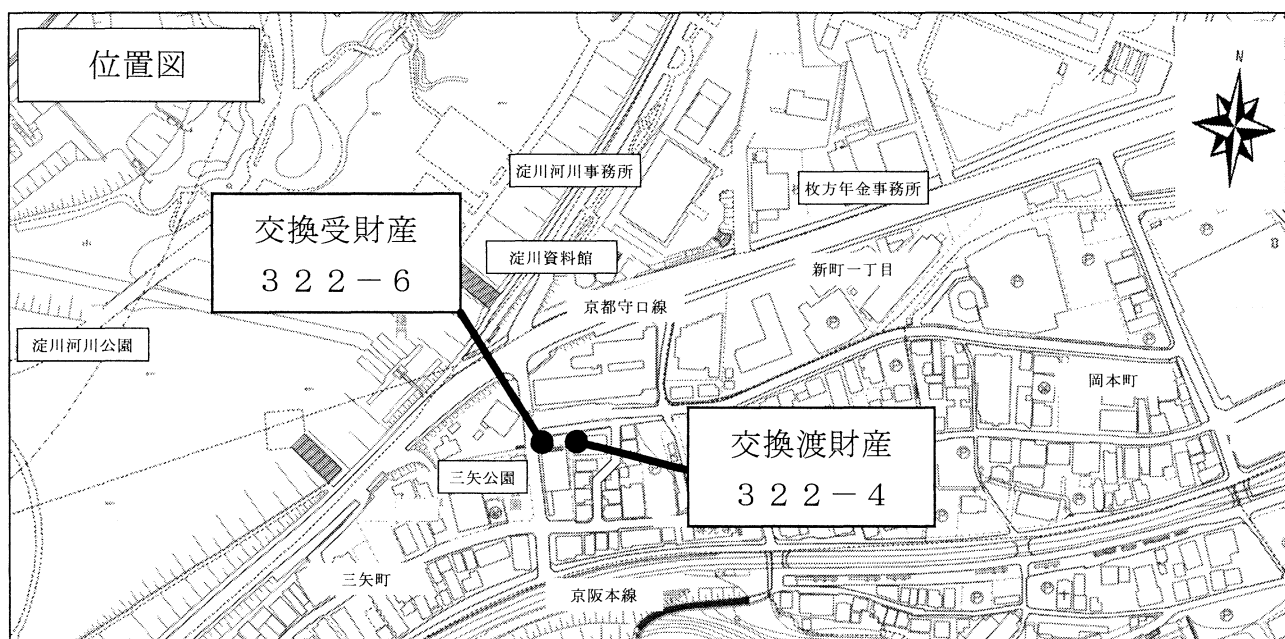
所在地	地番	地目	面積（㎡）
枚方市三矢町	322-6	雑種地	6.76㎡

3. 交換による差額（相手方が枚方市に支払う金額）
2,324,000円

4. 参考図面
位置図、平面図

提案理由

幼児療育園跡地活用事業推進にかかる歩行空間を整備する用地を確保するため。



財産（消防団ポンプ車両）の取得について

次のとおり財産を取得するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和6年（2024年）8月30日提出

枚方市長 伏 見 隆

記

1. 取得物件 消防団ポンプ車両 3台
2. 契約先 大阪市住吉区万代東1丁目5番22号
小川ポンプ工業株式会社
代表取締役 小河 元
3. 取得金額 金 25,575,000 円
4. 用途 枚方市消防団の火災対応業務に使用
5. 目的 円滑な消防活動と安全性の向上を図るため。
6. 契約条項その他 契約内容に関しては、枚方市契約規則第38条に定める事項を記載した契約による。

議案第39号参考資料

制限付き一般競争入札（物品希望型）
執行調書

名 称	枚方市消防団ポンプ車両購入				
落札者名	小川ポンプ工業(株)				
業務区分	物品				
契約金額 (内消費税額)	金 25,575,000 円 (金 2,325,000 円)				
契約期間	自	本契約締結日		至	仕様書のとおり
公告日	令和6年7月8日		入札日	令和6年7月31日 11時00分	
予定価格 (単位:円)	23,580,000				
入 札 状 況	参加業者名	第1回目 入札書記載金額	第2回目 入札書記載金額	第3回目 入札書記載金額	備 考
	小川ポンプ工業 (株)	23,250,000			落札
	中央商工 (株)	23,400,000			
	木内ポンプ (株)	23,460,000			

- ① 「契約金額」は、消費税及び地方消費税の額を含んだ法律上の契約金額です。
 ② 「予定価格」及び「入札書記載金額」は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額です。

枚方市総合文化芸術センターの指定管理者の指定について

次のとおり枚方市総合文化芸術センターの指定管理者の指定につき、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求める。

令和6年（2024年）8月30日提出

枚方市長 伏見 隆

記

- | | |
|----------|---|
| 1. 施設の名称 | 枚方市総合文化芸術センター |
| 2. 団体の名称 | アートシティひらかた共同事業体
(代表団体) サントリーパブリシティサービス株式会社 |
| 3. 指定の期間 | 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間 |

枚方市 指定候補者 選定調書

施設名称		枚方市総合文化芸術センター					
指定候補者として選定された団体		アートシティひらかた共同事業体		指定期間	令和 7年 4月 1日から 令和12年 3月31日まで		
選定委員会への諮問日		令和6年4月9日		選定委員会からの答申日	令和6年7月11日		
選定の概要		枚方市総合文化芸術センターの指定候補者を選定するため「枚方市総合文化芸術センター指定管理者選定委員会」に諮問した。 募集要項等について、同選定委員会の意見を踏まえた上で、内容を確定し、令和 6 年 5 月 16 日から 6 月 14 日までの間、公募を行った。申請団体は 1 団体であった。					
		【選定委員会での審査概要】 同選定委員会で、申請団体から提出された事業計画書が募集要項に掲げた条件を満たしているかについて審査が行われ、要求事項を満たしていることが確認された。 その後、事業計画書に記載されている各提案内容について、申請団体のプレゼンテーションを実施し、提案内容等に対する申請団体への質疑を行った後、選定基準の要求事項の項目ごとに評価を行い、指定管理料の額と合わせて総合評価を行った。					
		(評価方法) 評価については、事業計画に関する内容審査と指定管理料の額をそれぞれ点数化し、それらを合算する総合評価方式で行った。内容審査は 80 点満点、指定管理料の額は 20 点満点とし、これらの合計 100 点満点で評価を行った。					
		(選定委員会での主な意見と結果) 共同事業体を構成する 3 社は、他施設での豊富な実績・経験を有し、信頼性の高い、優れた専門家集団を形成しており、財務状況からも堅実で安定した経営が見てとれる。申請団体は現行の指定管理期間（第 1 期）でも本施設の指定管理を行っているが、民間事業者が指定管理を行う基礎自治体が設置している大型文化施設の中では、本施設は公演（事業）の質と多様性は全国的に見てトップレベルの評価を得ている。 本提案における事業企画については、幅広い顧客層を対象にできる出演者等の選定や枚方の市場に適合した入場料価格の設定を行うなど、顧客の拡大に貢献できる提案をはじめ、次世代を担う若者たちの育成に関する企画や市内の活動団体とともにお互いの展開につながる事業も計画されている。また、指定管理期間の 5 年の提案にとどまらず、文化芸術について将来的な育成サイクルを構築し、枚方で永続的に発展継承されていく土台づくりを目指している点も評価できる。 施設管理については、本施設においてすでに約 4 年間の管理運営実績があることから、施設の特徴等を熟知し、知識・経験を積み上げており一定の信頼性が認められる。危機管理の意識も行き届いており、警備、清掃員までも情報を共有し、点検・目配りを促す体制を提案されている。 以上の内容から、指定候補者として選定する旨の答申が提出された。					
		上記、選定委員会の答申に基づき、同年 8 月 15 日に指定候補者を選定した。					
提案指定管理料の上限額		3, 573, 340, 000 円		調査基準価格		3, 037, 339, 000 円	
申請団体		提案指定管理料の額 (5 ケ年の合計額)		事業計画に関する内容審査 (A) 80 点満点	提案された指定管理料の額 (B) 20 点満点	総合評価点 (A) + (B) 100 点満点	順位
①	アートシティひらかた 共 同 事 業 体	3, 549, 981, 000 円		69. 80 点	10. 44 点	80. 24 点	1

※「提案指定管理料の上限額」「調査基準価格」「提案指定管理料の額」には、消費税及び地方消費税を含む。

評価結果【枚方市総合文化芸術センター】

事業計画に関する内容審査 配点80点

要求事項		配点	申請団体1 アートシティひらかた共同事業体 得点
1. 申請団体の経営方針等に関する事項		9	7.90
①団体の経営方針		5	4.50
②指定管理者の指定を申請した理由		2	1.60
③経営の継続性・安定性		2	1.80
2. 施設の経営方針に関する事項		53	44.90
①施設の現状に対する考え方及び将来展望		2	1.60
②施設運営に関する計画	(ア) 施設運営全般に関する提案 12～17	4	3.20
	18～20	6	5.40
	21	2	1.30
	(イ) 文化芸術事業全般に対する考え方 22～24	6	5.40
	25	4	3.20
	(ウ) 自主事業に対する考え方 26	4	3.60
	27～29	7	6.30
	30～32	5	4.50
	(エ) 指定事業に対する考え方 33～34	4	3.20
	(オ) 施設の貸出等に関する業務の提案 35～37	4	3.20
	38～39	5	4.00
3. 施設の管理に関する事項		10	9.80
①施設管理全般に関する提案		8	8.00
②環境への配慮に関する提案		2	1.80
4. 情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項		2	1.80
情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項		2	1.80
5. 緊急時における対策に関する事項		3	2.70
緊急時における対策に関する事項		3	2.70
6. その他		3	2.70
その他		3	2.70
得点合計(A) (80点満点)		80	69.80

指定管理料の額 配点20点

項 目	申請団体1 アートシティひらかた共同事業体
提案された指定管理料(単位:円)	3,549,981,000
指定管理料の得点(B) (20点満点) 【配点(20点)×{基礎係数0.5+加算係数{0.5×(上限額-提案額)÷(上限額-調査基準価格)}}】	10.44

○総合評価点

項 目	申請団体1 アートシティひらかた共同事業体
総合評価点(A+B)	80.24
順位	1

○評価内容

【申請団体１】

共同事業体を構成する３社は、他施設での豊富な実績・経験を有し、信頼性の高い、優れた専門家集団を形成しており、財務状況からも堅実で安定した経営が見てとれる。申請団体は現行の指定管理期間（第１期）でも本施設の指定管理を行っているが、民間事業者が指定管理を行う基礎自治体が設置している大型文化施設の中では、本施設は公演（事業）の質と多様性は全国的に見てトップレベルの評価を得ている。

本提案における事業企画については、幅広い顧客層を対象にできる出演者等の選定や枚方の市場に適合した入場料価格の設定を行うなど、顧客の拡大に貢献できる提案をはじめ、次世代を担う若者たちの育成に関する企画や市内の活動団体とともにお互いの展開につながる事業も計画されている。また、指定管理期間の５年の提案にとどまらず、文化芸術について将来的な育成サイクルを構築し、枚方で永続的に発展継承されていく土台づくりを目指している点も評価できる。

施設管理については、本施設においてすでに約４年間の管理運営実績があることから、施設の特徴等を熟知し、知識・経験を積み上げており一定の信頼性が認められる。危機管理の意識も行き届いており、警備、清掃員までも情報を共有し、点検・目配りを促す体制を提案されている。

以上の内容も含め、申請団体は指定候補者として適当であると判断する。

なお、公演事業についてはバランスの取れた多彩な展開で、市民にとって「行ってみたい公演がいつも複数ある」センターを目指すとともに、第１期で実績を積んだ「賑わいの創出」をさらに拡大し、枚方市駅周辺エリアと連携した具体的な取り組みを進め、回遊性が促進されるよう期待する。また、次期指定管理期間（第２期）においては「賑わい」から「交流」への深化に向けて、中長期的なアウトカム指標となる定性評価の手法を検討されたい。

事業計画に関する確認事項一覧（枚方市総合文化芸術センター）

要求事項	確認事項
1. 申請団体の経営方針等に関する事項	
①団体の経営方針	1. 設立目的、経営実績、組織の状況及び運営方針の具体的な説明がなされている 2. 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に規定される休業・休暇制度が確保されている 3. 労働安全衛生法に基づき定期健康診断を実施するとともに、ワーク・ライフ・バランスを推進する取組が実施されている 4. 障害者雇用促進法に基づき障害者の雇用義務がある事業主にあつては、法定雇用率が達成されている（申請段階で未達成の場合は、本施設における雇用をはじめ、雇用率が達成できるよう提案されている） 5. 高年齢者雇用安定法に基づき、65 歳までの定年引上げや継続雇用など、高年齢者雇用確保措置を講じている 6. 公正採用への対応として、大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱、又は大阪労働局公正採用選考人権啓発推進員設置要綱に基づき、「公正採用選考人権啓発推進員」を設置している 7. ハラスメントの相談窓口が設置されている。また、ハラスメントを防止するための対策が講じられている
②指定管理者の指定を申請した理由	8. 申請した理由が、団体経営方針との関係を踏まえ明確に示されている
③経営の継続性・安定性	9. 国税、市税（市内に事業所を有する者）に係る徴収金を完納している 10. 財務状況の健全性、運営体制、同種施設の運営実績等から、施設の安定的な管理運営を期することができる
2. 施設の経営方針に関する事項	
①施設の現状に対する考え方及び将来展望	11. 施設の設置目的等を踏まえた現状認識及び今後の方向性が提案されている
②施設運営に関する計画	12. 提案上限額を下回り、かつ、適正な指定管理料が提案されている 13. 関係法令及び本市条例・規則を遵守し、施設の設置目的に沿った運営計画が提案されている
	(ア) 施設運営全般に関する提案 14. 利用者が安全に利用できるよう施設内で発生するトラブルへの対応方法等について提案されている 15. 利用者等の安全・秩序維持のための適切な対応方法について提案されている 16. 業務に従事する者の教育研修方針が提案されている 17. 業務に従事する者が、人権について正しい認識を持って業務を遂行できるよう、人権研修（ハラスメント研修を含む）について、提案されている 18. 利用者の開拓や訴求力の高い宣伝活動などについて、SNS 等を活用するなど、多角的で効果的な方策により戦略的な広報を展開する提案となっている 19. センター会員制度について、魅力的な提案となっている 20. チケット販売業務について、WEB 販売や窓口販売等において、サービス向上に関する提案がなされている
	21. カフェ等運営業務について、営業時間を含め魅力的かつ持続可能な内容で、施設や地域の賑わいに寄与する提案となっている
	(イ) 文化芸術事業する考え方 22. 「枚方市文化芸術振興計画（改訂版）」の内容を理解したうえで、事業の考え方が提案されている 23. 本市の文化芸術の裾野を広げる観点、また、市駅周辺の賑わい創出や活性化の観点を的確に理解した考え方が提案されている 24. 自主事業、指定事業として毎年度、合計 85 事業以上を提案している
	25. 文化芸術事業の専門知識や経験等が豊富な人材を、自主事業・指定事業を円滑に実施するに見合った人員が適正に配置されている

	(ウ)自主事業に対する考え方	26. 入場料の価格設定について、市民が鑑賞しやすく、かつ満席を目指すための明確なビジョンが示されたうえで提案されている 27. 枚方市の魅力や交流人口の増加、賑わいの創出に資することができる国内外の著名なアーティストを招聘した目玉公演の企画・実施について、明確なビジョンが示されている 28. 幅広い分野で質の高い鑑賞事業を実施することに対して明確な考え方が示されている 29. 市独自の良質な音楽事業や舞台芸術作品の制作についてのアイデアが提案されている 30. 若手アーティストの育成や次世代育成事業に対して明確な方向性が示されている 31. 社会包摂事業について、障害・年齢・家庭の状況などの理由により一定の配慮が必要な方が参加しやすい事業展開の考え方が示されている 32. 諸室(別館施設を含む)や広場を活用した、広がりのある事業展開についての考え方が提案されている
	(エ)指定事業に対する考え方	33. 市内の文化芸術関係団体と良好な関係で事業を実施できる環境が整っている 34. 市民の文化芸術活動の発表の場としての役割を理解している
	(オ)施設の貸出等に関する業務の提案	35. 施設稼働率の目標水準が達成されるような提案がされている 36. 利用者に対する接遇対応向上について提案されている 37. セルフモニタリング及び利用者等に対するアンケートの実施について提案されている 38. 施設の貸出に関する業務を適正かつ効率的・効果的に遂行できる人員が適正に配置されている 39. 施設を利用して文化芸術活動を行うための専門的な相談(舞台・広報等)を受け、適切に助言するための体制が提案されている
3. 施設の管理に関する事項		
①施設管理全般に関する提案		40. 関係法令及び本市条例・規則を遵守し、施設の設置目的に沿った管理計画が提案されている 41. 施設の管理に関する業務を適正かつ効率的・効果的に遂行できる人員が適正に配置されている 42. 建築設備全般に係る点検・保守を適切に実施し、機能保全・利用者への安全、快適な環境が提案されている 43. 備品管理に当たり、管理簿の整備及び責任所在について提案されている
②環境への配慮に関する提案		44. 施設内で生じた廃棄物の適切な一時保管、搬出、処理の提案がされている 45. 環境に配慮した管理運営を目指し、ごみの削減、節電・省エネルギー等の取組が提案されている
4. 情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項		
		46. 枚方市情報公開条例の目的等を踏まえ、管理運営事業で保有する情報の公開に関する対応が明確に示されている 47. 個人情報保護法及び関係法令の目的等を踏まえ、個人情報の保護に関する必要な措置について明確に示されている
5. 緊急時における対策に関する事項		
		48. 緊急時・防犯・防災対策の危機管理マニュアル作成等が提案されている 49. 緊急事態発生時又は発生が予測される場合における常時連絡可能な体制・方策が提案されている 50. 構成員間(本支社間含む)、市との間におけるリスク分担に対する考え方が明確に示され、かつ考え方に対応した分担内容となっている
6. その他		
		51. 利用者サービスを維持・向上させる具体的な取組について提案されている 52. 地域や事業者等と連携し、センターやまちの魅力向上への寄与についての考え方が示されている 53. 市が実施する事業に対する協力やコミュニケーションを活発にする連絡体制等、市と積極的に連携・協力する姿勢が見受けられる

指定候補者選定の経過

令和6年4月9日 枚方市総合文化芸術センター指定管理者選定委員会への諮問
第1回指定管理者選定委員会開催
管理運営状況、募集要項、基本仕様書の確認、指定管理者
選定基準及びプレゼンテーション実施方法について審議

令和6年7月11日 第2回指定管理者選定委員会開催
申請状況等の報告、事業計画書の提案内容についてのプレ
ゼンテーション実施、指定候補者についての審議及び枚方
市総合文化芸術センター指定管理者選定委員会からの答申

令和6年8月15日 指定候補者の選定

枚方市総合文化芸術センター指定管理者選定委員会の構成

(委員名は五十音順)

	氏 名 (所属)	選出区分
会 長	明石 成司 (弁護士)	学識経験のある者
副会長	中川 恵子 (税理士)	
委 員	中井 由貴子 (枚方演奏家協会 会長)	専門的知識を有する者
委 員	林 伸光 (兵庫県立芸術文化センター 総括アドバイザー)	
委 員	藤野 一夫 (兵庫県立芸術文化観光専門職大学 副学長)	

議案第 4 1 号

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

次のとおり大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関し、協議することにつき、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 1 1 の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年（2 0 2 4 年）8 月 3 0 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）の一部改正等に伴い、
所要の整備を行うため。

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

大阪府後期高齢者医療広域連合規約（平成１９年１月１７日大阪府指令市第３２０５号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「被保険者証及び被保険者資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

別表第２の備考中「及び外国人登録原票」を削る。

附 則

この規約は、令和６年１２月２日から施行する。

議案第 4 1 号参考資料

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について

変更部分の新旧対照表

新（改正後）		旧（現行）	
別表第 1（第 4 条関係）		別表第 1（第 4 条関係）	
項	関係市町村において行う事務	項	関係市町村において行う事務
1	（略）	1	（略）
2	資格確認書等の引渡し	2	被保険者証及び被保険者資格証明書の引渡し
3	資格確認書等の返還の受付	3	被保険者証及び被保険者資格証明書の返還の受付
4～6	（略）	4～6	（略）
別表第 2（第 1 7 条関係）		別表第 2（第 1 7 条関係）	
別表（略）		別表（略）	
備考		備考	
1 高齢者人口割については、前年度の 9 月 3 0 日現在の住民基本台帳に基づく満 7 5 歳以上の人口による。		1 高齢者人口割については、前年度の 9 月 3 0 日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく満 7 5 歳以上の人口による。	
2 人口割については、前年度の 9 月 3 0 日現在の住民基本台帳に基づく人口による。		2 人口割については、前年度の 9 月 3 0 日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口による。	
附 則 <u>この規約は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。</u>			

議案第 42 号

大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について

次のとおり大阪広域水道企業団規約の変更に関し、協議することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により議会の議決を求める。

令和6年（2024年）8月30日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由 岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市の水道事業を大阪広域水道企業団に統合するため。

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約

大阪広域水道企業団規約（平成22年11月2日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。
別表第2中「藤井寺市」の前に「岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市、」を加える。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 42 号参考資料

大阪広域水道企業団規約の一部変更について

主要な変更部分の新旧対照表

新（変更後）	旧（現 行）		
別表第 2 （第 3 条関係） 大阪広域水道企業団規約（平成22年11月 2 日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。 次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。 <table><tr><td>岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村</td></tr></table>	岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村	別表第 2 （第 3 条関係） <table><tr><td>藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村</td></tr></table>	藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村
岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村			
藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村			

議案第43号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のとおり和解し、損害賠償の額を定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求める。

令和6年（2024年）8月30日提出

枚方市長 伏 見 隆

記

1. 賠償の額 金 3, 588, 004 円

2. 賠償の相手方 枚方市所在の法人

3. 事案概要

平成30年度から令和4年度までの各年度において、本市と相手方との間で業務委託契約を締結して実施した障害者地域生活支援事業（相談支援事業・基幹相談支援事業）に関し、本市において当該事業が消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）の非課税対象であると誤認し、当該委託料の積算に際し消費税の計上を遺漏したことにより、相手方において以下の消費税の納付税額に相当する損失（以下「本件損失」という。）が生じたもの。

相手方の消費税に係る納付税額

年度	消費税額	延滞税額	合計
平成30年度	726,852 円	－円	726,852 円
令和元年度	720,244 円	－円	720,244 円
令和2年度	713,636 円	－円	713,636 円
令和3年度	713,636 円	－円	713,636 円
令和4年度	713,636 円	－円	713,636 円
総 計			3,588,004 円

4. 和解の内容

（1）本市は、本件損失に対し、相手方に金 3, 588, 004 円を支払う。

（2）（1）の支払は、本市の議会の議決を得た日以降、速やかに相手方の指定する銀行預金口座に振り込む方法により行うものとする。

なお、本件損失の発生に関しては、上記金銭の支払以外に、本市相手方間に何らの債権、債務がないことを確認する。

議案第 4 4 号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のとおり和解し、損害賠償の額を定めることにつき、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年（2 0 2 4 年）8 月 3 0 日提出

枚方市長 伏 見 隆

記

1. 賠償の額 金 2, 4 1 6, 1 0 0 円

2. 賠償の相手方 枚方市所在の法人

3. 事案概要

平成 30 年度から令和 4 年度までの各年度において、本市と相手方との間で業務委託契約を締結して実施した障害者地域生活支援事業（相談支援事業）に関し、本市において当該事業が消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）の非課税対象であると誤認し、当該委託料の積算に際し消費税の計上を遺漏したことにより、相手方において以下の消費税の修正申告に係る納付税額に相当する損失（以下「本件損失」という。）が生じたもの。

相手方の消費税の修正申告に係る納付税額

年度	消費税額	延滞税額	合計
平成 30 年度	407, 300 円	10, 500 円	417, 800 円
令和元年度	451, 500 円	11, 600 円	463, 100 円
令和 2 年度	500, 000 円	12, 400 円	512, 400 円
令和 3 年度	500, 000 円	12, 100 円	512, 100 円
令和 4 年度	500, 000 円	10, 700 円	510, 700 円
総 計			2, 416, 100 円

4. 和解の内容

- (1) 本市は、本件損失に対し、相手方に金 2, 4 1 6, 1 0 0 円を支払う。
- (2) (1) の支払は、本市の議会の議決を得た日以降、速やかに相手方の指定する銀行預金口座に振り込む方法により行うものとする。

なお、本件損失の発生に関しては、上記金銭の支払以外に、本市相手方間に何らの債権、債務がないことを確認する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のとおり和解し、損害賠償の額を定めることにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年（2024 年）8 月 30 日提出

枚方市長 伏 見 隆

記

1. 賠償の額 金 3, 249, 900 円

2. 賠償の相手方 枚方市所在の法人

3. 事案概要

平成 30 年度から令和 4 年度までの各年度において、本市と相手方との間で業務委託契約を締結して実施した障害者地域生活支援事業（相談支援事業・基幹相談支援事業）に関し、本市において当該事業が消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）の非課税対象であると誤認し、当該委託料の積算に際し消費税の計上を遺漏したことにより、相手方において以下の消費税の修正申告に係る納付税額に相当する損失（以下「本件損失」という。）が生じたもの。

相手方の消費税の修正申告に係る納付税額

年度	消費税額	延滞税額	合計
平成 30 年度	570,100 円	14,800 円	584,900 円
令和元年度	629,200 円	15,800 円	645,000 円
令和 2 年度	713,100 円	17,400 円	730,500 円
令和 3 年度	659,200 円	15,600 円	674,800 円
令和 4 年度	602,400 円	12,300 円	614,700 円
総 計			3,249,900 円

4. 和解の内容

（1）本市は、本件損失に対し、相手方に金 3, 249, 900 円を支払う。

（2）（1）の支払は、本市の議会の議決を得た日以降、速やかに相手方の指定する銀行預金口座に振り込む方法により行うものとする。

なお、本件損失の発生に関しては、上記金銭の支払以外に、本市相手方間に何らの債権、債務がないことを確認する。

議案第46号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のとおり和解し、損害賠償の額を定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求める。

令和6年（2024年）8月30日提出

枚方市長 伏 見 隆

記

1. 賠償の額 金 3,387,300円

2. 賠償の相手方 枚方市所在の法人

3. 事案概要

平成30年度から令和4年度までの各年度において、本市と相手方との間で業務委託契約を締結して実施した障害者地域生活支援事業（相談支援事業）に関し、本市において当該事業が消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）の非課税対象であると誤認し、当該委託料の積算に際し消費税の計上を遺漏したことにより、相手方において以下の消費税の修正申告に係る納付税額に相当する損失（以下「本件損失」という。）が生じたもの。

相手方の消費税の修正申告に係る納付税額

年度	消費税額	延滞税額	合計
平成30年度	562,500円	14,700円	577,200円
令和元年度	642,500円	16,400円	658,900円
令和2年度	690,000円	17,000円	707,000円
令和3年度	699,700円	16,600円	716,300円
令和4年度	712,700円	15,200円	727,900円
総 計			3,387,300円

4. 示談内容

- (1) 本市は、本件損失に対し、相手方に金 3,387,300円を支払う。
- (2) (1)の支払は、本市の議会の議決を得た日以降、速やかに相手方の指定する銀行預金口座に振り込む方法により行うものとする。

なお、本件損失の発生に関しては、上記金銭の支払以外に、本市相手方間に何らの債権、債務がないことを確認する。

議案第 47 号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のとおり和解し、損害賠償の額を定めることにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年（2024 年）8 月 30 日提出

枚方市長 伏 見 隆

記

1. 賠償の額 金 2,653,466 円

2. 賠償の相手方 枚方市所在の法人

3. 事案概要

平成 30 年度から令和 4 年度までの各年度において、本市と相手方との間で業務委託契約を締結して実施した障害者地域生活支援事業（相談支援事業）に関し、本市において当該事業が消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）の非課税対象であると誤認し、当該委託料の積算に際し消費税の計上を遺漏したことにより、相手方において以下の消費税の修正申告に係る納付税額に相当する損失（以下「本件損失」という。）が生じたもの。

相手方の消費税の修正申告に係る納付税額

年度	消費税額	延滞税額等	合計
平成 30 年度	418,566 円	71,768 円	490,334 円
令和元年度	463,772 円	67,005 円	530,777 円
令和 2 年度	499,259 円	59,513 円	558,772 円
令和 3 年度	496,819 円	47,567 円	544,386 円
令和 4 年度	493,965 円	35,232 円	529,197 円
総 計			2,653,466 円

4. 和解の内容

（1）本市は、本件損失に対し、相手方に金 2,653,466 円を支払う。

（2）（1）の支払は、本市の議会の議決を得た日以降、速やかに相手方の指定する銀行預金口座に振り込む方法により行うものとする。

なお、本件損失の発生に関しては、上記金銭の支払以外に、本市相手方間に何らの債権、債務がないことを確認する。

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のとおり和解し、損害賠償の額を定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求める。

令和6年（2024年）8月30日提出

枚方市長 伏 見 隆

記

1. 賠償の額 金 2,097,600円

2. 賠償の相手方 枚方市所在の法人

3. 事案概要

平成30年度から令和4年度までの各年度において、本市と相手方との間で業務委託契約を締結して実施した障害者地域生活支援事業（相談支援事業・基幹相談支援事業）に関し、本市において当該事業が消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）の非課税対象であると誤認し、当該委託料の積算に際し消費税の計上を遺漏したことにより、相手方において以下の消費税の修正申告に係る納付税額に相当する損失（以下「本件損失」という。）が生じたもの。

相手方の消費税の修正申告に係る納付税額

年度	消費税額	延滞税額	合計
平成30年度	358,200円	9,200円	367,400円
令和元年度	393,000円	10,100円	403,100円
令和2年度	431,700円	10,700円	442,400円
令和3年度	434,000円	10,500円	444,500円
令和4年度	431,200円	9,000円	440,200円
総 計			2,097,600円

4. 和解の内容

- (1) 本市は、本件損失に対し、相手方に金 2,097,600円を支払う。
- (2) (1)の支払は、本市の議会の議決を得た日以降、速やかに相手方の指定する銀行預金口座に振り込む方法により行うものとする。

なお、本件損失の発生に関しては、上記金銭の支払以外に、本市相手方間に何らの債権、債務がないことを確認する。

議案第49号

令和5年度大阪府枚方市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和5年度大阪府枚方市水道事業会計未処分利益剰余金を次のように処分するにつき、議会の議決を求める。

令和6年（2024年）8月30日提出

枚方市長 伏見 隆

記

- | | |
|-------------|--|
| 1. 未処分利益剰余金 | 1, 792, 904, 844円 |
| 2. 処 分 内 容 | 建設改良積立金に1, 076, 742, 613円を積立
その他積立金に716, 162, 231円を積立 |

議案第50号

令和5年度大阪府枚方市病院事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和5年度大阪府枚方市病院事業会計未処分利益剰余金を次のように処分するにつき、議会の議決を求める。

令和6年（2024年）8月30日提出

枚方市長 伏見 隆

記

- | | |
|-------------|------------------------|
| 1. 未処分利益剰余金 | 1,966,327,260円 |
| 2. 処 分 内 容 | その他積立金に100,000,000円を積立 |

議案第 5 1 号

令和 5 年度大阪府枚方市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 5 年度大阪府枚方市下水道事業会計未処分利益剰余金を次のように処分するにつき、議会の議決を求める。

令和 6 年（2 0 2 4 年）8 月 3 0 日提出

枚方市長 伏 見 隆

記

- | | |
|-------------|---|
| 1. 未処分利益剰余金 | 1, 6 3 8, 2 8 2, 3 9 5 円 |
| 2. 処 分 内 容 | 資本金に 1, 5 5 3, 3 5 9, 8 9 0 円を組み入れ
減債積立金に 8 4, 9 2 2, 5 0 5 円を積立 |

発行年月 令和6年(2024年)8月

発行 枚方市
大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号

編集 総合政策部財政課
Tel 072-841-1221(代表)
072-841-1311(直通)